

松江市男女共同参画計画
《後期実施計画》

MATSUE

平成24年3月
松江市

はじめに

男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性豊かに生き生きと暮らしていける社会です。

松江市においては、平成19年3月に平成28年度までの10カ年を計画期間とする「松江市男女共同参画計画」を策定し、合併後の新松江市の男女共同参画政策を積極的に推進してまいりました。

しかし、近年、少子高齢化の急速な進展や、雇用情勢の一層の悪化など社会情勢の変化により、これまでの取り組みに加え、新たな課題への取り組みが必要となりました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災により、あらためて防災や災害現場における男女共同参画の視点での取り組みの必要性が問われることとなりました。

このたび、計画期間の前期5年が経過し、計画の達成状況、社会情勢の変化や市民意識調査結果を検証するとともに、新たな課題への取り組みも含めて、今後5年間の施策の方向と具体的施策を示した後期実施計画を策定いたしました。

後期実施計画では、新たに「女性人材の登用と育成」、「防災・災害への取り組み」や「ワーク・ライフ・バランス」の推進などの項目を盛り込み、新たな男女共同参画を取り巻く情勢に対応してまいります。

今後、この実施計画に基づき、男女共同参画の一層の推進を図ってまいります。取り組む課題はあらゆる分野にわたっております。市民、企業、関係団体の皆様により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました松江市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

松江市長 松浦正敬

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 計画改定の趣旨…………… 2
- 2 計画策定の背景
国・島根県・松江市のとりくみ…………… 4

第2章 意識調査から …… 8

第3章 計画の考え方

- 1 計画の基本的な考え方と位置づけ……………16
- 2 基本理念……………16
- 3 重点目標……………18
- 4 基本課題……………19
- 5 計画の期間……………19
- 施策体系図……………20

第4章 施策の展開

- 基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進……………24
 - 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進……………24
 - 2 女性人材の登用・育成……………27

- 基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり……………28
 - 1 男女共同参画で進める地域づくり……………28
 - 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進……………30
 - 3 地域産業における男女共同参画の推進……………33
 - 4 女性のチャレンジ支援策の推進……………34
 - 5 多様なライフスタイルに応える子育て支援、高齢者支援の充実……………35

- 基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり……………38
 - 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し……………38
 - 2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進……………41
 - 3 男女共同参画に関する情報整備……………43
 - 4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり……………44

- 基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ……………45
 - 1 人権尊重の意識づくり……………45
 - 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶……………47
 - 3 男女の生涯を通じた健康支援……………49

第5章 計画の推進

- 1 推進体制の整備・強化……………52
- 2 数値目標の設定と推進……………54
- 3 継続して注視すべき数値……………67

資料編

- ・ 策定経過……………73
- ・ 松江市男女共同参画審議会……………74
- ・ 男女共同参画年に関する国内外の動き……………75
- ・ 男女共同参画社会基本法……………78
- ・ 島根県男女共同参画推進条例……………82
- ・ 松江市男女共同参画推進条例……………87
- ・ 松江市男女共同参画推進条例施行規則……………91
- ・ 男女共同参画に関するデータ集……………93

第1章 策定にあたって

第1章 策定にあたって

① 計画改定の趣旨

松江市では、性別により差別されることなく、男女が対等な立場で、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざし、平成15年に「松江市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成19年3月には、市町村合併を機に、条例に基づいて「松江市男女共同参画計画」を策定し、重点的に取り組む3つの重点目標を掲げ、その中でも、特に重要視している27項目の事項については、具体的な数値目標を設定し、様々な施策に積極的に取り組んできました。

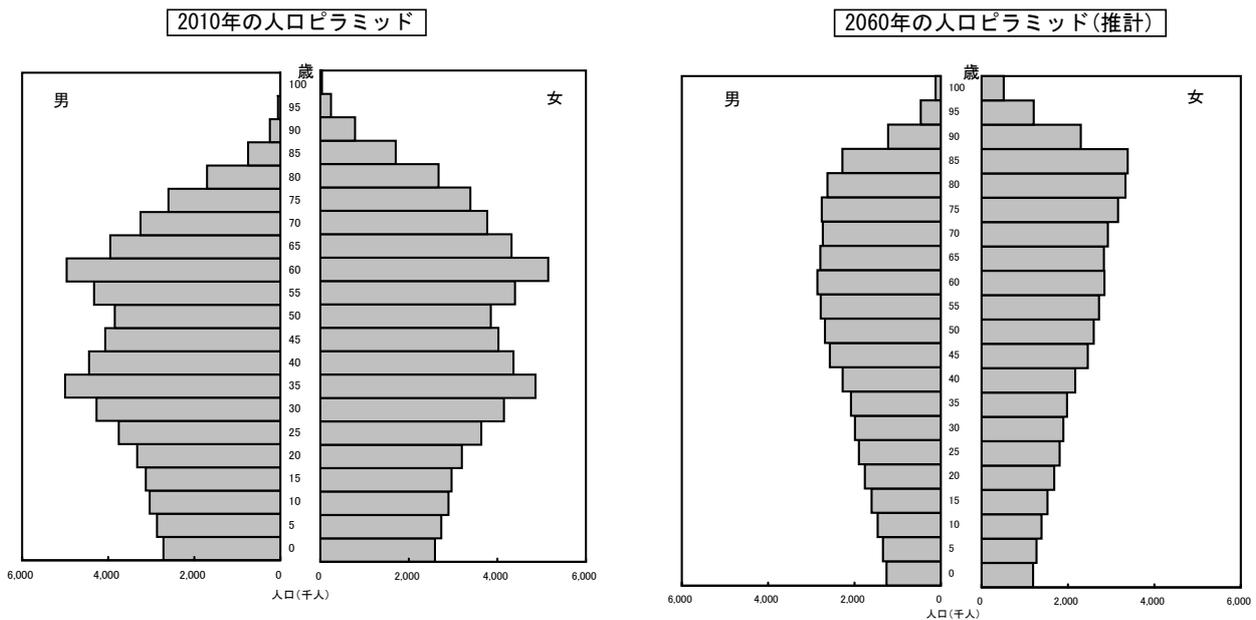
これまでのとりくみの結果、「多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実」をめざして設定した、保育所や児童クラブに関するすべての数値目標は、いち早く達成することができました。また、平成22年10月には、「男女共同参画都市」を宣言し、広く市民の気運の醸成を図ってきました。

しかしながら、平成22年度に実施した市民意識調査において、約8割の市民が、男女の地位は平等ではないと感じており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった性別役割分担意識も未だ根強くあることが明らかになりました。

平成19年度から平成28年度を計画期間として、「松江市男女共同参画計画」がスタートしてから、前期実施計画期間の5年が経過しましたが、この間、少子高齢化の加速や雇用状況の悪化など、社会情勢の変化により新たに生じた課題へのとりくみも必要となってきました。

◆日本の人口ピラミッドの推移

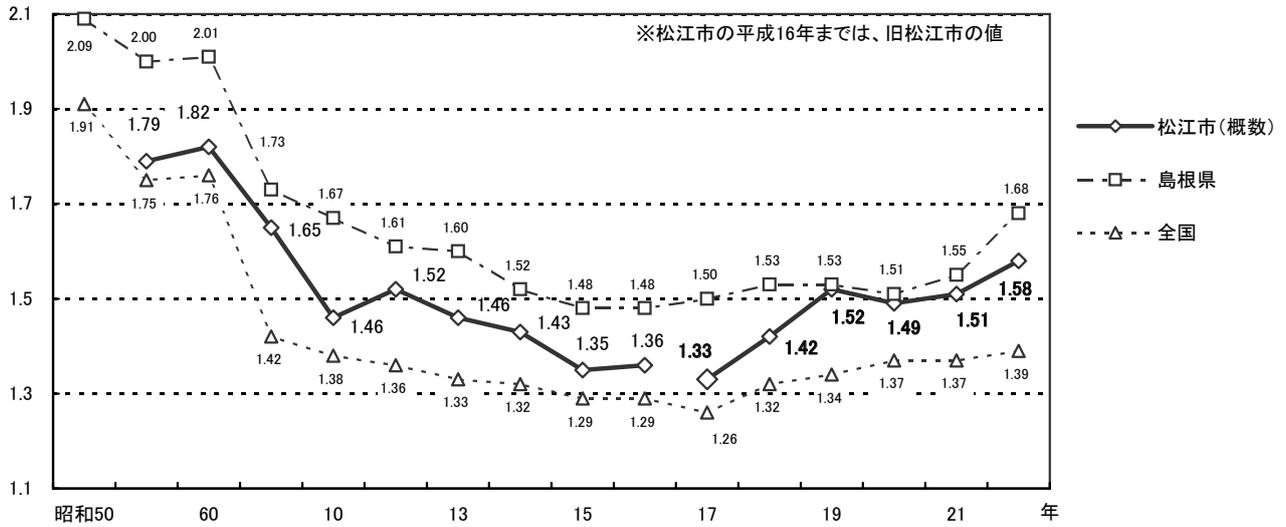
少子高齢化が進行するとともに、人口規模が縮小していくことが予測されています。



※国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(死亡中位、出生中位)より

◆合計特殊出生率の推移

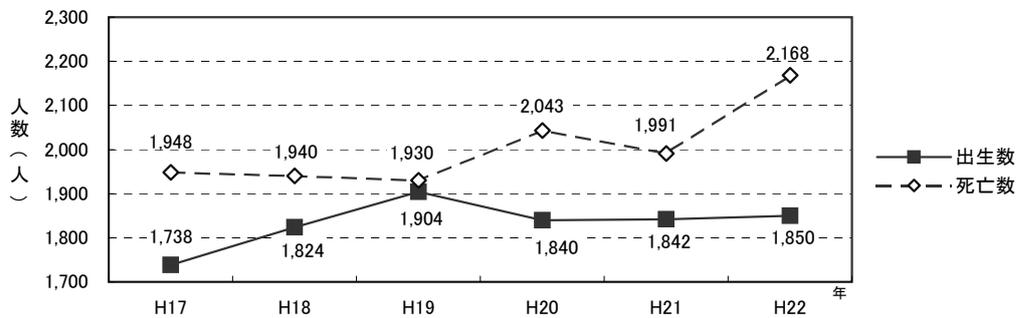
少子化が進行しています。



(松江市) 概数、市健康推進課・健康まちづくり課
(全国・島根県) 平成22年人口動態統計年報

◆松江市の出生数と死亡数の推移

死亡者数が出生者数を上回り、人口減少が加速しています。



資料：松江市統計書
松江市・東出雲町の計

そこで、「松江市男女共同参画計画」(後期実施計画)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、今後5年間の目標と方向性を示すとともに、取り組むべき課題を改めて示し、市民の皆さまと一緒に施策を推進することとしました。

② 計画策定の背景

1 国のとりくみ

- *平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられた。
- *平成12年12月には、この基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成のため、総合的かつ体系的に施策を整備し展開することとされた。
- *平成13年には、中央省庁の再編に併せて、内閣府に、「男女共同参画局」を設置し、体制が強化された。
- *同年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されるとともに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が制定された。
- *平成15年には、「少子化社会対策基本法」が制定されるとともに、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、自治体と一定規模以上の事業所においては、仕事と子育ての両立支援環境を整備するための行動計画の策定が義務付けられた。
- *平成16年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、都道府県における基本計画の策定が義務付けられた。
- *平成17年には、「男女共同参画基本計画」（第2次）が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジ支援策の一層の推進など、12の重点的に取り組む内容が示された。
- *平成19年には、国民一人ひとりが、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざすため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
- *同年、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、男性に対する差別の禁止、性別による差別禁止範囲の拡大、妊娠や出産を理由とする不利益な取り扱いが禁止されるとともに、「DV防止法」が改正され、保護命令制度の更なる拡充、市区町村の基本計画の策定が努力義務とされた。
- *平成20年には、女性の参画拡大を推進するための戦略的などりくみを定める「女性の参画加速プログラム」が決定された。
- *平成22年には、「男女共同参画基本計画」（第3次）が閣議決定され、「男女共同参画社会基本法」施行後の10年間の反省をもとに、実効性のあるポジティブ・アクション*の推進や特に男性に着

*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、職員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

目した意識改革の促進など、15の重点的に取り組む分野が示された。

2 島根県のとりくみ

- *平成13年に、「島根県男女共同参画計画」(しまねパートナープラン21)を策定、平成14年には「島根県男女共同参画推進条例」が制定された。
- *平成14年には、国の「DV防止法」の施行を受けて、大田市に設置されていた島根県女性相談センターが、配偶者暴力相談支援センターに位置づけられた。
- *平成17年には、相談から自立支援まで総合的なとりくみを進めるため、「島根県DV対策基本計画」が策定された。
- *平成18年には、「しまねパートナープラン21」が改定された。
- *同年、松江圏域での相談件数の増加、被害者の法的手続きや自立に向けての生活基盤を整える利便性を考慮し、松江市に女性相談センター(配偶者暴力支援センター)を設置するとともに、西部地域の対応のため、大田市のセンターを女性相談センター西部分室として在置した。
- *平成20年には、「島根県DV対策基本計画」が改定され、平成22年に、再度改定された。
- *平成23年には、新たに、男性や若者にむけた男女共同参画への理解促進、ワーク・ライフ・バランス*の推進などを盛り込み、「第2次島根県男女共同参画計画」が策定された。

3 松江市のとりくみ

- *平成5年には、松江市における最初の計画である「松江市女性行動計画(まつえ女性プラン)」を策定した。
- *平成8年には、女性施策の推進と活動団体の交流のための拠点施設として、総合女性センター(愛称:プリエール)を設置した。
- *平成13年には、国の基本計画を受けて、「松江市男女共同参画計画(まつえ男女共同参画プラン)」を策定し、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできた。同年、女性相談を開始した。
- *平成14年に、総合女性センターを松江市男女共同参画センター*に名称変更した。
- *平成15年には、「松江市男女共同参画推進条例」を制定し、「まつえ男女共同参画プラン」を条例に基づく男女共同参画計画と位置づけて、男女共同参画施策を強力に推進する体制を整えた。
- *条例には、市(行政)、市民、事業者の役割を明文化するとともに、男女の人権の尊重、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進など、7つの基本理念を掲げている。また、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、松江市男女共同参画審議会を設置した。

*ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

*松江市男女共同参画センター

松江市の男女共同参画施策を実施する拠点施設で、各種講座・情報提供・女性相談・まつえ男女共同参画ネットワーク(プリエールねっと)の活動支援などの事業を行っています。「所在地:松江市白潟本町43 市民活動センター(スティックビル)3階」

- *平成17年には、次世代育成支援対策推進法に基づく、「新松江市次世代育成支援行動計画」を策定し、その中で、仕事と家庭・地域生活が両立できるまちづくりのために、男女共同参画のとりくみを推進するとしている。
- *平成18年には、松江圏域におけるDV相談の増加や、平成17年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、DVに対する具体的なとりくみを行うため、「DV防止及び被害者自立支援実施計画」を策定した。
- *平成19年3月には、「松江市男女共同参画計画」を策定し、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて男女共同参画に関する施策を計画的かつ積極的に推進することとした。
- *平成23年8月に合併するまでの東出雲町においては、平成15年に「東出雲町男女共同参画計画—ひがしいずもパートナープラン」を策定、平成18年には、「東出雲町男女共同参画推進条例」を制定し、関連施策を総合的に推進する体制が整えられた。
- *平成21年3月には、「DV防止法」の改正を受け、「松江市DV対策基本計画」を策定し、広報・啓発と被害者の自立支援に、強力にかつ計画的に取り組む体制を整えた。
- *平成22年3月には、「松江市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、家事育児と仕事を両立して働き続けるために、男女共同参画の推進に一層取り組むこととした。
- *平成22年10月には、男女共同参画社会の実現に向け、広く市民の気運の醸成を図るため、「男女共同参画都市」を宣言した。
- *平成23年10月には、意識の一層の向上、市民活動の活性化及び次世代を担う女性リーダーの育成を図る目的で、「国際婦人年」と「国連婦人の10年」をきっかけとして、昭和59年（1984年）から毎年、全国の都市が持ち回りで開催している、「日本女性会議」を、市民団体と産・官・学が連携して、全国から2,200名の参加者を迎えて開催した。

第2章 意識調査から

第2章 意識調査から

平成22年度に、市民の男女共同参画に関する意識や実態を明らかにし、松江市男女共同参画計画後期実施計画策定の基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。主なものは次のとおりです。

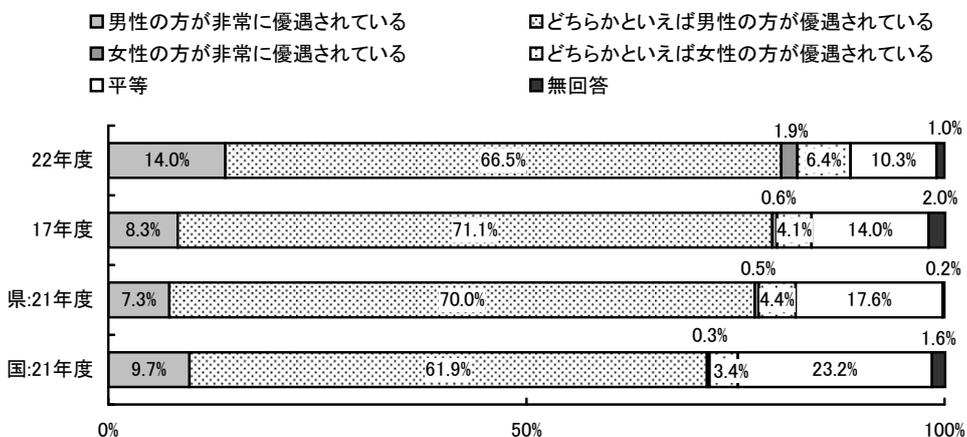
1 男女の地位の平等感について

社会全体でみた場合の男女の地位の平等感は、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が80.5%となっており、男性の優遇感が高く男女の地位は平等ではないととらえられています。

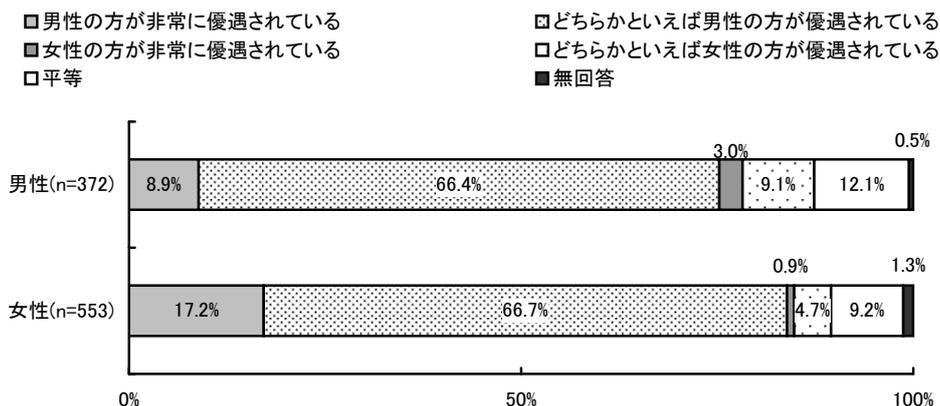
各分野における男女の平等感については、「平等」が「学校教育の場で」が63.8%と最も高く、次いで「法律や制度上で」が38.9%となっています。逆に、「社会通念・慣習・しきたりなどで」が12.6%と最も低く、次いで「職場で」が18.3%、以下「政治の場で」が22.5%、「家庭生活で」が23.6%、となっています。

社会全体における男女の地位の平等感

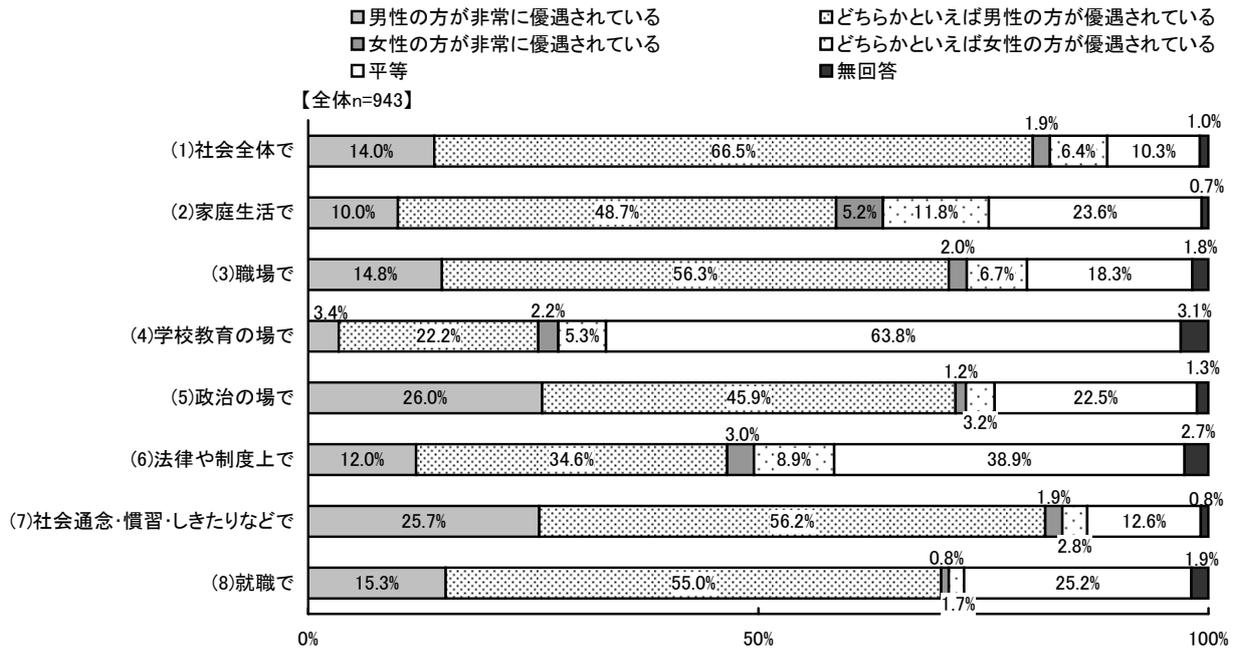
(全体、平成17年度松江市調査・平成21年度島根県調査・平成21年度内閣府調査との比較)



性別の状況



◆各分野における男女の地位の平等感

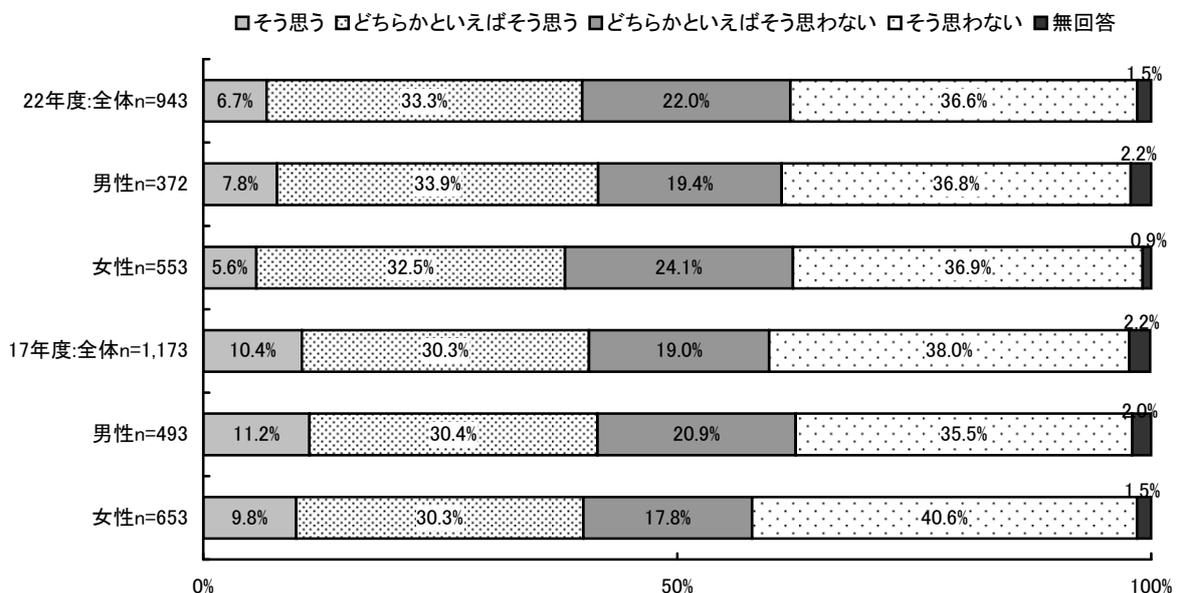


2 性別役割分担に関する意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについては、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の否定的な意見の合計が58.6%と、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の肯定的な意見の合計40.0%を上回っていますが、前回の調査と比較すると、否定的な人の割合が1.6ポイント（57.0%→58.6%）と、わずかに上昇し、肯定的な人の割合が0.7ポイント（40.7%→40.0%）下降しています。前回調査と比較して、大きな変化はないですが、否定的な人の割合が増えてきています。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて（全体、性別）

（平成17年度松江市調査との比較）

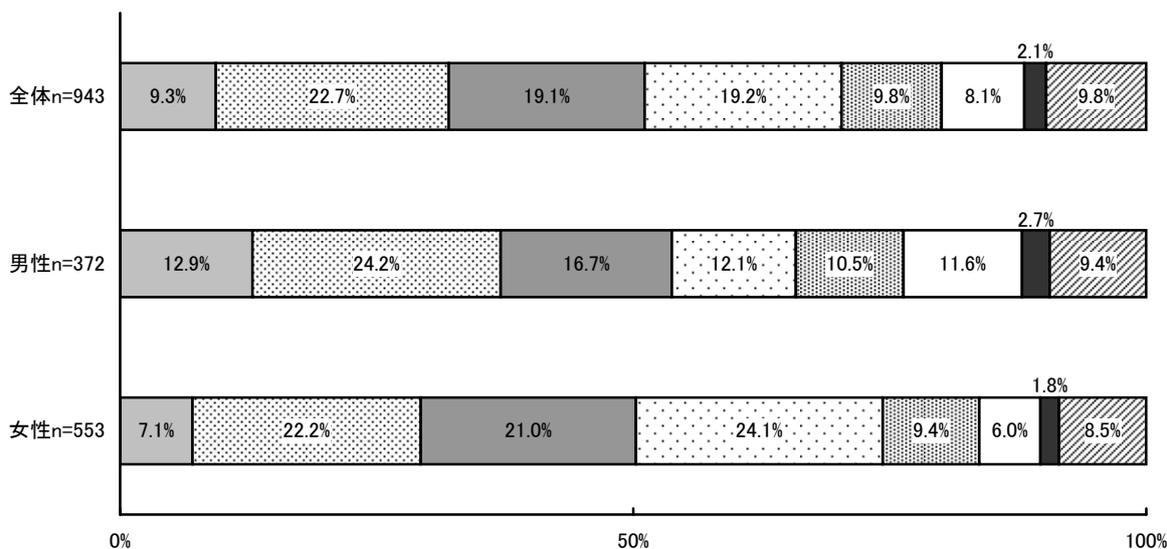


3 男女平等な社会になるために最も重要なこと

「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」については、「女性をとりまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が22.7%と最も高く、次いで、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」19.2%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を取得するなど、積極的に力の向上を図ること」19.1%などとなっています。男女で差の大きい項目は「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」で、女性が24.1%と、男性の12.1%より12ポイント高くなっています。

男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと（全体、性別）

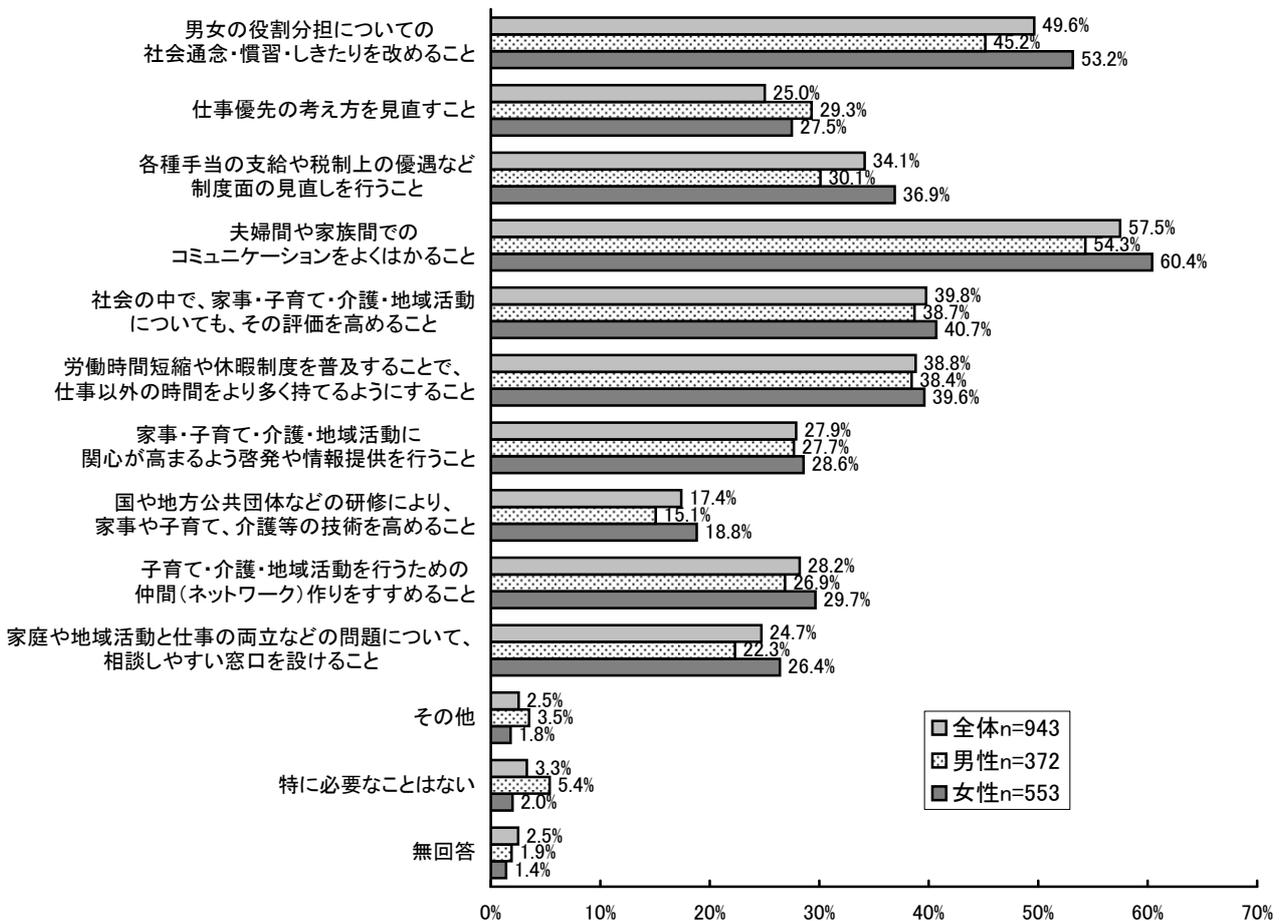
- 法律や制度のうえでの見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
- 女性をとりまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること
- 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を取得するなど、積極的に力の向上を図ること
- 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 政府や企業などの重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 特にない
- その他
- ▨ 無回答



4 男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと

男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、最も多かったものは、「夫婦間や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が57.5%、次いで、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」が49.6%でした。性別にみると、男女の差の大きい項目は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」（男性45.2%、女性53.2%）8ポイント、「各種手当の支給や税制上の優遇など制度面の見直しを行うこと」（男性30.1%、女性36.9%）6.8ポイントとなっています。

■男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと（全体、性別）

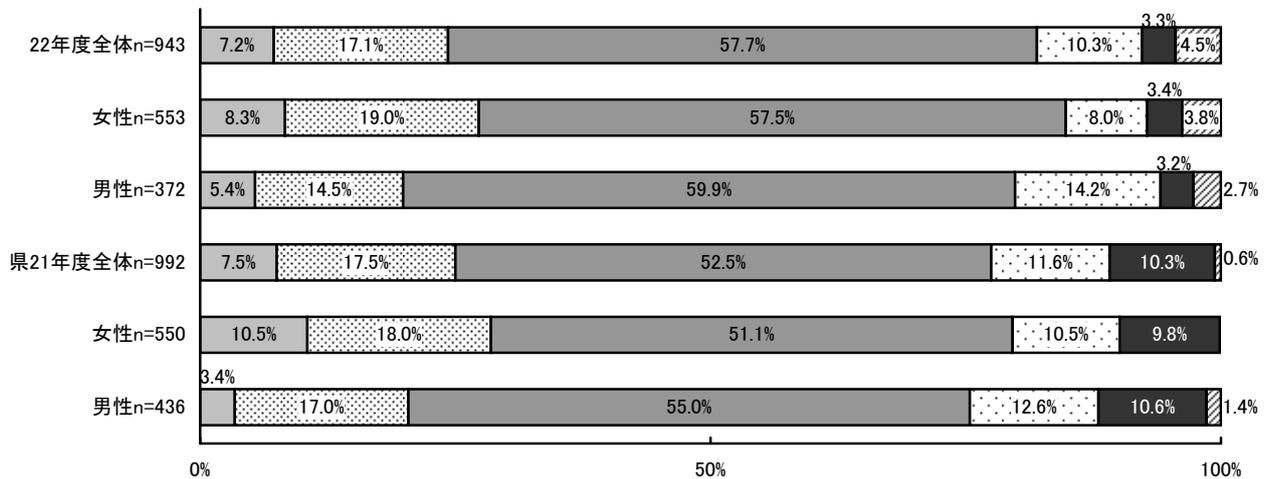


5 DV（ドメスティック・バイオレンス*）について

DVについて、経験したり見聞きしたことがあるかをたずねたところ、「直接経験したことがある」「直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる」を合わせると24.3%でした。平成21年度に島根県が実施した調査との比較では、その傾向に大きな差はみられないものの、女性では松江市調査の方が「直接経験したことがある」（島根県10.5%、松江市8.3%）の割合が2.2ポイント低く、男性では（島根県3.4%、松江市5.4%）2ポイント高くなっています。

◆DVについて（全体、性別、平成21年度島根県調査との比較）

- 直接経験したことがある
- ▨ 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる
- 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した（している）人はいないが、一般的な知識として知っている
- ▤ ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知っている
- そのような言葉は今まで聞いたことがない
- ▩ 無回答



*ドメスティック・バイオレンス（DV）

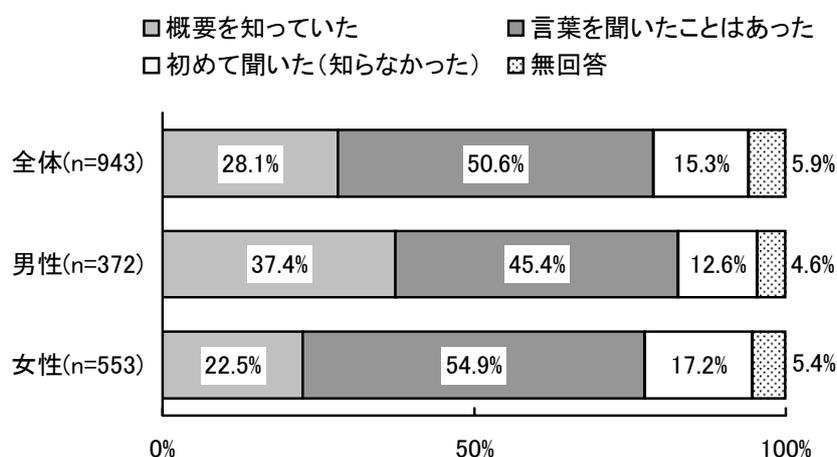
配偶者や恋人などからふるわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含みます。直訳すると「家庭内暴力」となりますが、女性の人権を特に侵害しているもので、独自の対策が必要なことから、一般の家庭内暴力とは区別してこの言葉が使われます。

6 男女共同参画の認知度について

男女共同参画という言葉の認知度をたずねたところ、「言葉を聞いたことはあった」が50.6%と最も高く、「概要を知っていた」(28.1%)と合わせると回答者のおよそ8割が認知しています。性別にみると男性の認知度(82.8%)が女性の認知度(77.4%)を5.4ポイント上回っています。性別・年齢別にみると、全ての年代において認知度が6割を超えており、最も認知度が低かったのは女性の80歳代以上(60.7%)となっています。

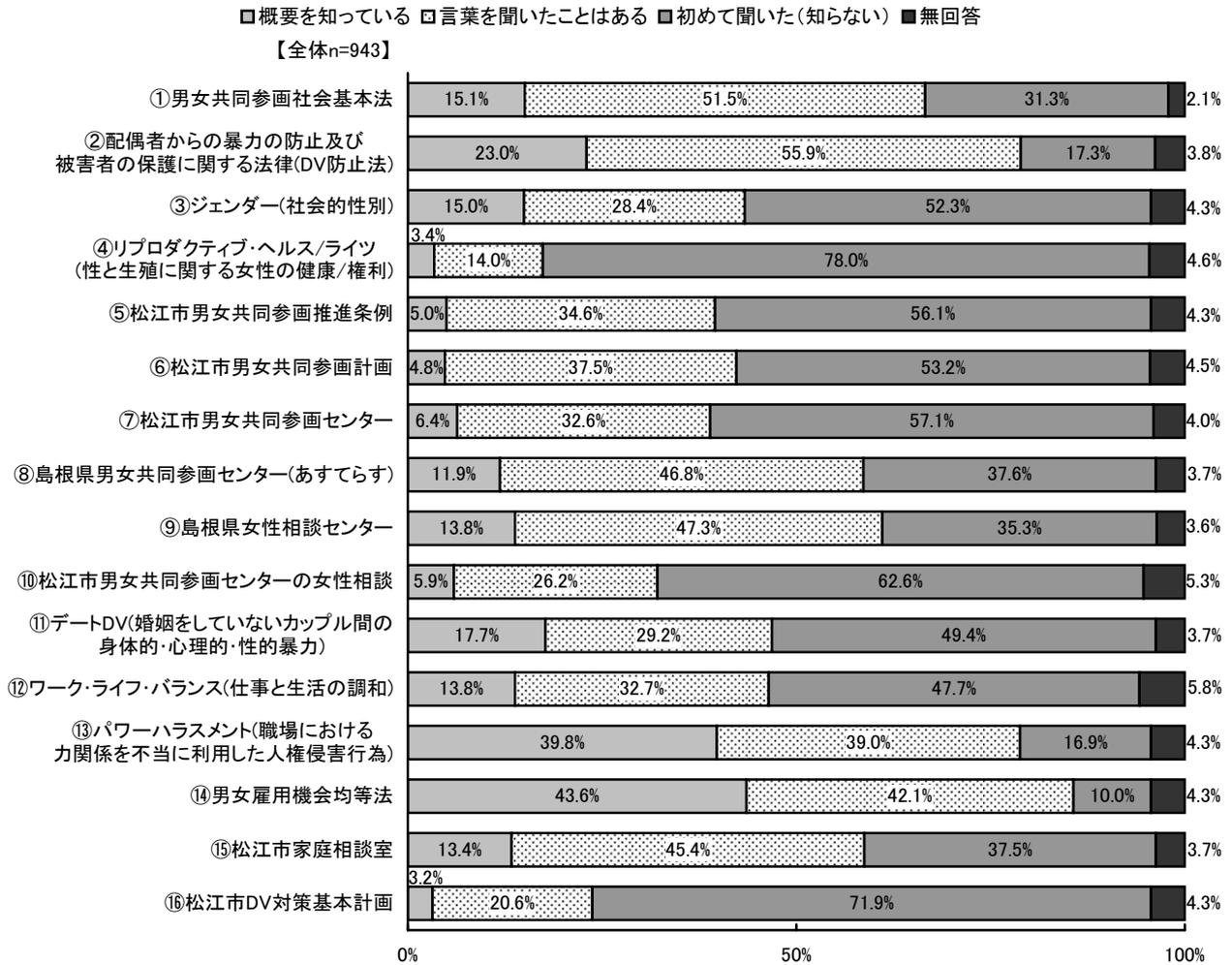
また、関連する言葉の認知度については、「概要を知っている」が40%を超えるのは「男女雇用機会均等法」(43.6%)だけとなっています。「デートDV」、「ワーク・ライフ・バランス*」について概要を知っている人は、それぞれ17.7%、13.8%となっており、一般にはあまり認知されていない状況です。

◆男女共同参画の認知度(全体、性別)



*ワーク・ライフ・バランス：P 5 参照

◆男女共同参画に関する言葉の認知度（全体）



第3章 計画の考え方

第3章 計画の考え方

① 計画の基本的な考え方と位置づけ

- ①平成19年3月には、市町村合併を機に、平成19年度から平成28年度までの「松江市男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた松江市男女共同参画推進条例第9条に定める市の基本的な方向と具体策を示したものであり、後期実施計画策定においても、現行の「施策の方向」を基本とします。
- ②平成19年度から平成23年度までの5年間で前期実施計画に基づき様々な施策に積極的に取り組んできましたが、景気の低迷や貧困など社会情勢の変化による新たな課題も生じてきており、その課題にも対応していきます。
- ③さらに、就業意識の多様化や雇用環境の悪化、あるいはワーク・ライフ・バランスや防災施策など、より重点的に取り組むべき課題について、実効性の高いものとします。
- ④実施した施策の成果や達成状況を把握しやすくするため、特に課題とされる事項を中心に数値目標を設定します。
- ⑤この計画は、松江市総合計画を上位計画とした部門別計画のひとつとして、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉え、連携・相互補完するものです。
- ⑥国の「第3次男女共同参画基本計画」、「第2次島根県男女共同参画計画」に加え、平成23年8月に合併した、東出雲町の「東出雲町男女共同参画推進条例」、「ひがしいずもパートナープラン後期計画」における理念や施策を反映させ、合併後の新松江市として、一体となって推進していくものです。

② 基本理念

男女がともに対等なパートナーとして、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、我が国全体の重要課題であると同時に、松江市としても、松江市総合計画に基づいたまちづくりを進める上で極めて重要な課題です。

この計画では、男女共同参画社会基本法、松江市男女共同参画推進条例に沿い、次の基本理念に基づいて男女共同参画社会の実現をめざします。

Ⅰ 男女の人権の尊重

男女が性別の違いにより差別されることなく、個人の尊厳が重んじられ、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。

2 ドメスティック・バイオレンス*などの根絶

ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為を根絶します。

3 性と生殖に関する健康などの尊重

妊娠・出産その他の性と生殖に関することがらについては、互いの性を理解し合い、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにします。

4 制度・慣行などへの配慮

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様な生き方が選択できるよう、社会における制度や慣行について配慮します。

5 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案・決定の場に共同して参画できる機会を確保します。

6 家庭生活と社会生活の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに家族としての役割を担うとともに、社会生活における活動を行うことができるようにします。

7 国際的とりくみとの連携・協調

男女共同参画は、国際的なとりくみの一環として進められてきており、国際的取り組みと連携・協調しながら行います。

*ドメスティック・バイオレンス（DV）：P12参照

③ 重点目標

「男女共同参画社会基本法」の基本理念をもとに、3つの重点目標を掲げ、松江市総合計画で掲げている、本市のめざす「ともに手をたずさえてすすめるまちづくり」を推進します。

- | | |
|---------------|---|
| 重点目標 1 | 女性の積極的な参画の推進 |
| 重点目標 2 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
のための環境整備 |
| 重点目標 3 | 男女共同参画意識の一層の浸透 |

重点目標 1 女性の積極的な参画の推進

世界経済フォーラムが発表した性別による格差（ジェンダー・ギャップ指数*）の国別ランキングによると、日本は測定可能な135か国中98位（2011年）で、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であるという結果が出ています。また、松江市の附属機関*における女性委員比率は、30.3%（平成23年10月1日現在）です。積極的改善措置*により、女性が政策・方針決定過程に参画すること、また、今まで女性が少なかった分野に新たに参画していくことは、新しい発想と多様な価値観をもたらし、職場や地域の活性化につながります。

重点目標 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための環境整備

男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な場面で調和の取れた生活を送ることができるようにするための仕組みづくりが、男女共同参画社会の実現には欠かせません。そのためには関連部署が連携を密にして、仕事、家庭・地域活動が両立できる環境を整備していくことが大切です。

重点目標 3 男女共同参画意識の一層の浸透

これまで、行政では、男女平等と人権尊重に向けた様々なとりくみを行ってきましたが、いまだに社会制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担意識が残っており、男女共同参画を阻害している実態が数多く残されています。平成22年度に松江市が実施した市民意識調査では、社会全体でみた男女の平等感について、約8割の市民が「男性のほうが優遇されている」と回答していました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という、従来からの男女の固定的な役割分担意識について、約4割の市民が肯定していたこと、松江市の男女共同参画推進条例、松江市男女共同参画センター等の認知度も、それぞれ約4割にとどまっていることなどから、今後、一人でも多くの市民に男女共同参画を知ってもらうための工夫と積極性が重要です。また、男女共同参画やジェンダー（社会的性別）について誤解のないように、今一度、正しく理解を求める必要があります。

4 基本課題

引き続き、前期実施計画と同じ4つの基本課題を掲げ、男女が、家庭や職場、学校や地域など、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、均等に利益を享受することができ、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざします。この基本課題に基づき、施策の方向性を定め、具体的に様々なとりくみを、積極的かつ強力に実施します。

基本課題

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本課題Ⅰ | 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 |
| 基本課題Ⅱ | 男女共同参画を推進するための環境づくり |
| 基本課題Ⅲ | 男女共同参画の視点に立った意識づくり |
| 基本課題Ⅳ | 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ |

5 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の推進状況により、必要に応じ見直しを行います。

*ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる指標。

*附属機関

地方公共団体が、調査や審査等を行うために、法律又は条例によって設置する審議会等のことです。

*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：P 5 参照

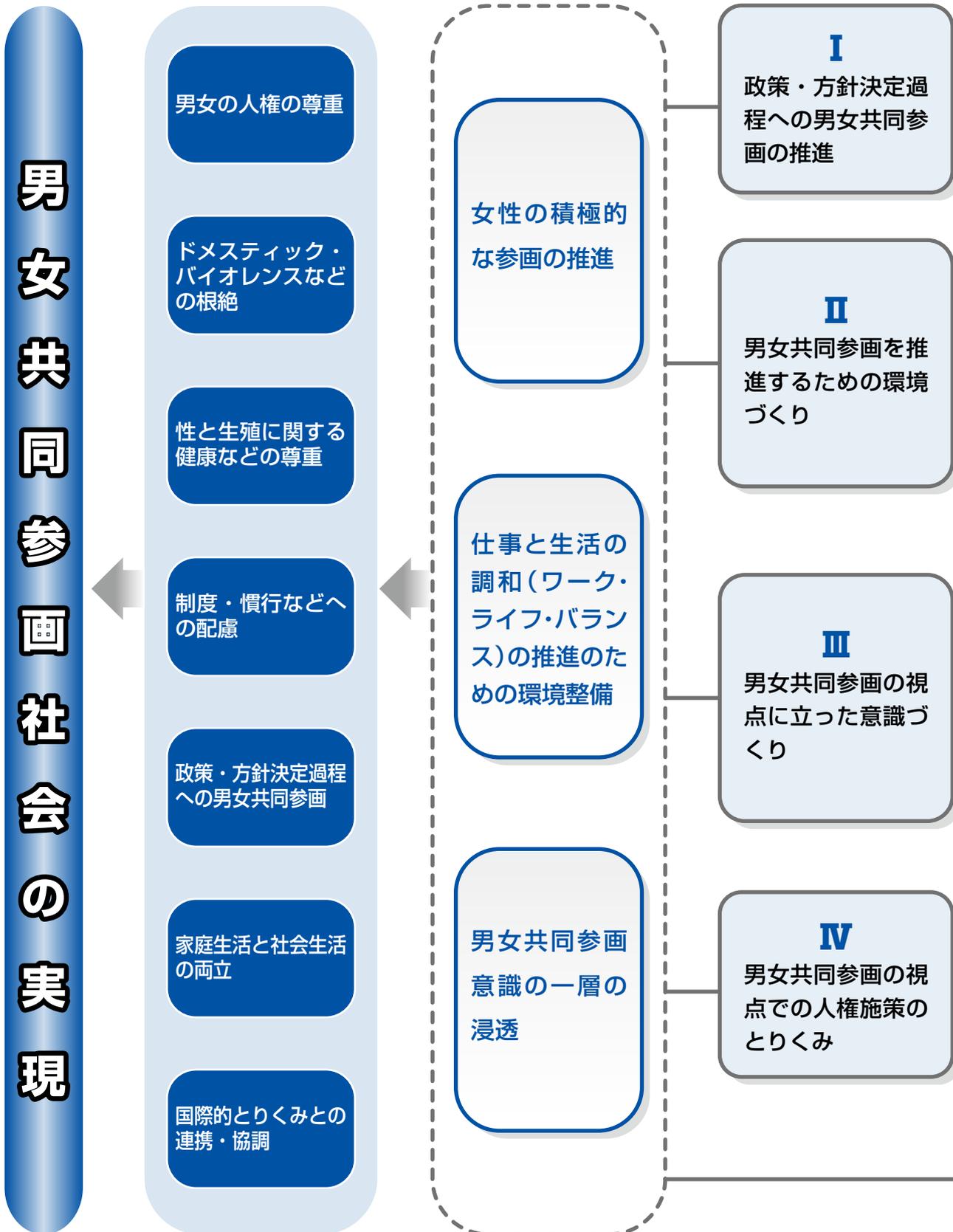
施策体系図

基本理念

松江市男女共同参画推進条例第3条

重点目標

基本課題



施策の方向

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2 女性人材の登用・育成

1 男女共同参画で進める地域づくり

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3 地域産業における男女共同参画の推進

4 女性のチャレンジ支援策の推進

5 多様なライフスタイルに応える子育て支援、高齢者支援の充実

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

3 男女共同参画に関する情報整備

4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

1 人権尊重の意識づくり

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 男女の生涯を通じた健康支援

推進体制の整備・強化

具体的施策

- ① 審議会等への男女共同参画の推進
- ② 企業、団体への働きかけ
- ③ 市役所における女性職員の登用促進と職域拡大

- ① 人材リストへの登録と活用の促進
- ② 女性リーダーの育成支援

- ① 地域活動における男女共同参画の普及
- ② 防災・災害へのとりくみの促進

- ① 職場における仕事と生活の両立支援
- ② 国、県等と連携した周知啓発
- ③ 市役所の環境整備

- ① 女性農・漁業従事者の現状を考慮した支援
- ② 地域産業に関する情報の発信

- ① 女性の就業機会の拡大
- ② 多様な働き方に対する情報提供

- ① 幼稚園・保育所の整備
- ② 放課後の児童に対する施策の充実
- ③ 次世代育成支援行動計画の実施と連携した多様なニーズに対応できる子育て支援
- ④ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進

- ① 拠点施設での講座の実施及び情報発信
- ② 各地域や団体など、対象者に即した出前講座の実施
- ③ 男性を対象とした男女共同参画学習の実施
- ④ 行政刊行物の表現への配慮
- ⑤ 市職員への意識啓発
- ⑥ 松江市男女共同参画週間事業の実施

- ① 男女平等教育の推進
- ② 学校を取り巻く場での男女共同参画の推進
- ③ 教育関係者への男女共同参画の視点に立った講座の実施
- ④ 男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進

- ① 男女共同参画に関する調査の実施
- ② 男女共同参画に関するデータの収集

- ① 国際的なとりくみについての情報提供
- ② 多文化共生の視点に立ったまちづくり

- ① 人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施
- ② 相談体制の充実
- ③ 市職員の意識づくり

- ① DVに対する広報・啓発・教育の実施
- ② 相談窓口の充実
- ③ DV被害者の自立に向けた支援
- ④ デートDV（恋人間の暴力）に対する啓発

- ① 女性の妊娠・出産等、健康支援の充実
- ② 若い世代への健康支援
- ③ 学校における性教育の実施
- ④ 中高年期における健康支援

- ① 松江市男女共同参画審議会との連携
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 市民や民間団体、他の機関との連携
- ④ 拠点施設の充実
- ⑤ 苦情への対応

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が、社会の対等な構成員として、双方の意思が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要です。日本は、世界の各国と比較して政策・方針決定過程への女性の参画が極めて進みにくい状況が続いています。世界経済フォーラムが発表した性別による格差（ジェンダー・ギャップ指数）の国別ランキングによると、日本は測定可能な135か国中98位（2011年）で、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分である、という結果が出ています。

国では、1999年の男女共同参画社会基本法施行以来、基本計画を策定し男女共同参画を推進してきましたが、少子高齢化や景気の低迷と貧困・格差の拡大、未だ根強い固定的性別役割分担意識などにより、とりくみが十分に進みませんでした。その反省を踏まえ2010年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されましたが、その中の強調すべき項目として、あらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%にするという目標の達成に向け、2015年までの中間目標の設定やクォータ制（割り当て制）をはじめとした積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが盛り込まれています。この目標の達成に向けて官・民ともに積極的に取り組んでいかなければなりません。まずは国・県・市が率先して、行政のあらゆる分野への女性の参画を促進させることが求められています。

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

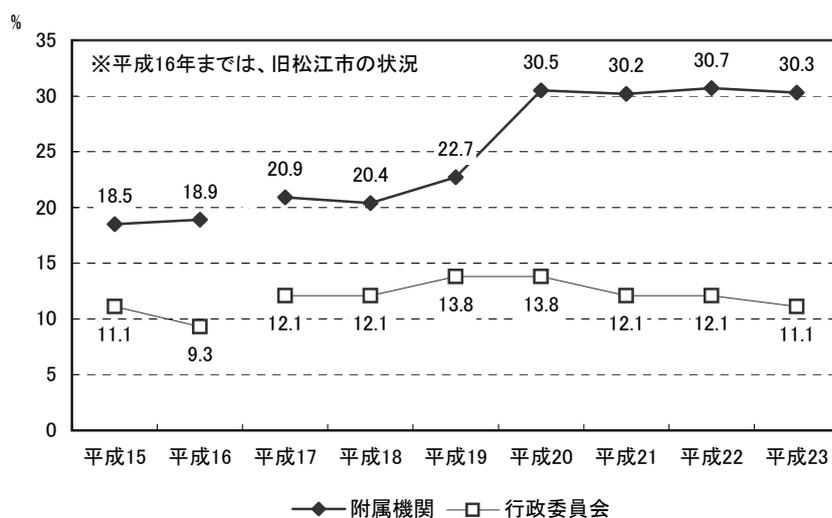
- ・ 平成23年10月1日現在の松江市の附属機関[※]における女性委員の割合は30.3%で、5年前に比べ10%増えましたが、平成23年度までに35%にするという前期目標には届いていません。各審議会所管課や関係団体に対し、代表者にこだわらない委員選出を働きかけるなど女性の参画につながるようとりくみを進めていく必要があります。
- ・ 審議会所管課の依頼に応じ、女性の人材を委員として推薦できるよう人材育成を図り、市の政策・方針決定過程に女性が参画する機会を積極的に確保していく必要があります。
- ・ 市内の各種団体や企業などにおける女性の登用などの参画状況を把握するとともに、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供や意識づくりなどの働きかけを行うとともに、男性の意識改革を進め、女性の参画を促進する必要があります。
- ・ 少子高齢化が進展するなかで、特に福祉職場など女性が多く携わっていますが、意思決定の場に参画している女性はまだ少ないのが現状です。
- ・ 市役所における女性職員の登用は徐々に増えてはいますが、平成23年4月1日現在、管理職に

占める女性の割合は14.4%で、十分とはいええない状況です。市役所は、各事業所に率先して職員の意識改革を推進し、女性の人材育成と積極的な登用に取り組んでいく必要があります。

- ・ 市役所では、従来、女性がいなかった職場にも女性職員を配置し、職域の拡大を図っています。今後も引き続き女性職員の能力開発や意欲向上につながる多面的な登用を行っていく必要があります。

■松江市の附属機関・行政委員会における女性委員の状況

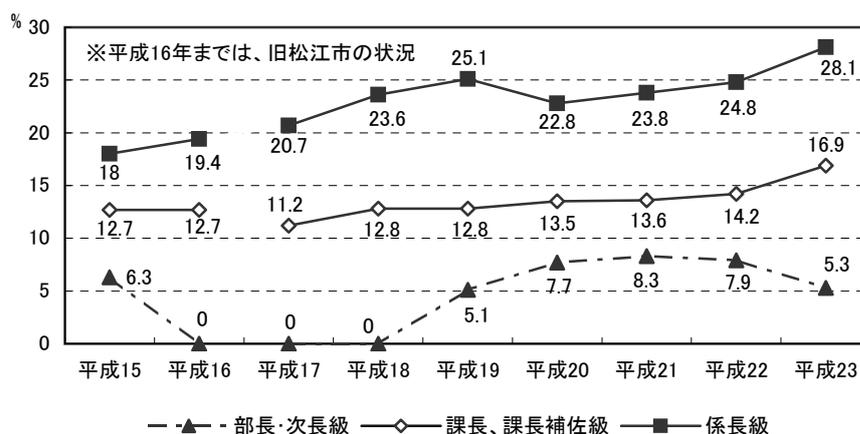
女性委員の割合は増えてきましたが、条例に掲げる目標（4割）には届いていません。



資料：市男女共同参画課

■松江市の管理職等における女性職員の状況

職員の3割は女性ですが、管理職等に占める女性の割合は低いです。

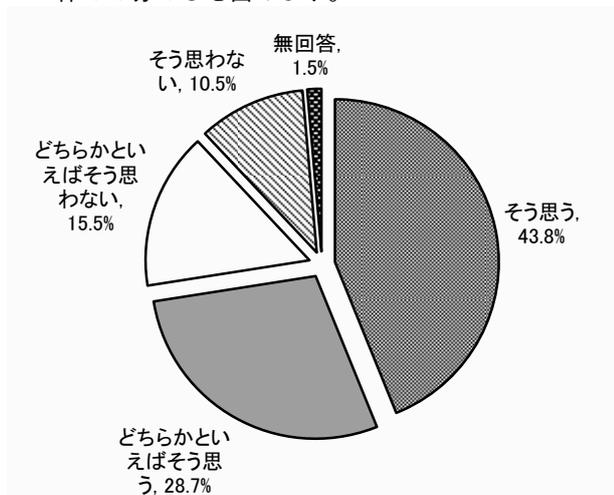


資料：市人事課

*附属機関：P19参照

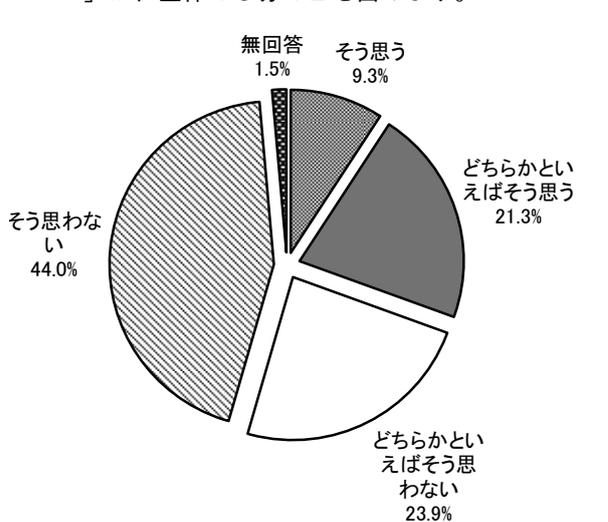
◆「仕事をする上で男女の能力に差はない？」という問いについて

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が、全体の4分の3を占めます。



◆「女性の上司の下では働きにくい？」という問いについて

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が、全体の3分の2を占めます。



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①審議会等への男女共同参画の推進	ア 審議会等への女性の積極的な参画を図ります。毎年度10月1日現在の女性の参画状況を調査し、女性委員の登用を促します。 ⇒ 数値目標1、4	男女共同参画課
	イ 「松江市審議会等の設置及び運営等に関する指針」と連動し、各課での審議会等の新設及び委員の改選時には、行政改革推進課並びに男女共同参画課への事前協議と合議を必要とすることにより、委員構成の見直しを図り、女性の参画を促進します。	行政改革推進課 男女共同参画課
	ウ 女性のいない審議会等の解消を図ります。 ⇒ 数値目標2、3	男女共同参画課
②企業、団体への働きかけ	エ 市への競争入札参加資格申請時に、各事業者に対して男女共同参画についての啓発を行います。	男女共同参画課 (要協力契約検査課)
	オ 松江市の競争入札参加資格、または、入札の評価要件に含め男女共同参画の推進に努めます。	契約検査課
	カ 条例に基づき、毎年、出資法人、委託団体における、役員への女性の参画状況を調査し、女性の登用を促します。 ⇒ 数値目標5、6	男女共同参画課
③市役所における女性職員の登用促進と職域拡大	キ 女性職員の能力開発や意欲向上につながる多面的な登用を行い、職域の拡大を図るとともに、役職者への登用を促進します。 ⇒ 数値目標7、8	人 事 課
	ク 女性職員のキャリアアップ研修などを実施し、女性が能力を発揮しやすい環境をつくります。	人 事 課

2 女性人材の登用・育成

【現状と課題】

- ・ 各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する女性を、本人の意思により登録し、審議会等の政策・方針決定過程及び各種講師等への人材推薦として活用するために、「まつえ男女共同参画人材リスト（以下、「人材リスト」という。）」の登録制度を設けています。
- ・ 人材リスト登録者のレベルアップに必要な研修や情報提供を行い、審議会等への登用を促進する必要があります。あわせて行政の様々な分野への理解・関心を深めるための研修を実施し、人材リスト登録者の拡充やサポートを行う必要があります。
- ・ 日本女性会議2011松江大会の企画・運営に携わった運営委員等をはじめとして、各地域や団体のリーダーとなる人材を育成、支援していくことが必要です。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①人材リストへの登録と活用の促進	ア 人材リストへの登録促進と、審議会等の委員の改選時に人材リストの活用を図ります。 ⇒ 数値目標9	男女共同参画課
	イ 審議会等の委員に備え、行政に対する知識や理解を深めるための研修を実施します。	男女共同参画課
②女性リーダーの育成支援	ウ 日本女性会議運営委員等を中心に、各地域や団体、まつえ男女共同参画ネットワーク（プリエールねっと）等の中心的役割を担うリーダーを育成します。	男女共同参画課

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで選択・実現できるような仕組みづくりが、男女共同参画社会の実現には欠かせません。

近年、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族の形態も変化しており、従来、女性の仕事とされていた家事や育児、介護についても、働き盛りの男性が担う状況が生じています。男性も女性も暮らしやすい社会にするために、個々のライフステージでその時々合ったサービスを利用でき、安心して子育てや介護ができる環境づくりが求められています。

また、家族の形態の変化にともない、地域での活動や人とのつながりが注目されています。地域活動において、実際の活動は女性が担っていることが多いのですが、意思決定の場への参画は少ないのが現状です。特に防災や災害に対するとりくみなどには女性の視点が欠かせないことから、より多くの女性が地域活動の指導・運営の場に参加し、男女が互いに支えあい、いきいきと暮らせる家庭や地域づくりにかかわっていくことが求められています。

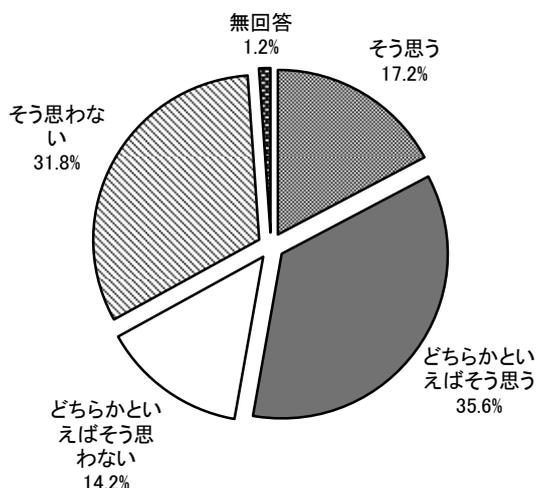
1 男女共同参画で進める地域づくり

【現状と課題】

- ・ 核家族や単身世帯の増加により家族や家庭の結びつきが希薄になってきています。身近な暮らしの場である地域社会が果たす役割は、今後、ますます重要になってくると考えられます。
- ・ 町内会や自治会などの地域活動に参加する女性は多いですが、意思決定の場への参画は少ないのが現状です。これまで実際に地域活動に携わってきた経験を活かし、より多くの女性が指導・運営の場に参画できるよう環境を整えることが必要です。
- ・ 公民館運営への女性の参画が進んでいますが、地域によってその割合に開きがあります。豊かで活力ある地域を作るために公民館が果たす役割は大きく、男女がともにその運営に関わりながら住みよいまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 東日本大震災を経て、地域防災のとりくみがクローズアップされています。地域で開催される防災学習会等で自主防災組織への女性の参画を促し、災害時に女性の意見・ニーズが反映できる環境を整備していく必要があります。

◆「自治会などの代表は男性のほうがうまくいく？」という問いについて

肯定意見と否定意見が拮抗しています。



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①地域活動における男女共同参画の普及	ア 町内会・自治会役員における女性の参画の推進を図ります。 ・各地区町内会自治会連合会における女性会長、副会長数と割合 公民館の運営について、女性の参画を働きかけます。 ・女性公民館長の数	男女共同参画課 市民生活相談課 生涯学習課
	イ 各町内会・自治会及び各公民館への働きかけと講座・研修を実施します。	男女共同参画課
	ウ 男女共同参画に関するモデル的な公民館事業を積極的に支援し、情報誌等で紹介します。	男女共同参画課
②防災・災害へのとりくみの促進	エ 男女共同参画の視点を盛り込みながら、各地域で防災学習会を行います。	防災安全課
	オ 自主防災組織の役員に積極的に女性の登用及び促進を図り、災害時には女性の声が反映できる環境を整備します。	防災安全課
	カ 災害時は、避難所運営委員会に男女の運営委員を配置し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。	防災安全課
	キ 男女双方の視点に配慮した物資を備蓄します。	防災安全課
	ク 家庭や地域での防災対策を現実的なものにするため、女性への防災教育の充実を図ります。	防災安全課
	ケ 女性消防団員の活躍の場を広げます。	消防総務課
	コ 婦人防火クラブの育成を図ります。	予防課

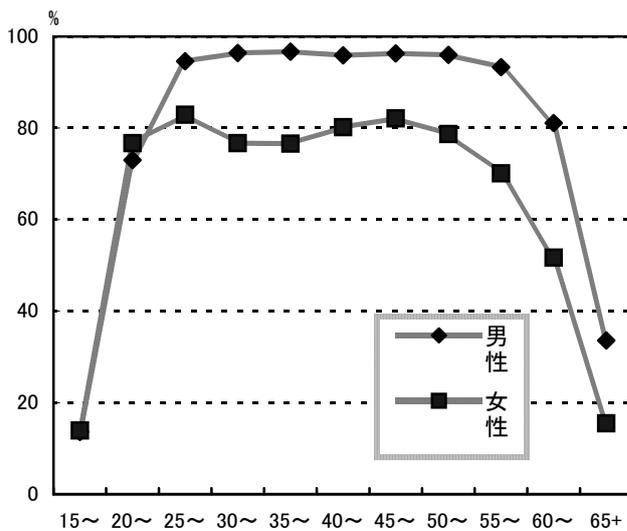
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進

【現状と課題】

- ・ 「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環を生む社会の実現は、男女共同参画社会の実現を支える重要な課題ですが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉については、まだ十分に認知されていない状況にあります。共働き世帯の増加にともない、家庭生活・地域活動における男女間の協力が不可欠になっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進について、市民・企業にも広く浸透するよう働きかけていく必要があります。
- ・ 離婚率の増加にともない、ひとり親家庭が増えています。女性は男性に比べて経済的に困難な状況に置かれることが多いため、就業支援や子育て支援など仕事と生活の両立に向けた総合的な支援を行っていく必要があります。
- ・ 市役所では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、松江市職員子育て支援プログラムを策定しています。男性の育児休業取得の促進など、民間企業に率先したとりくみを進めていくことが求められます。
- ・ 松江市では、価格競争に加えて、企業の技術力や社会貢献度も評価し、落札者を決定する「総合評価方式」の試行にあたり、育児休業制度や介護休暇制度の制定状況を評価項目としています。各事業所において、さらにワーク・ライフ・バランスのとりくみが進むことが期待されます。

◆松江市の労働力率（M字カーブ）

多くの女性は、育児期に一時職を離れ、育児期が終了すると再び働き始めます。グラフで、その状況を表すとM字を描くため、M字カーブといえます。女性の労働力数の増加にともない、そのカーブは浅くなり、台形に近づきつつあります。

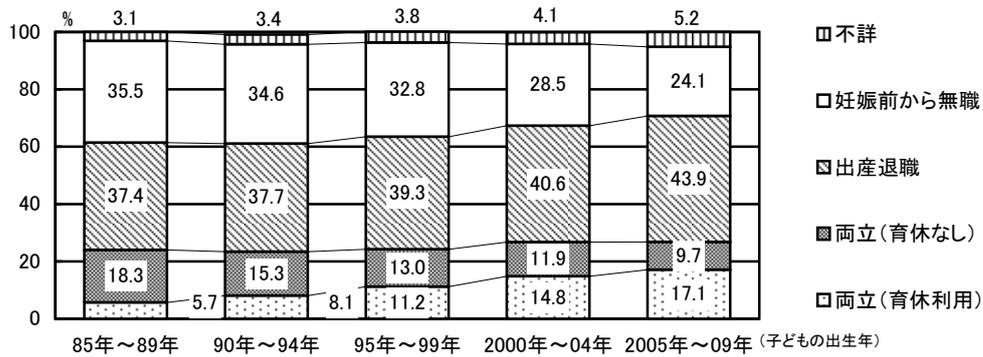


総務省統計局「平成22年度国勢調査 産業等基本集計結果」より作成

*ワーク・ライフ・バランス：P 5 参照

◆第1子出産前後の女性の就業状況（全国）

出産後も就業を継続する女性の割合は伸び悩んでいます。



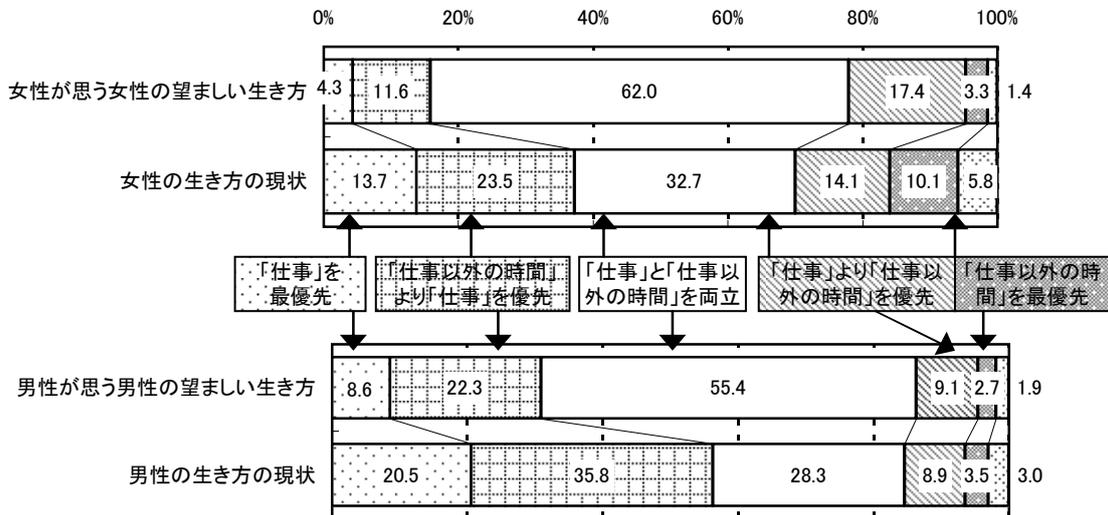
※対象は初婚どうしの夫婦、第12回～第14回調査の第1子が1歳以上15歳未満の夫婦を合わせて集計

妊娠前から無職：妊娠判明時無職～子ども1歳時無職
 出産退職：妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 両立(育休なし)：妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 両立(育休利用)：妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査の結果概要）」（平成22年）

◆男女の意識と現実との格差

女性の現実には多様化しており、男性の現実には仕事中心となっています。

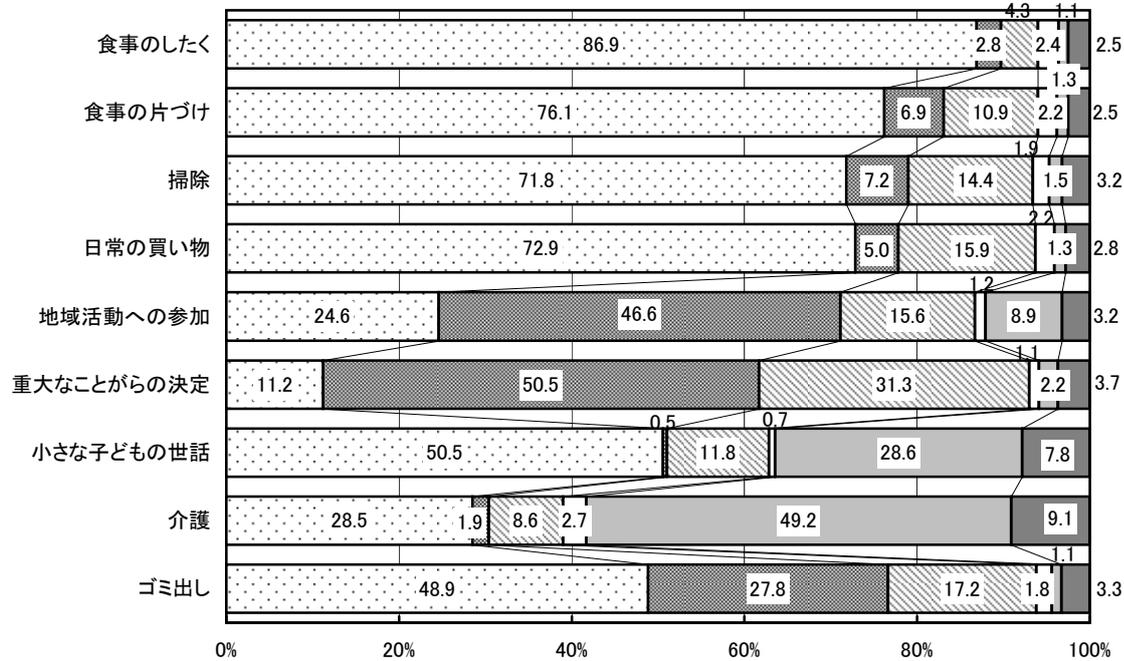


平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

◆家庭の仕事の役割分担

家事・育児・介護などの家庭責任は、現実には女性が多く担っています。

- 妻(母)がすることが多い ■夫(父)がすることが多い □妻(母)と夫(父)が同じ程度分担
- 妻(母)、夫(父)以外の家族やヘルパー □該当する仕事はない ■無回答



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①職場における仕事と生活の両立支援	ア 育児休業からの職場復帰準備セミナーを開催します。	男女共同参画課
	イ ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業・事業所を情報誌等で積極的に紹介します。	男女共同参画課
②国・県等と連携した周知啓発	ウ 男女共同参画センターで、国や県のとりくみや制度について情報提供し、資料を配置します。	男女共同参画課
	エ 国や県等と連携しながら講座を開催するなど、共催事業を実施します。	男女共同参画課
③市役所の環境整備	オ 職員が仕事と育児・介護を両立し、働きやすい職場環境を整備します。	人 事 課
	カ 子育てサロンを開催し、育児休業中の職員への情報提供と復帰後の不安の軽減を図ります。	人 事 課
	キ 男性職員が育児休業を取りやすい環境を整備します。 ⇒ 数値目標10、11	人 事 課

3 地域産業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- ・ 農林水産業に従事する女性の割合は高いですが、女性の労働に対する社会的、経済的な評価が正当になされておらず、経営方針の決定過程や、生産組織や組合の役員などに参画する機会が少ない状況にあります。
- ・ 農林水産業の分野では、経営と生活が一体化していることが多いため、生産労働を行ったうえに家事労働の負担が女性に集中し、過重負担となっています。労働時間や休日などが不明確となりやすいことも問題です。
- ・ 地域の特性を活かしたものづくりなどに積極的に取り組んでいる女性が増えています。このよなとりくみが地域を活性化する産業となるよう支援し、地域における女性の経済的地位の向上につなげていくことが重要です。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①女性農・漁業従事者の現状を考慮した支援	ア 「家族経営協定*」の締結を促進し、女性農業従事者の地位向上を図ります。	農業企画課
	イ 農・漁業団体、農業委員等に積極的に女性の参画を図り、意欲を持って地域活性化に取り組める環境づくりを促進します。	農業企画課 農業委員会 水産振興課
	ウ 農業委員会機関紙等に、女性委員の活躍や感想など活動状況を掲載します。	農業委員会
②地域産業に関する情報の発信	エ 地域産業で活躍中の女性や、男女共同参画の視点を取り入れながら地域に根付いた活動をしている団体を、男女共同参画センターが行う講座や情報誌で積極的に紹介します。	男女共同参画課

* 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

4 女性のチャレンジ支援策の推進

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化による労働力人口の減少が懸念されていますが、誰もが、いつでも、どこでも、チャレンジしたいときにチャレンジできる環境づくりが欠かせません。これまで潜在化していた女性の労働力を有効に活用するためにも、妊娠・出産前後における就業の継続や再就職・起業に対する支援等を積極的に行う必要があります。
- ・ 松江市では、ハローワーク松江・マザーズサロンなどの関係機関と連携しながら、松江市男女共同参画センター*においてチャレンジセミナーなどを開催し、再就職や起業をめざす人の支援に取り組んでいます。今後も、実際の就業につながるよう講座内容等を工夫していく必要があります。
- ・ 女性が社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮し活躍することは地域経済の活性化にもつながると考えられます。起業したり新しい分野でいきいきと活躍している女性を情報誌等で積極的に紹介し、チャレンジのモデルとして情報発信していく必要があります。
- ・ 起業家の育成が地域の活性化につながると考えられ、今後、定住化施策とも連携しながら取り組む必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①女性の就業機会の拡大	ア 商店街等で起業する際に家賃補助を行います。	産業振興課
	イ 企業誘致を推進し、新たな雇用の場の拡大に努めます。	企業立地課
	ウ チャレンジセミナーを開催し、再就職や起業の際のサポートをします。	男女共同参画課
	エ 農・漁村女性グループによる加工製造業等への起業的活動のとりくみを支援します。	水産振興課 農林課 農業企画課
②多様な働き方に対する情報提供	オ 先進企業や事業所で取り組まれている、在宅勤務、テレワーク／SOHO*などを情報誌等で紹介するとともに、男女共同参画センターに制度に関する資料を配置します。	男女共同参画課
	カ 再就職や、起業などのチャレンジにより活躍している女性や女性土木技師、男性保育士など、新しい分野で活躍している男女を情報誌で紹介します。	男女共同参画課

*松江市男女共同参画センター：P 6 参照

*テレワーク／SOHO

パソコンやインターネットなど情報通信技術を活用し、自宅や小規模な事務所などを仕事の場とする、時間や場所にとらわれない遠隔型の就業形態をいいます。また、SOHO（ソーホー）とは、Small Office/Home Office（スモールオフィス・ホームオフィス）の略で、「パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者」のことです。

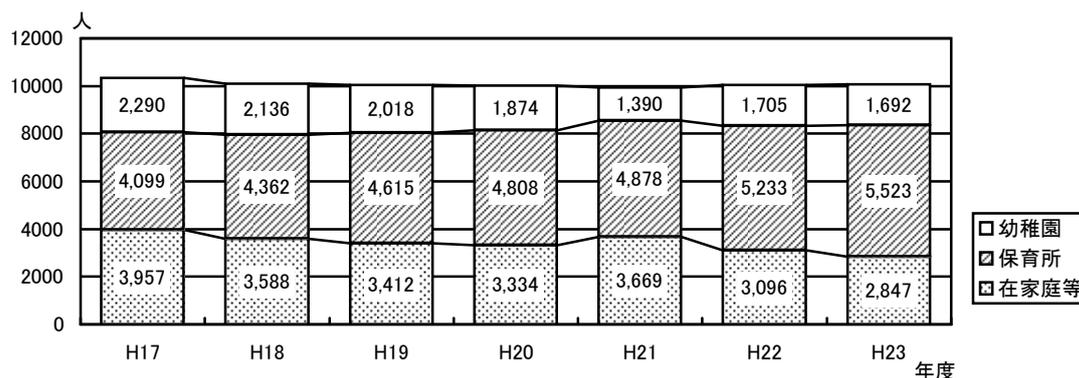
5 多様なライフスタイルに応える子育て支援、高齢者支援の充実

【現状と課題】

- ・ 全国的に少子化が進む中、松江市においても合計特殊出生率は、平成21年には1.51となっており、安心して子育てのできる環境づくりが、ますます重要となっています。松江市でも市民ニーズを把握し、子育て支援事業のさらなる充実を図っていく必要があります。
- ・ 共働きの増加や就労形態が多様化するなかで、子育ては男女が協力して行うべきものという考えのもと、子育てと仕事の両立や男性の子育て参加を促すためのとりくみが必要です。
- ・ 育児・介護休業法の改正など制度の充実が図られていますが、出産後も仕事を継続する女性を増やしていくためには、保育所や児童クラブ*の整備など仕事と子育ての両立支援が欠かせません。共働き世帯の増加や核家族化が進むなかで、待機児童解消のための施設整備や多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- ・ 在家庭で子育てをしている女性の中には、子育てに孤立感を感じている人も少なくありません。各地域の子育て支援センターを拠点に、子どもとその家族がいつでも集い、交流することができる場の提供や子育てサークルの支援を行っていく必要があります。
- ・ 急速に高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者など高齢者のみの世帯も増加しています。高齢者が家庭や地域で、健康に、安心して暮らしていけるような環境を整備していく必要があります。
- ・ 家族の介護は、これまで主に女性が担ってきましたが、近年、非婚率の上昇などにより働き盛りの男性が離職して親の介護にあたることが増えています。介護と仕事を両立できるよう制度を整備するとともに、介護者が孤立しないようなサポート体制の構築が必要です。

◆松江市の就学前児童の状況

保育所の利用者割合が増加しています。



注：各年5月1日時点。
認可外保育所入所者は「在家庭等」に含み、管外保育は「保育所」に含む。

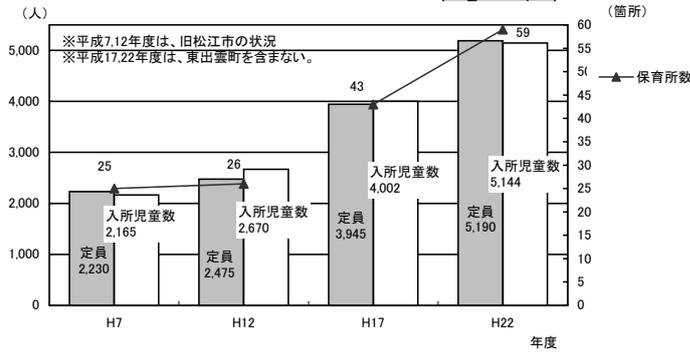
資料：市子育て課

*児童クラブ

保護者が、就労などにより、昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

◆松江市の保育所入所児童の状況

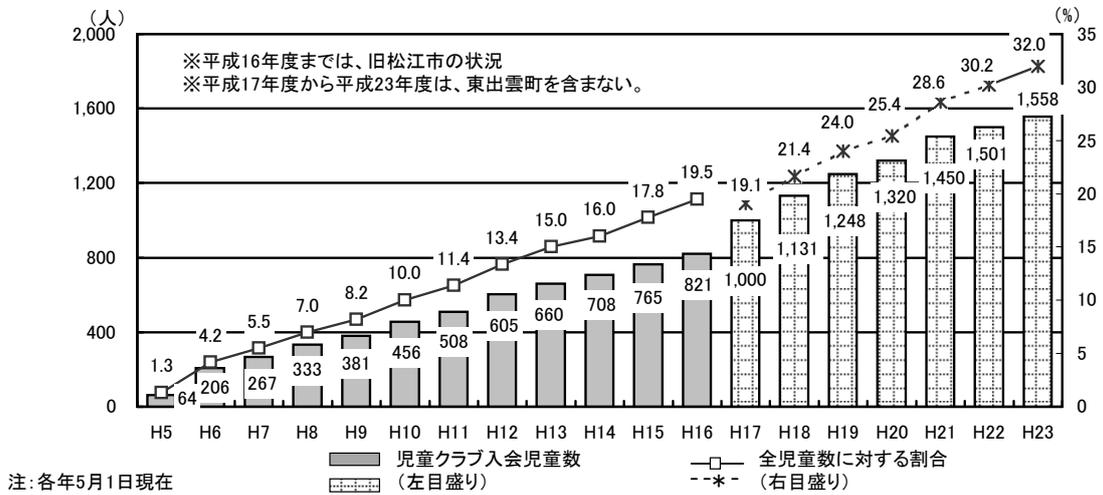
施設や定員を増やし、待機児童の解消を図っています。



資料：市子育て課

◆松江市の児童クラブの状況

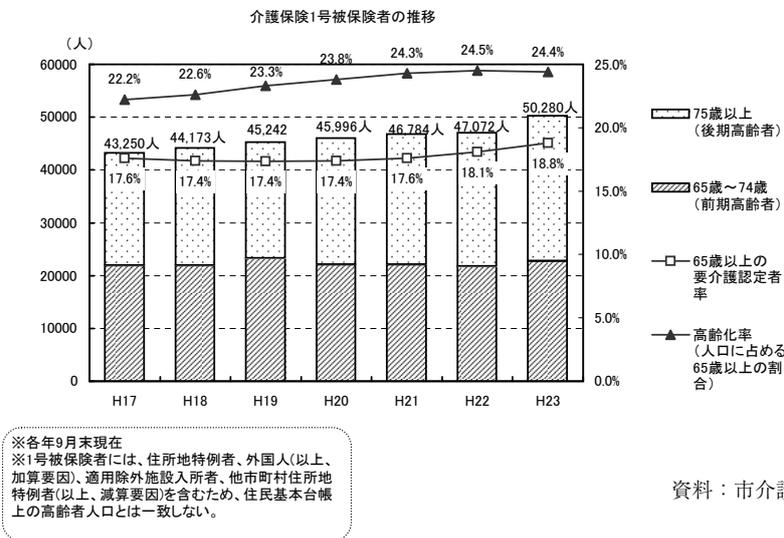
児童クラブへの入会希望者は増加し続けています。



資料：市生涯学習課

◆松江市の高齢化と介護認定の状況

高齢化に加え、介護を必要とする人の割合も増加しています。



資料：市介護保険課

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①幼稚園・保育所の整備	ア 保育所の整備を行います。	子 育 て 課
	イ 幼保園の整備を行います。	子 育 て 課
	ウ 民間保育所の施設整備支援を行い、待機児童の解消を図ります。 ⇒ 数値目標12、13	子 育 て 課
②放課後の児童に対する施策の充実	エ 児童クラブの整備を行います。⇒ 数値目標16	生涯学習課
	オ 放課後子ども広場*の充実を図ります。	生涯学習課
③次世代育成支援行動計画の実施と連携した多様なニーズに対応できる子育て支援	カ 幼稚園での預かり保育、一時預かり保育、3歳児保育の拡充を行います。	子 育 て 課
	キ 保育所での一時保育、延長保育、休日・夜間保育、病児病後児保育等の充実を図ります。 ⇒ 数値目標14、15	子 育 て 課
	ク 子育て支援センターや児童館事業の周知と充実を図ります。	子 育 て 課 子育て支援センター
	ケ ファミリーサポート事業*の会員の増加を図ります。	子育て支援センター
	コ 訪問型子育てサポート事業*の定着化を図ります。	子育て支援センター
	サ 他機関が実施している児童乳幼児の預かり制度等（シルバー人材センター、認可外保育所等）子育て支援のとりくみも紹介します。	子 育 て 課
	シ ひとり親家庭の相談等支援の充実を図ります。	保 健 福 祉 課
	ス 地域における子育て支援活動に対して積極的に支援を行います。	子育て支援センター
	セ 子育て支援の活動をしているボランティアやNPOなどの市民団体等との連携を図ります。	子育て支援センター 男女共同参画課
	④高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進	ソ 高齢者の住まいと介護サービスの充実強化を図ります。
タ 健康づくりと介護予防の推進・認知症対策を進めます。 ⇒ 数値目標17、18		介 護 保 険 課
チ 医療との連携強化を図ります。		介 護 保 険 課
ツ 様々な生活支援サービスの充実・強化を図ります。		介 護 保 険 課

* 放課後子ども広場（放課後子ども教室推進事業）

放課後や休日等に小学校や公民館などの施設を開放して、子どもたちが安全で安心して過ごせる活動場所(居場所)を確保し、自主的、主体的な遊び・学び・交流の場を提供します。

* ファミリーサポート事業

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」がお互い会員となって、一時的に子どもを有料で預かるシステムです。

* 訪問型子育てサポート事業

妊娠中の方や就学前のお子さんを育てている家庭で、一時的に家事やお子さんの世話が必要なときに、松江市が認定した子育てホームサポーターが自宅に訪問して、有償で支援を行う松江市の委託事業です。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に固定的な性別役割分担につながっているものもあります。これに気づき、見直していくことができるよう、様々な学習機会を設けるとともに、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、広く呼びかけることが必要です。男女共同参画は女性のためのものではなく、男性にとっても重要なことであり、ともに取り組んでいくべき課題であるということについて理解を深めていくことが必要です。

また、男女共同参画の意識づくりにあたっては、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。学校はもとより、地域、家庭などあらゆる学習・教育の場で男女共同参画の視点が求められています。

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

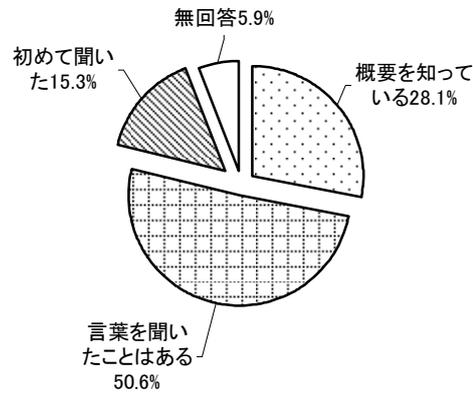
【現状と課題】

- ・ 「女は家庭」「男は仕事」といった、男女の固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、生活、職業などの選択の可能性が性別によって制約されたり、一方の性に特定の役割が集中するなどの原因となっており、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つとなっています。
- ・ 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても重要なことであり、より暮らしやすい社会であるということについての理解を深めるため、男性に対する意識啓発に積極的に取り組む必要があります。とりわけ、これまで仕事優先で働いてきた男性が、定年後も生きがいを持って暮らし、地域やボランティア活動などに円滑に参画できるよう支援していくことが必要です。
- ・ 市の施策全般について、日頃から男女共同参画の視点からの点検を行い、推進に配慮していくことが必要です。そのためにも、職員に対して継続的な研修を行っていく必要があります。
- ・ 広く市民に対して、男女共同参画に関する認識を深める機会を継続的に提供することが必要です。啓発の拠点である松江市男女共同参画センター*で実施する講座や情報提供等に加え、市内各地域に出かけ、公民館や団体を対象にした出前講座等に取り組んでいく必要があります。
- ・ 松江市では、平成22年10月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成23年10月には「日本女性会議2011松江」を開催しました。それを記念して、松江市独自の「松江市男女共同参画週間」を10月に設定し、集中的かつ効果的な啓発に努めます。

*松江市男女共同参画センター：P 6 参照

◆男女共同参画という言葉の認知度

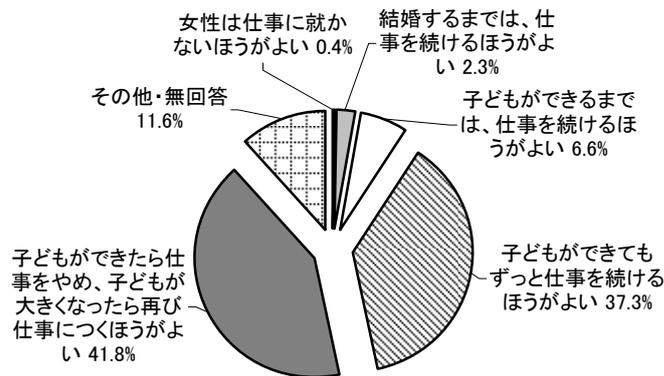
市民の約15%は、「男女共同参画」という言葉を聞いたことがありませんでした。



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

◆「一般的に女性と仕事について、あなたはどうお考えですか」という問いについて

「就業中断・再就職型」と「就業継続型」に二分されています。



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①拠点施設での講座の実施及び情報発信	ア 男女共同参画センターで、男女共同参画の意識づくりのために、市民大学男女共同参画コース等の各種講座を実施します。 ⇒ 数値目標19	男女共同参画課
	イ 男女共同参画の視点に立った情報誌の発行や資料の作成を行います。	男女共同参画課
	ウ 男女共同参画センターのホームページを充実させるなど、インターネットを活用して情報を発信します。	男女共同参画課
②各地域や団体など、対象者に即した出前講座の実施	エ 子育て世代や高齢者など、その団体や地域のニーズにあった出前講座を実施し、男女共同参画の意識づくりを行います。 ⇒ 数値目標20	男女共同参画課
③男性を対象とした男女共同参画学習の実施	オ 男性（特に、定年退職した男性や子育て中の男性など）を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。	男女共同参画課
	カ 講座受講生の集まりの会（フォローアップ研修）を実施します。	男女共同参画課
	キ 家事、育児、介護などに関する学習の場に多くの男性が参加できるよう積極的な呼びかけを行い参加を促します。（育児休業からの職場復帰準備セミナー、子育て支援センター事業、プレパパ・プレママ教室、介護実習等）	男女共同参画課 健康福祉部各課
④行政刊行物の表現への配慮	ク 市報など、市が発行する刊行物やチラシの内容・表現について、発注時に周知するなど、男女共同参画の視点から点検を行います。	男女共同参画課 秘書広報課 契約検査課
	ケ 人権の視点からの研修、周知をします。	人権施策推進課
⑤市職員への意識啓発	コ 新規採用職員を中心に、男女共同参画についての研修を実施します。	人事課 男女共同参画課
	サ 「市職員のための男女共同参画読本」*の改訂を行い、職員に周知します。	男女共同参画課
	シ 市職員を対象として、男女共同参画に関する意識調査を行います。	男女共同参画課
⑥松江市男女共同参画週間事業の実施	ス 「男女共同参画都市宣言」「日本女性会議2011松江」を記念し、毎年10月に「松江市男女共同参画週間」を設定します。	男女共同参画課
	セ 期間中に、フォーラムや展示、PRなど集中的な啓発を行います。	男女共同参画課

*市職員のための男女共同参画読本

松江市が、職員の啓発用に作成した冊子で、男女共同参画の基本をわかりやすく説明しています。

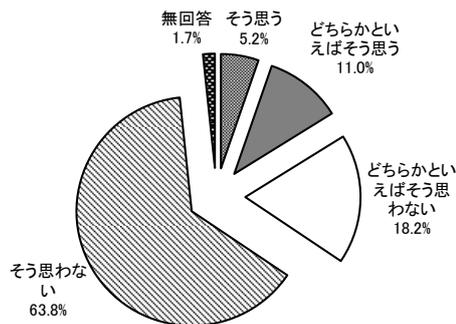
2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

【現状と課題】

- ・ 人権の尊重、男女平等意識の形成には、特に幼少期からの環境や教育による影響が大きく、一層の男女平等教育の推進を図る必要があります。
- ・ 教育関係者を対象に、男女共同参画に関する研修等を実施し、男女平等教育の内容充実につなげる必要があります。
- ・ 学校と地域社会の連携強化がますます求められる中で、学校はもとより、PTAや学校とかがかわる地域社会の場においても男女共同参画の推進が必要です。
- ・ 社会教育の場を利用して、生涯学習のメニューのひとつとして、広く、男女共同参画の意識を浸透させていく必要があります。

◆「女性は文系、男性は理系が向いている？」という問いについて

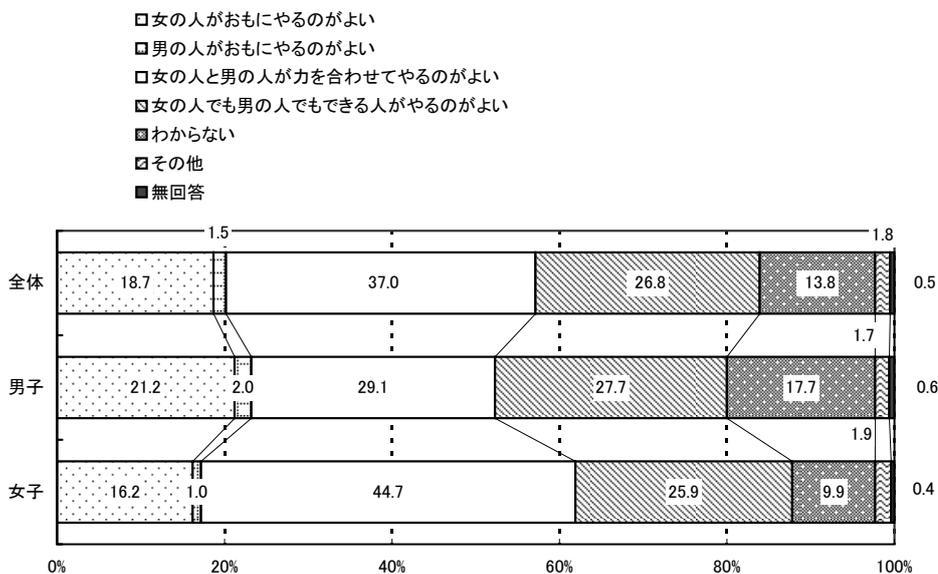
「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が、全体の約8割を占めます。



平成22年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

◆児童・生徒がイメージする理想の家事分担について

全体でみると、「力をあわせてやる」「できる人がやる」が、3分の2を占めています。



平成16年度松江市児童・生徒男女平等意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①男女平等教育の推進	ア 性別による固定的な役割分担にとらわれない教育や進路指導を実施します。	学校教育課 人権施策推進課
	イ 家庭科教育、道徳教育、性教育、福祉教育、防災教育などあらゆる教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。	学校教育課 人権施策推進課 防災安全課
②学校を取り巻く場での男女共同参画の推進	ウ 生徒会において男女共同参画を推進します。 ⇒ 数値目標22	学校教育課
	エ P T A役員において男女共同参画を推進します。	生涯学習課
	オ 小中一貫教育地域推進協議会*委員及び学校評議員*において男女共同参画を推進します。 ⇒ 数値目標21	小中一貫教育推進課
③教育関係者への男女共同参画の視点に立った講座の実施	カ 学校保護者、教職員、保育所職員、幼稚園教諭等を対象として男女共同参画に関する講座を実施します。	男女共同参画課
④男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進	キ まつえ市民大学において男女共同参画に関する講座を開催します。	市民活動センター 男女共同参画課
	ク 各公民館において、男女共同参画に関する講座を開催し、地域活動に活かしていきます。	生涯学習課

*小中一貫教育地域推進協議会

教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に基づき、学校、保護者、地域が協働して小中一貫教育を推進するために必要な事項を協議する機関として、各中学校区に設置しています。

*学校評議員

地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くことを目的に、教育委員会が学校（松江市立女子高校）に設置しています。

3 男女共同参画に関する情報整備

【現状と課題】

- ・ 男女共同参画は、少子化社会、人口減少社会において経済の低迷などが懸念される中、活力ある地域であり続けるために重要な視点です。施策を推進する上で、人口の動向、家族形態の変化、市民意識の変化、就業状況、経済状況等、あらゆる状況を調査分析しておく必要があります。
- ・ 関係機関や団体が所有しているデータを有効活用し、あるいは情報交換を行うことにより、行政や機関相互の事業を、効果的かつ合理的に推進することが必要です。

【具体的施策と施策の内容】

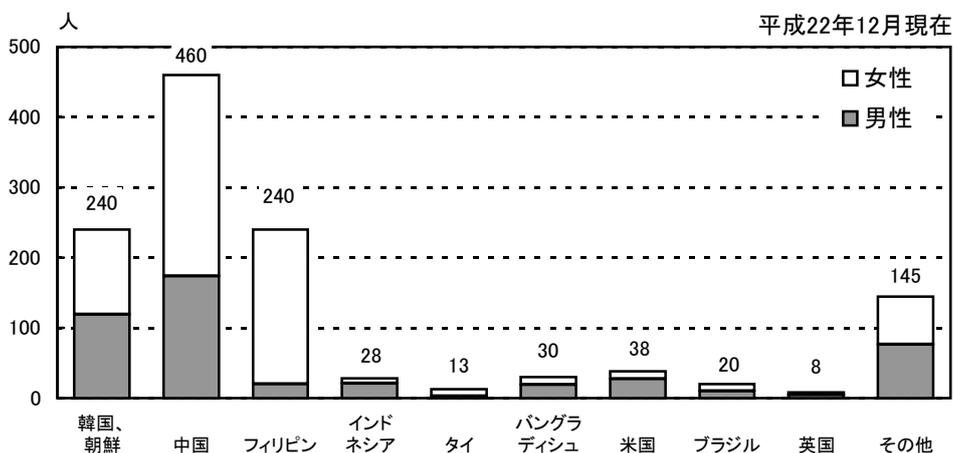
具体的施策	施策の内容	所管部課
①男女共同参画に関する調査の実施	ア 市民意識調査を実施します。 ⇒ 数値目標23、24、25、26	男女共同参画課
	イ 児童生徒を対象とした意識調査を実施します。 ⇒ 数値目標27	男女共同参画課
②男女共同参画に関するデータの収集	ウ 国や県などが実施する意識調査など、男女共同参画に関するあらゆるデータを収集してデータベース化します。	男女共同参画課
	エ 市の男女共同参画の推進状況について、経年変化がわかるような形でデータベース化します。	男女共同参画課

4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

- ・ 男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しています。男女共同参画推進の必要性を、広く理解してもらうためには国際規範に関する理解は不可欠です。グローバル化の流れの中で、様々なレベルで国際理解を促進し、多様な価値観を共有することが重要です。
- ・ 国際化の進展にともない、松江市内で生活する外国人も増えてきています。言語や文化、価値観等の違いを認め合いながら、ともに地域の中で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画の視点からの情報提供や相談体制の整備などを進めていくことが求められています。

◆松江市における国籍別男女別外国人登録者数



資料：市 市民課
松江市・東出雲町の計

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①国際的なとりくみについての情報提供	ア 国連における世界的な動きや各国の男女共同参画状況を把握し、情報提供します。	男女共同参画課
②多文化共生の視点に立ったまちづくり	イ 松江市在住の外国人に対しての、相談業務や生活支援の講座や研修などを行います。	国際観光課

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ

人権の尊重は、男女共同参画施策に限らず、すべての行政施策を進める上で極めて重要な視点です。女性に対する暴力の顕著な例として、DV（ドメスティック・バイオレンス）があげられますが、あまりに日常的な要素が多く、個人的な問題として潜在化する傾向にあります。

しかし、女性に対する暴力は、多くの人々が共有する社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していかなければなりません。また、近年、婚姻関係にない交際相手からの暴力（デートDV）の被害も社会に認知され始め、深刻な実態が明らかになってきています。

一方、女性の身体には、妊娠・出産の可能性があることにともない、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援策については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の観点から、女性の人権にかかわる課題として位置付ける必要があります。

1 人権尊重の意識づくり

【現状と課題】

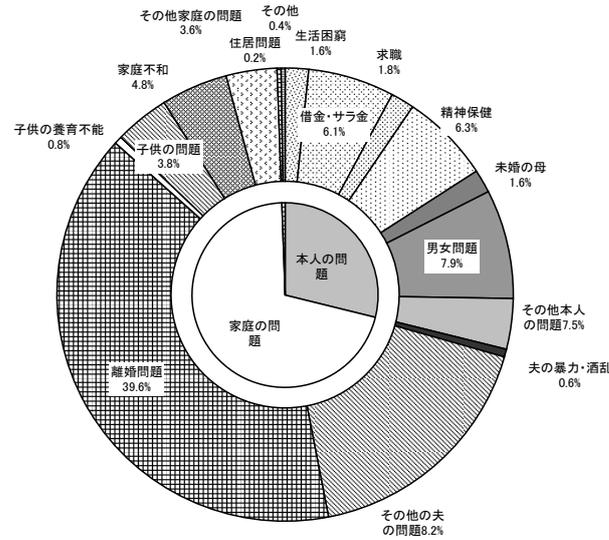
- ・ 人権の尊重は、男女共同参画社会実現のための極めて重要な視点です。何人も、性別、年齢、出身地、障がいの有無などによるいかなる差別も受けてはならず、様々な分野の人権施策と連携し、広く女性の人権尊重の意識づくりを進めることが必要です。
- ・ IT（情報技術）の急速な発展により、情報の量、種類はますます拡大しています。これらの情報の中には、人権の侵害、暴力の肯定、女性の性的側面のみを強調する表現なども含まれており、無意識のうちに人々に与える影響は男女共同参画の視点からも無視できないものがあります。表現の自由は尊重されるべきものですが、一方で、それを不快とし、接することを望まない人への配慮も必要です。
- ・ 松江市男女共同参画センター*に相談員を配置し、様々な女性相談に応じています。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、「性と生殖の健康」と訳され、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツとは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。

*松江市男女共同参画センター：P6参照

◆松江市男女共同参画センターの女性相談の状況



資料：市男女共同参画課

【具体的施策と施策の内容】

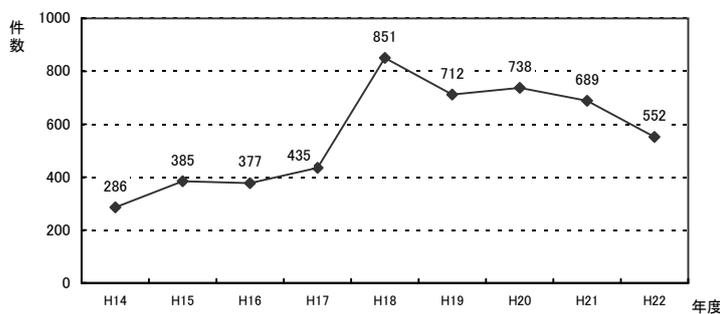
具体的施策	施策の内容	所管部課
①人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施	ア 学校、地域、企業に対して、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育・啓発を行います。	人権施策推進課
	イ 人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。	男女共同参画課
	ウ DV、性犯罪、売買春などの暴力に関する講座を実施し、正しい認識の普及と根絶を呼びかけます。	男女共同参画課
②相談体制の充実	エ 男女共同参画センターで、女性相談、法律相談、カウンセリングを行います。	男女共同参画課
	オ 家庭相談室で、家庭内の様々な問題についての相談に対応します。	家庭相談室
	カ 消費・生活相談室で、様々な相談や専門相談を行います。	消費・生活相談室
	キ どこに相談すればよいか、相談窓口を周知します。	男女共同参画課
	ク 国や県の相談機関と連携して相談に応じます。	男女共同参画課
③市職員の意識づくり	ケ 職員研修の充実などにより、市役所内のセクシュアル・ハラスメント対策を推進します。	人事課 男女共同参画課
	コ 市職員を対象としたDV研修を実施します。	人事課 男女共同参画課

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力が、深刻な社会問題となっています。島根県におけるDV被害の相談件数は、平成18年度の851件をピークに少しずつ減少していますが、市民意識調査によると、回答者（女性）のうち27.3%の人が自分または身近な人の被害経験があると回答しており、DV被害問題の潜在化が懸念されます。
- ・ 松江市では、平成19年1月の「DV防止法」の改正を受け、平成21年3月に「松江市DV対策基本計画」を策定し、DV防止のためのとりくみの強化や相談体制の充実を図っています。
- ・ 松江市では、平成21年6月に「家庭相談室」を設置し、DVや児童虐待など家庭内の生活各般の問題について広く市民の相談を受け付け、総合的な支援を行っています。DV被害者の自立に向けて、関連する各課が連携を強化し、包括的なケアを行う必要があります。
- ・ 高校や大学などで若い世代を対象にデートDVに関する講座を開催し、予防・啓発に努めるとともに、相談機関の周知を図っていく必要があります。

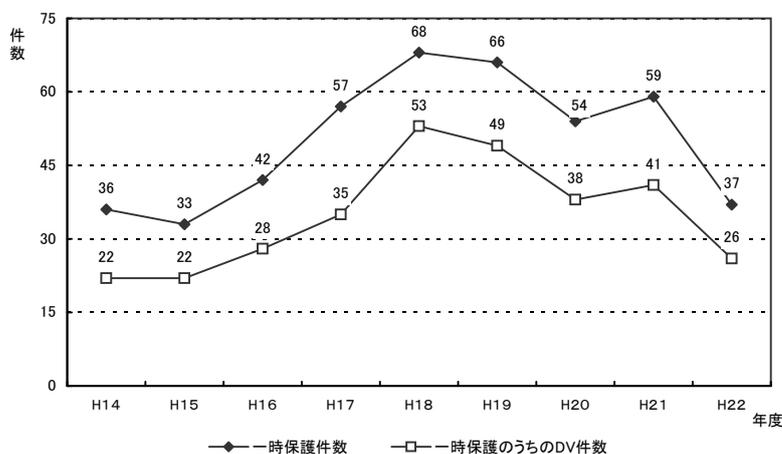
◆島根県女性相談センターにおけるDV相談の状況



◆島根県内の一時保護の状況

資料：島根県女性相談センター

DVを理由とする一時保護が、3分の2を占めています。



平成23年度版島根県「しまねの男女共同参画年次報告」

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①DVに対する広報・啓発・教育の実施	ア 各学校において人権教育を実施します。	学校教育課
	イ 学校の教職員や保護者を対象としたDVの防止や適切な対応に関する講座・研修を行います。	男女共同参画課
	ウ DVにまきこまれた子どもの早期発見と心のケアを行います。	各小中学校、幼稚園、保育所等
	エ 町内会自治会等の各種団体や民生児童委員等へのDVに関する啓発講座、研修を実施します。	男女共同参画課
	オ 市報やホームページにより、市のDV対策を広く周知します。 ⇒ 数値目標28	男女共同参画課
	カ 女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、情報誌に特集記事を掲載します。	男女共同参画課
	キ 啓発のためのチラシやリーフレットを作成し、配布します。	男女共同参画課
②相談窓口の充実	ク DVに関して、どこに相談に行けばよいかを周知します。	男女共同参画課 家庭相談室
	ケ 市民相談におけるDVに関しての相談について、適切な助言を行うとともに、関係課、関係機関へつなぎます。	消費・生活相談室
	コ 被害者それぞれのケースに応じて、適切な情報を提供します。	男女共同参画課 家庭相談室
	サ DV被害に関係する他機関とのネットワークを構築します。	
	シ 外国人や障がいのある被害者への相談を充実します。	
	ス DV研修を行い、被害者に対する二次被害を防止します。	
	セ 被害者の相談に取り組む相談員の二次受傷を予防します。	
③DV被害者の自立に向けた支援	ソ 住民票の異動なしで手続きができるなど、各種法制度等を弾力的に運用し、被害者の実情に即した支援を行います。	男女共同参画課 市民課 保険年金課 建築課 学校教育課 保健福祉課 介護保険課 生活福祉課 健康推進課 健康まちづくり課 障がい者福祉課 子育て課
	タ DV相談から自立支援まで関わることのできる総合的な窓口を設置し、長期的に対応します。	家庭相談室
	チ 自立に向けて関連する各課が、「DV被害者支援対応マニュアル」を共有し、被害者の実情に合わせて情報提供をするなど、適切な支援を行います。	男女共同参画課
	ツ 被害者のケースに応じて、専門相談（法律相談、カウンセリング）を行います。	男女共同参画課
	テ 学校での子どもの安全の確保、スクールカウンセラーによる心理的ケア、スクールソーシャルワーカー等の専門家と学校が連携して子どもの支援をします。	学校教育課
④デートDV（恋人間の暴力）に対する啓発	ト デートDVを予防する講座を専門講師により実施します。	男女共同参画課
	ナ 高校や大学等と連携して啓発講座を行います。	男女共同参画課
	ニ チラシやリーフレットを作成し、これらを活用した情報提供と啓発を行います。	男女共同参画課
	ヌ 相談機関を周知します。	男女共同参画課

3 男女の生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

- ・ 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。男女が異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、生涯にわたる健康の維持・増進を図る必要があります。
- ・ 女性は妊娠や出産をする可能性もあり、妊娠・出産期、更年期、高齢期などそれぞれの時期に応じた保健・医療サービスの充実を図っていく必要があります。
- ・ 我が国の自殺者全体の約7割が男性ですが、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識も原因の一つと考えられています。精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制の整備、うつ病などの精神疾患対策や生活習慣病の予防など、なお一層のとりくみが必要です。
- ・ インターネットや携帯電話などの普及により、情報の量・種類はますます拡大してきています。メディアからの一方的な情報が氾濫するなかで、次世代を担う少年少女がこれにとらわれず、健やかに成長できる環境を整備する必要があります。
- ・ 学校においても、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、様々な教育活動を通じて行う必要があります。
- ・ 一部の大型ショッピングセンターなどでは、土・日・祝日に5つのがん検診を受診できる「プチがندوق」を実施し、受診者の利便性を図っています。子宮がん検診は、開業医の協力を得て診療時間を2時間程度延長し、仕事帰りに受診できるようにしています。
働き盛り世代の受診者数が少ない中で、がんや生活習慣病の正しい知識の普及啓発を強化し、検診の必要性への理解を深め、検診が受けやすい体制づくりを行い、受診者増につなげる必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	所管部課
①女性の妊娠・出産等、健康支援の充実	ア 妊産婦に対する訪問指導を実施します。	健康まちづくり課
	イ 乳がん、子宮がん検診など、各種検診の充実と受診者数の増を図ります。 ⇒ 数値目標29、30	健康推進課 健康まちづくり課
	ウ 母子手帳交付時に、パンフレットを配布し、各種制度など必要な情報を提供します。	健康推進課 健康まちづくり課
	エ 不妊に悩む男女への相談体制を充実します。	健康推進課 健康まちづくり課
	オ 女性特有の、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった健康上の問題に対して、各段階に応じた適切な健康支援を行います。	健康推進課 健康まちづくり課
②若い世代への健康支援	カ 性感染症等に関する情報提供と正しい知識の普及を図ります。	健康推進課 健康まちづくり課
	キ 世界エイズデーや成人式などに、エイズに関する予防キャンペーン等の啓発活動を行います。	松江市立女子高校 健康推進課 健康まちづくり課
③学校における性教育の実施	ク 児童生徒が正しい知識をもち、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	学校教育課
④中高年期における健康支援	ケ 性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防対策により、男女が生涯にわたり、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育や相談体制の充実を図ります。	健康推進課 健康まちづくり課
	コ 喫煙や受動喫煙など、たばこによる健康阻害の啓発を行います。	健康推進課 健康まちづくり課
	サ うつ病などの精神疾患対策の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識等により壮年期男性に多いとされる自殺について、自殺予防に関する講座やチラシによる啓発、相談体制の強化を図ります。	健康推進課 健康まちづくり課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1. 推進体制の整備・強化

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野や市民生活の様々な分野に及びます。そこで、この計画を総合的に推進していくため、市民、市民団体、企業、国・県等関係機関との連携を図っていきます。

(1) 松江市男女共同参画審議会との連携

男女共同参画の推進を図るため、条例に基づいて設置された「松江市男女共同参画審議会」と連携し、松江市男女共同参画計画（後期実施計画）に掲げた関係施策が総合的、効果的に推進されるよう協議をするとともに、積極的な情報提供、情報収集に努めます。

(2) 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に横断的にかかわることから、全庁的な情報の共有と連携が重要です。現在設置している「松江市男女共同参画庁内連絡会議」を充実させ、総合的、計画的、効率的な計画の推進に努めます。

(3) 市民や民間団体、他の機関との連携

① 市民との協働の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民団体が自主的、主体的な活動をすることは重要です。「まつえ男女共同参画ネットワーク*」（プリエールねっと）への参加を呼びかけ育成、支援をし、ネットワーク化をすすめます。また、行政との協働による事業の実施など連携を図ります。さらに、松江市市民活動センター*とも連携し、市民活動支援サイトへの情報掲載や事業参加など男女共同参画の視点から推進します。

*まつえ男女共同参画ネットワーク（プリエールねっと）

平成15年に、男女共同参画に関する情報発信と交流を目的に設立された、市民団体や個人で構成されるネットワーク組織のことです。

*松江市市民活動センター

市民活動の拠点である松江市市民活動センターの利用を促進し、様々な分野の市民活動団体の活動支援などの事業を行っています。

「所在地：松江市白濁本町43（スティックビル）」。

② 国・県等関係機関との幅広い連携の推進

「あすてらす」（島根県立男女共同参画センター）をはじめ、国・県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、島根県男女共同参画サポーター*と連携を図り、出前講座の実施や、サポーター間の交流を図ります。

また、松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会（企同協）*や松江市地域人権・同和教育推進協議会*等の関係機関とも連携を図り、男女共同参画の推進を図ります。

（4）拠点施設の充実

男女共同参画推進の拠点施設である松江市男女共同参画センター*を市民に広くPRするとともに、情報の収集や提供、相談や各種講座の実施など、一層の機能の充実を図ります。また、近隣の市町村で同じ機能を有するセンターが合同で研修を行い、情報の共有やコーディネート技術の向上をめざします。

⇒ **数値目標31**

（5）苦情への対応

松江市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度の周知徹底をはかります。また、この制度に基づく苦情については、松江市男女共同参画審議会で調査審議します。

*島根県男女共同参画サポーター

島根県が実施している、男女共同参画推進員養成・支援事業のことで、地域住民の中から推進員を養成し、地域での啓発活動等を通して県内各地域の男女共同参画に向けた機運を醸成しています。

*松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会（企同協）

市内の企業で構成する、人権・同和問題の研修推進組織のことで。

*松江市地域人権・同和教育推進協議会

市内の公民館区ごとに組織する、人権・同和教育推進組織のことで。

*松江市男女共同参画センター：P5参照

2. 数値目標の設定と推進

男女共同参画計画を実効あるものとするためには、実施した施策の成果や達成の状況を数値で示すことが重要です。本計画では、第4章の施策の展開で掲げている具体的施策の中から、特に、課題とされている事項を中心に、目標を数値で示すこととしています。これらの目標値は、後期実施計画を策定して5年後の平成28年度中の達成をめざし、毎年、年次報告の中でとりくみの状況を報告していくこととします。

(数値目標一覧)

分類	指 標	現状値	目標値	担当課
I - 1	1 附属機関の女性委員の割合	30.3% (H23.10)	35.0%	男女共同参画課
	2 女性のいない附属機関の数	2 (H23.10)	0	男女共同参画課
	3 女性のいない行政委員会の数	2 (H23.10)	0	男女共同参画課
	4 要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合	30.0% (H23.10)	40.0%	男女共同参画課
	5 市が出資している団体における女性役員の割合	6.8% (H23.10)	10.0%	男女共同参画課
	6 市が事業を委託している団体における女性役員の割合	24.6% (H23.10)	30.0%	男女共同参画課
	7 管理職に占める女性の割合	14.4% (H23.4)	15.0%	人 事 課
	8 女性職員に占める役職者(係長級以上)の割合と、男性職員に占める役職者(係長級以上)の割合との関係(※1)	30.7% (女性) 44.8% (男性) (H23.4)	同率化	人 事 課
I - 2	9 まつえ男女共同参画人材リストへの登録者数	41人 (H23.10)	100人	男女共同参画課
II - 2	10 男性職員の育児休業取得率(※2)	2.0% (H22実績)	10% (H28年度)	人 事 課
	11 妻が出産する男性職員のうち、「夫の育児参加休暇」(5日以内)を完全取得した職員の割合(※2)	4.4% (H22実績)	100% (H28年度)	人 事 課
II - 5	12 認可保育所定員数	5,420人 (H23実績)	6,400人	子 育 て 課
	13 通常保育実施箇所数	62箇所 (H23実績)	72箇所	子 育 て 課
	14 一時保育実施箇所数	39箇所 (H23実績)	50箇所	子 育 て 課
	15 延長保育実施箇所数	62箇所 (H23実績)	72箇所	子 育 て 課
	16 児童クラブ開設箇所数	38箇所 (H23実績)	43箇所	生涯学習課

分類	指 標	現状値	目標値	担当課	
Ⅱ—5	17	なごやか寄り合い事業*を実施している自治会数(※3)	450自治会 (H23実績)	500自治会 (H26年度)	介護保険課
	18	通所型介護予防事業*の参加者数(※3)	450人 (H23実績)	2,500人 (H26年度)	介護保険課
Ⅲ—1	19	男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合	90.5% (H22実績)	100%	男女共同参画課
	20	年間に実施する出前講座の回数	13回 (H22実績)	18回	男女共同参画課
Ⅲ—2	21	小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合	31.3% (H23実績)	40.0%	小中一貫教育推進課
	22	松江市立中学校の生徒会における役員に占める女性の割合	40.4% (H23実績)	50.0%	学校教育課
Ⅲ—3	23	男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	78.7% (H22.10)	90.0% (H27調査)	男女共同参画課
	24	松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合	39.6% (H22.10)	70.0% (H27調査)	男女共同参画課
	25	社会全体において、男女の地位が平等であると感ずる市民の割合	10.3% (H22.10)	30.0% (H27調査)	男女共同参画課
	26	「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合	58.6% (H22.10)	70.0% (H27調査)	男女共同参画課
	27	児童・生徒の意識調査で、家事分担について「①男女が力をあわせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	①37.0% ②26.8% (H16.9調査)	80.0% (①と②の合計) (H26調査)	男女共同参画課
Ⅳ—2	28	DV防止法の概要を知っている市民の割合	23.0% (H22.10)	70.0% (H27調査)	男女共同参画課
Ⅳ—3	29	乳がん検診受診者数(前期:受診率)(※4)	3,491人 (H22実績)	11,500人 (H28年度)	健康推進課
	30	子宮がん検診受診者数(前期:受診率)(※4)	7,951人 (H22実績)	12,400人 (H28年度)	健康推進課
推進体制	31	松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合	39.0% (H22.10)	70.0% (H27調査)	男女共同参画課

注) 松江市の部門別計画等で数値目標を掲げている場合には、その現状値や目標値をそのまま本計画の目標としています。したがって、もとの計画等が見直された場合には、本計画にも反映させることとし、変更内容を年次報告書に記載して、新たな数値目標に基づき取り組みます。

(部門別計画等)

- ※1 松江市行財政改革実施計画
- ※2 松江市職員子育て支援プログラム
- ※3 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ※4 新健康まつえ21基本計画

*なごやか寄り合い事業

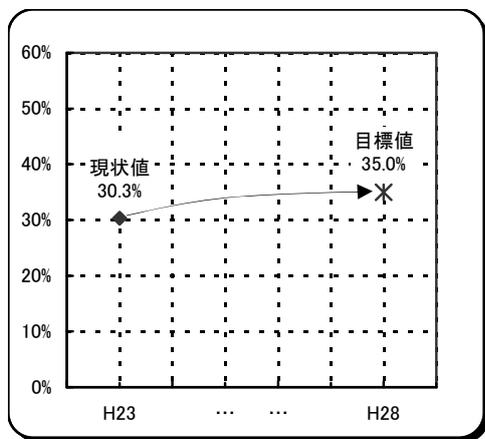
高齢者の閉じこもり予防や介護予防を目的に、身近な集会所等に定期的に高齢者が集まり、体操やレクリエーション、茶話会等を行う事業です。

*通所型介護予防事業

介護認定を受けていないが、生活機能が低下しており、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象として、介護保険サービス提供事業所や健康増進施設にて、体操や水中運動を行い、運動機能の維持向上を図る事業です。

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 施策の方向Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

指標Ⅰ 附属機関の女性委員比率



《指標の説明》

・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関の委員に占める女性の割合です。
 （地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関）

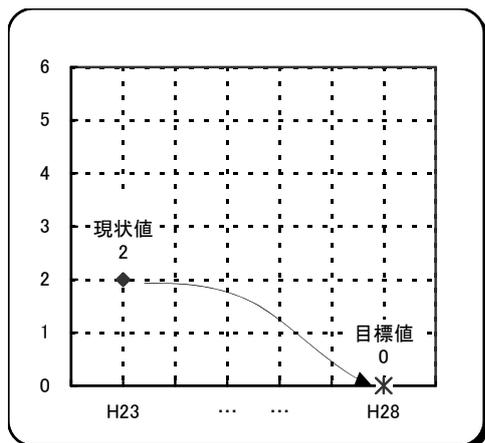
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における全附属機関（39機関）の女性委員の割合の平均は、30.3%です。

《目標値の説明》

・松江市男女共同参画推進条例により、松江市のすべての附属機関の委員について、男女のいずれか一方の性が10分の4未満にならないよう努めることになっています。
 ・平成28年度までに、全附属機関の平均が35%に達することをめざします。

指標Ⅱ 女性のいない審議会の数



《指標の説明》

・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関のうち、女性の委員がいない機関の数です。
 （地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関）

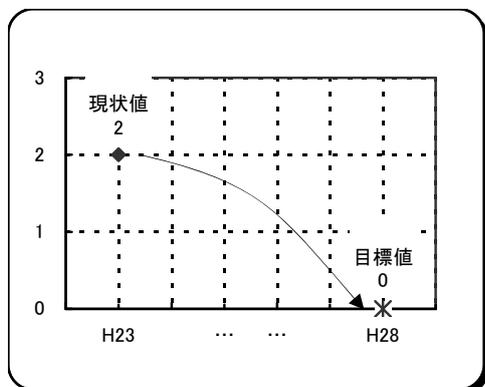
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在で設置されている全附属機関（39機関）のうち女性のいない審議会等の数は、2機関です。

《目標値の説明》

・松江市男女共同参画推進条例により、松江市のすべての附属機関の委員について、男女のいずれか一方の性が10分の4未満にならないよう努めることになっています。
 ・平成28年度までに、女性の委員がいない審議会等をなくします。

指標Ⅲ 女性のいない行政委員会の数



《指標の説明》

・市の設置する行政委員会のうち女性の委員がいない機関の数です。

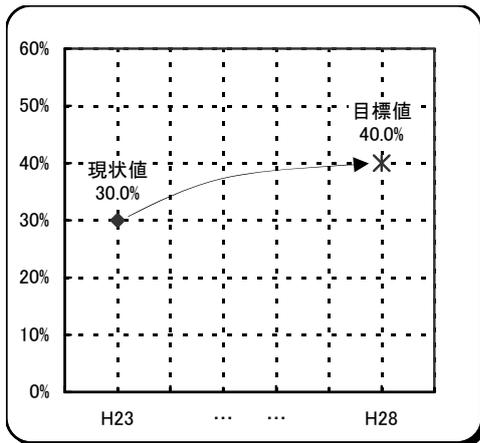
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在で女性のいない行政委員会の数は、2機関です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関での取り組みに準じ、市の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成28年度までに、女性の委員のいない行政委員会をなくします。

指標4 要綱等により設置している審議会等の女性委員比率



《指標の説明》

・要綱等に基づき設置される審議会など（地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を含まない。）の委員に占める女性の割合です。

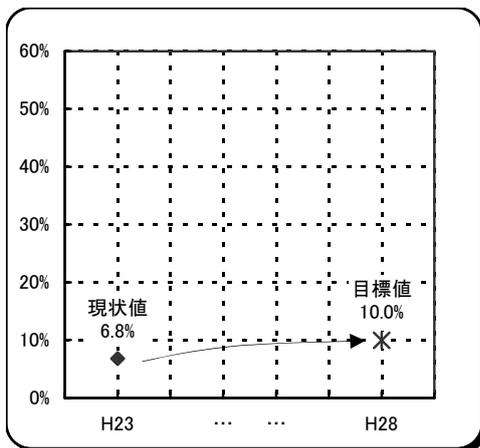
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における要綱等に基づく審議会等（29機関）の女性委員の割合は、30.0%です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関でのとりくみに準じ、市の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成28年度までに、要綱等に基づく審議会等の平均で40%に達することをめざします。

指標5 市が出資している団体における女性役員比率



《指標の説明》

・松江市が出資して運営を行う法人などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

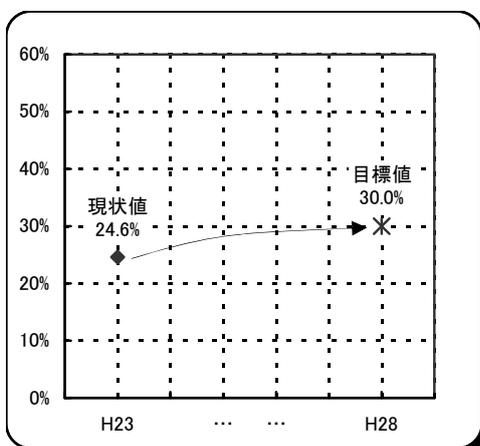
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における女性役員の割合は、6.8%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する6団体です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関でのとりくみに準じ、市が出資する団体の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成28年度までに、対象となる団体の平均で10%に達することをめざします。

指標6 市が事業を委託している団体における女性役員比率



《指標の説明》

・松江市が事業を委託している団体などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

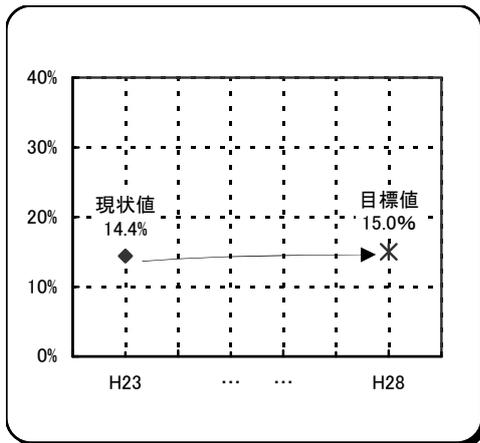
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における女性役員の割合は24.6%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する30団体です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関でのとりくみに準じ、市が事業を委託する団体の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成28年度までに、対象となる団体の平均で30%に達することをめざします。

指標7 管理職に占める女性の比率



《指標の説明》

・松江市役所の職員のうち、管理職にある職員に占める女性の割合です。

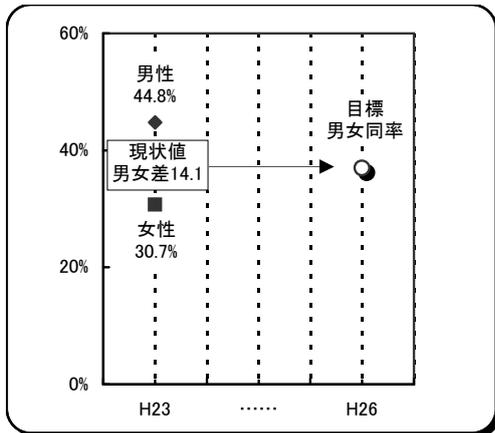
《現状値の説明》

・平成23年4月1日現在における女性管理職の割合（14.4%、24名）です。
 ・対象となる職員は、課長級以上の職員167名です。
 ・管理職を含む全職員（1,295名）のうち女性（397名）の占める割合は30.7%です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、市役所の管理職への女性の参画を推進します。
 ・平成28年度までに、15%に達することをめざします。

指標8 男女別係長以上の役職者比率



《指標の説明》

・松江市役所の職員のうち、係長級以上の役職につく者の男女別の割合です。
 ・「松江市行財政改革実施計画」に規定する指標です。

《現状値の説明》

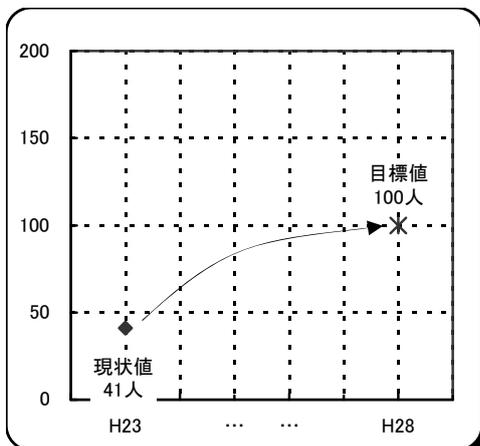
・平成23年4月1日現在における、すべての職員（男性898名、女性397名）に占める役職者（男性402名、女性122名）の男女別割合（男性44.8%、女性30.7%）です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、市役所の役職への女性の参画を推進します。
 ・平成26年度までに、職員に占める係長以上の役職につく者の男女別割合を同率化します。

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 施策の方向2 女性人材の育成

指標9 「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録者数



《指標の説明》

・松江市の審議会等へ女性の委員候補者を推薦するため設置する人材リストの登録者数です。
 ・幅広い分野や年代の人材の登録が望まれています。

《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における登録者数（41人）です。

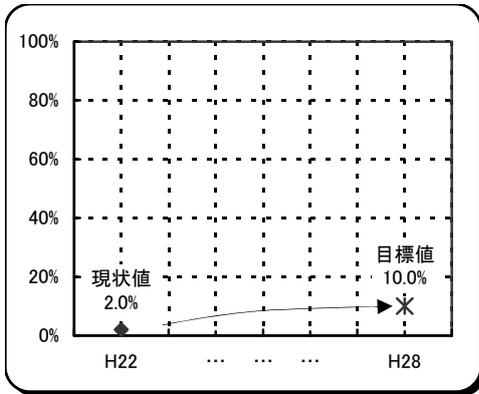
《目標値の説明》

・平成28年度までに、登録者が100人に達することをめざします。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

施策の方向2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

指標10 男性職員の育児休業取得率



《指標の説明》

- ・松江市役所の男性職員の育児休業取得率です。
- ・対象となる職員は3歳未満の子を持つ男性職員全員で、そのうち育児休業を取得した者の割合です。
- ・「松江市職員子育て支援プログラム」（計画期間H22～H27）に規定する指標です。

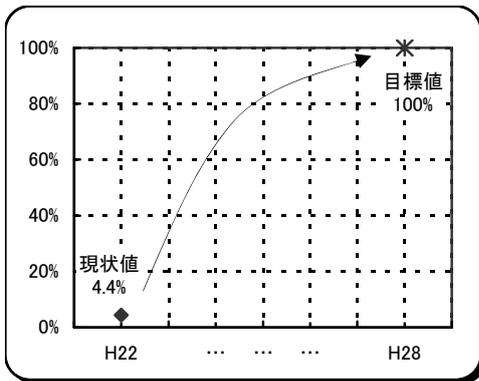
《現状値の説明》

- ・平成22年4月1日～平成23年3月31日までの1年間
- ・男性職員の育児休業取得対象者は50人、そのうち取得者は1人で、取得率は2.0%です。

《目標値の説明》

- ・平成28年度までに取得率10%を達成します。

指標11 「夫の育児参加休暇」（5日以内）を完全取得した職員の割合



《指標の説明》

- ・松江市役所の男性職員の「夫の育児参加休暇」の完全取得率です。
- ・対象となる職員は妻が出産した男性職員全員です。
- ・対象職員のうち、「夫の育児参加休暇」の規定上限である5日の休暇を、すべて取得した者の割合です。

《現状値の説明》

- ・平成22年1月1日～平成22年12月31日までの1年間
- ・男性職員の「夫の育児参加休暇」取得対象者は45人、そのうち5日間の完全取得者は2人で、完全取得率は4.4%です。
- ・「夫の育児参加休暇」の1日以上取得者は8人です。

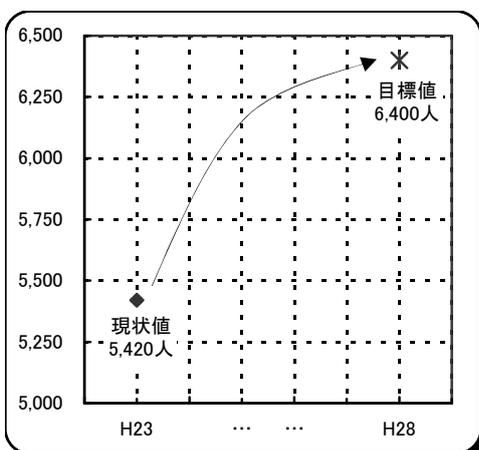
《目標値の説明》

- ・平成28年度までに、すべての対象職員が5日間の休暇を完全に取得することをめざします。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

施策の方向5 多様なライフスタイルに応える子育て支援、高齢者支援の充実

指標12 認可保育所定員数



《指標の説明》

- ・松江市の認可保育所における定員数です。

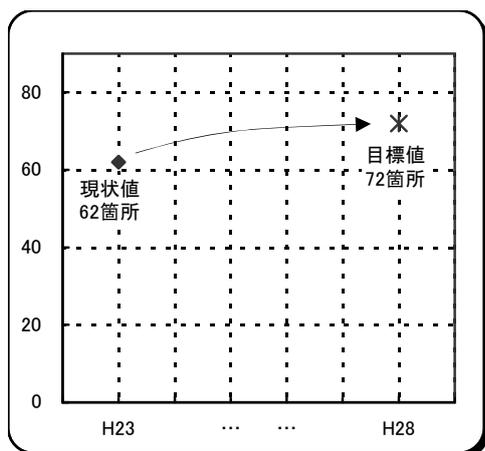
《現状値の説明》

- 平成23年度の認可保育所における定員数（5,420人）です。

《目標値の説明》

- ・子どもの数は減少することが予想されますが、保育に対するニーズは高まっています。
- ・平成28年度までに、受入数が6,400人に達することをめざします。

指標13 通常保育実施箇所数



《指標の説明》

・松江市で通常保育を実施する認可保育所の箇所数です。

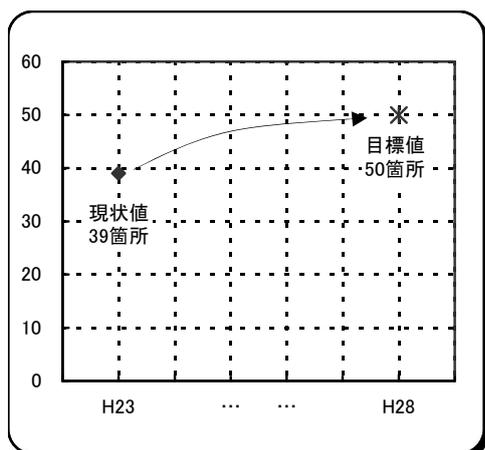
《現状値の説明》

・平成23年度の実施箇所見込み数（62箇所）です。

《目標値の説明》

・子どもの数は減少することが予想されますが、保育に対するニーズは高まっています。
 ・平成28年度までに、実施箇所数が72箇所に達することをめざします。

指標14 一時保育実施箇所数



《指標の説明》

・松江市で一時保育を実施する認可保育所の箇所数です。

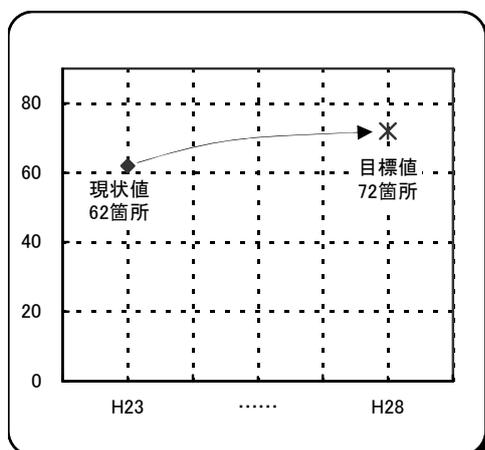
《現状値の説明》

・平成23年度の実施箇所見込み数（39箇所）です。

《目標値の説明》

・多様な保育サービスに対するニーズは高まっています。
 ・平成28年度までに、実施箇所数が50箇所に達することをめざします。

指標15 延長保育実施箇所数



《指標の説明》

・松江市で通常保育終了後30分以上の延長保育を実施する認可保育所の箇所数です。

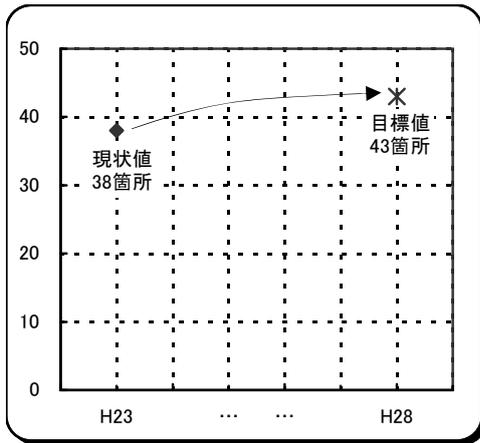
《現状値の説明》

・平成23年度の実施箇所数（62箇所）です。

《目標値の説明》

・多様な保育サービスに対するニーズは高まっています。
 ・平成28年度までに、すべての認可保育所（72箇所）で実施されることをめざします。

指標16 児童クラブ開設箇所数



《指標の説明》

・松江市に開設する児童クラブのうち、1年生～3年生を対象とする児童クラブの箇所数です。

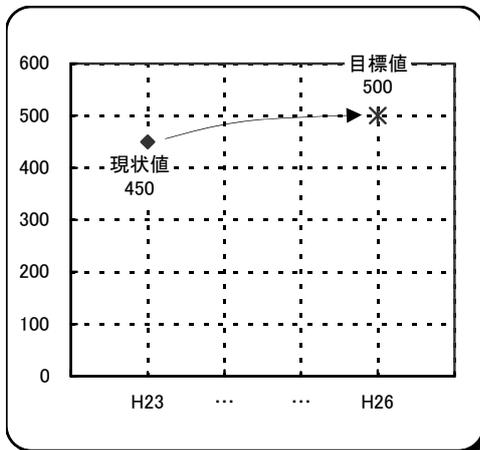
《現状値の説明》

・平成23年度の実施箇所数（38箇所）です。
 ・1つの校区に複数の児童クラブを開設しているところがあります。

《目標値の説明》

・仕事と家庭の両立のため、児童クラブの利用者が増加しています。
 ・平成28年度までに、実施箇所数が43箇所に達することをめざします。

指標17 なごやか寄り合い事業を実施している自治会数



《指標の説明》

・全ての高齢者を対象に行う健康づくりや介護予防のとりくみのひとつです。
 ・高齢者の閉じこもり予防や介護予防を目的に、身近な集会所等に定期的に高齢者が集まり、体操やレクリエーション、茶話会等を行う「なごやか寄り合い事業」を実施している自治会の数です。

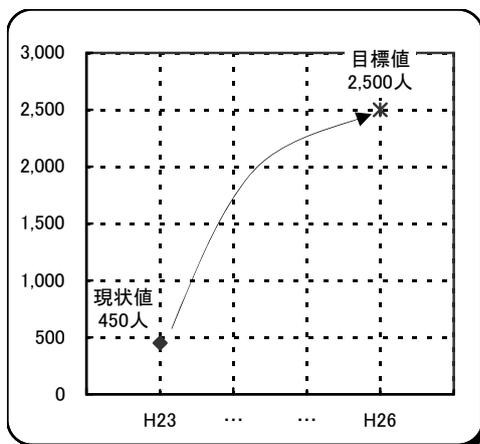
《現状値の説明》

・平成23年度に実施している自治会の数（450自治会）です。

《目標値の説明》

・会場数の拡大や実施プログラムの拡充などにより参加者数を増加させ、介護予防の促進を図ります。
 ・平成28年度までに、500自治会で実施されることをめざします。

指標18 通所型介護予防事業の参加者数



《指標の説明》

・介護認定を受けていないが、生活機能が低下しており要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に行うとりくみのひとつです。
 ・介護保険サービス提供事業所や健康増進施設を利用して行う介護予防事業への参加者数です。

《現状値の説明》

・平成23年度の参加者数（450人）です。

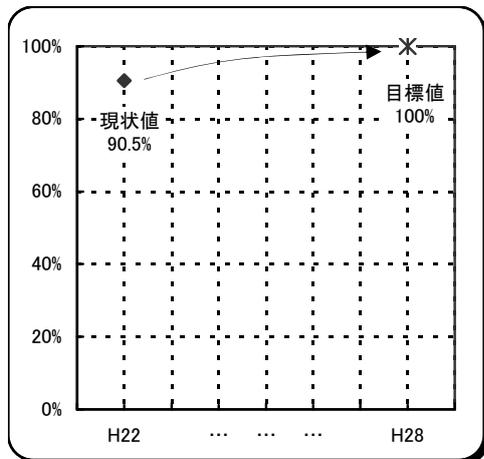
《目標値の説明》

・介護保険サービス提供事業所や健康増進施設で体操や水中運動を行い、運動機能の維持向上を図る「いきいき貯筋コース」及び一生おいしく食べて、楽しくよく話し、よく笑うなどの口の機能（=ちから）を維持・向上するため、従来の歯科治療とは違う新たなとりくみを歯科医療機関で行う「歯つらつ健口コース」への参加者の合計人数です。
 ・平成26年度までに、参加者数が2,500人に達することをめざします。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

指標19 男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合



《指標の説明》

・松江市男女共同参画センターで実施する講座の定員充足率です。

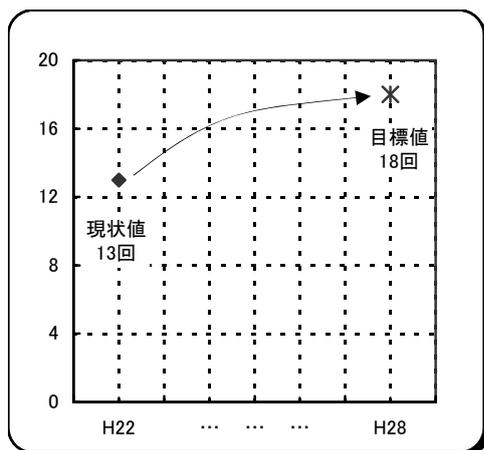
《現状値の説明》

・平成22年度の定員充足率（90.5%）です。
 ・対象講座は、まつえ市民大学特別コース「男女共同参画コース」全3回、男女共同参画フォーラム及びチャレンジセミナー全5回です。

《目標値の説明》

・市民の学習意欲を高める講座の企画に努め、平成28年度までに定員充足率が100%に達することをめざします。

指標20 年間に実施する出前講座の回数



《指標の説明》

・松江市男女共同参画センターが、市民活動センター以外の場所で地域住民を対象に提供する男女共同参画をテーマにした「出前講座」の年間提供回数です。

《現状値の説明》

・平成22年度に実施した出前講座の回数（13回）です。

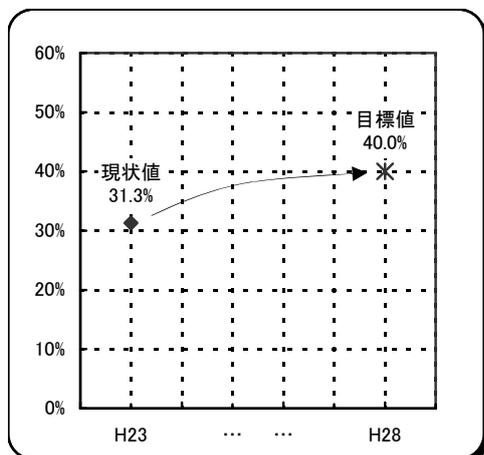
《目標値の説明》

・地域に身近な場所での学習機会の提供に努め、出前講座を平成28年度までに年間18回開催することをめざします。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

指標21 小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合



《指標の説明》

・松江市立小中学校の小中一貫教育地域推進協議会委員及び松江市立女子高校の学校評議員全体に占める女性の割合です。

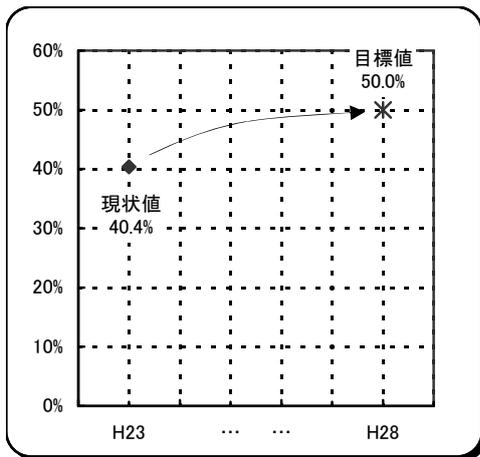
《現状値の説明》

・平成23年4月の状況（31.3%）です。
 ・対象は、すべての松江市立学校（小学校34校・中学校16校・高等学校1校）の小中一貫教育地域推進協議会委員・学校評議員です。
 ・各学校の委員・評議員の男女比については、2：3か3：2になるよう働きかけを行っています。

《目標値の説明》

・平成28年度までに、女性の割合が40.0%となることをめざします。

指標22 松江市立中学校の生徒会における役員(会長及び副会長)に占める女性の割合



《指標の説明》

・松江市立中学校16校の生徒会役員（会長及び副会長）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成23年10月の状況です。
 ・女性の役員（会長及び副会長）は19人で、役員に占める女性の割合は40.4%です。

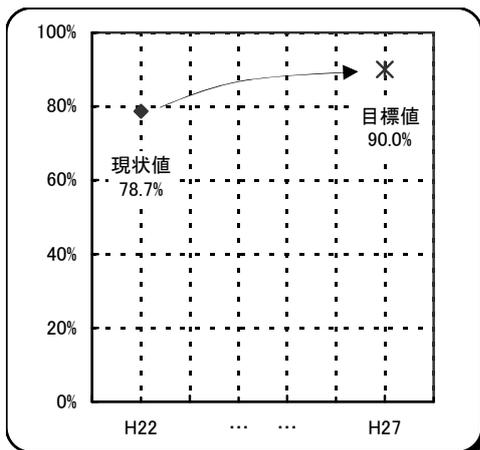
《目標値の説明》

・平成28年度までに、女性の割合が50.0%となることをめざします。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向3 男女共同参画に関する情報整備

指標23 男女共同参画という言葉を知っている市民の割合



《指標の説明》

・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による男女共同参画という言葉の認知度です。
 ・男女共同参画という言葉について、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

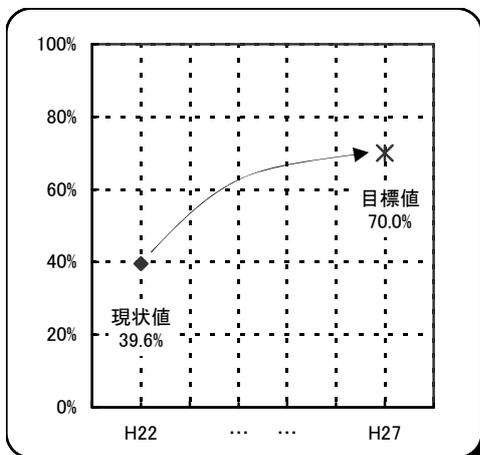
《現状値の説明》

・平成22年度の市民意識調査結果（78.7%）です。
 ・内訳：「概要を知っていた」28.1%
 「言葉を聞いたことがあった」50.6%
 ・対象：市民2,500人　・回答者：943人

《目標値の説明》

・効果的な啓発に努め、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、90.0%の市民が認知することをめざします。

指標24 松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合



《指標の説明》

・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による松江市男女共同参画推進条例の認知度です。
 ・松江市男女共同参画推進条例について、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

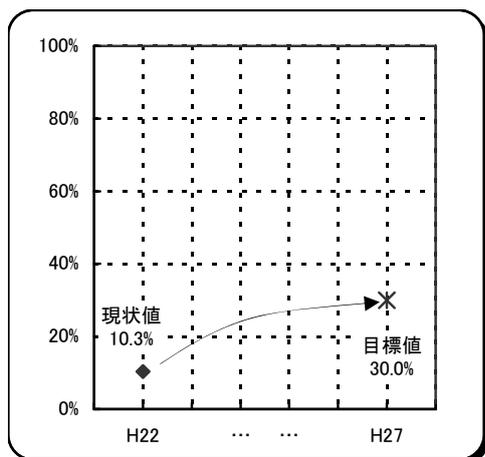
《現状値の説明》

・平成22年度の市民意識調査結果（39.6%）です。
 ・内訳：「概要を知っていた」5.0%
 「言葉を聞いたことがあった」34.6%
 ・対象：市民2,500人　・回答者：943人

《目標値の説明》

・効果的な啓発により周知を図り、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が認知することをめざします。

指標25 市民意識調査で、社会全体において、男女の地位が平等であると感ずる市民の割合



《指標の説明》

・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による市民の意識です。
 ・社会全体で見た場合の男女の地位について、「平等」と回答する市民の割合です。

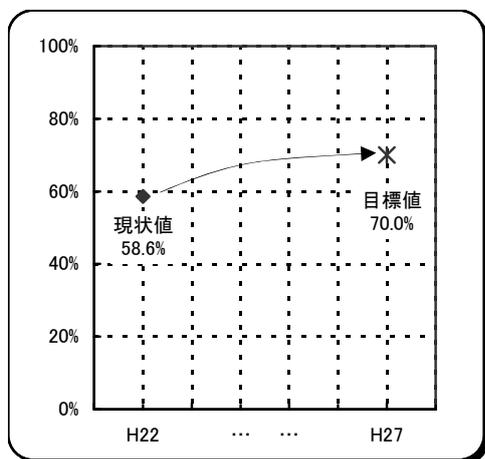
《現状値の説明》

・平成22年度の市民意識調査結果（10.3%）です。
 ・対象：市民2,500人 ・回答者：943人

《目標値の説明》

・女性をとりまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めるよう意識啓発に努め、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、「平等」と感じる市民の割合が30.0%に達することをめざします。

指標26 市民意識調査で、「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合



《指標の説明》

・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による市民の意識です。
 ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答する市民の割合です。

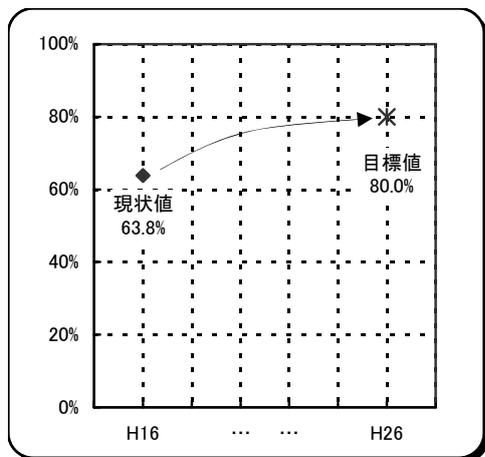
《現状値の説明》

・平成22年度の市民意識調査結果（58.6%）です。
 ・対象：市民2,500人 ・回答者：943人

《目標値の説明》

・女性をとりまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めるよう意識啓発に努め、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合が70.0%に達することをめざします。

指標27 児童・生徒意識調査で、家事の分担について「男女が力をあわせてやるのがよい」、「男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合



《指標の説明》

・松江市の実施する「児童・生徒男女平等意識調査」結果による松江市の子どもの意識です。
 ・家事の分担について、「女の人と男の人が力をあわせてやるのがよい」、「女の人でも男の人でもできる人がやるのがよい」と回答する子どもの割合です。

《現状値の説明》

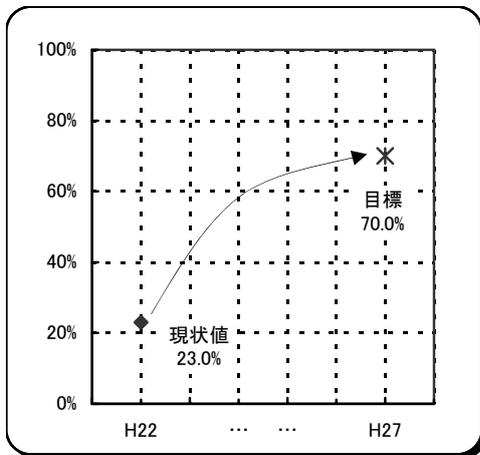
・平成16年度の児童・生徒意識調査結果です。
 ・「女の人と男の人が力をあわせてやるのがよい」37.0%
 ・「女の人でも男の人でもできる人がやるのがよい」26.8%
 ・対象：小学校4年生 558人
 小学校6年生 556人
 中学校2年生 274人

《目標値の説明》

・男女平等教育の一層の推進に努め、平成26年度に実施を予定する児童・生徒意識調査の結果で、家事の分担について、「女の人と男の人が力をあわせてやるのがよい」、「女の人でも男の人でもできる人がやるのがよい」と回答する子どもの割合があわせて80.0%に達することをめざします。

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ
 施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

指標28 DV防止法の概要を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の概要の認知度です。
- ・DV防止法について、「概要を知っていた」と回答する市民の割合です。

《現状値の説明》

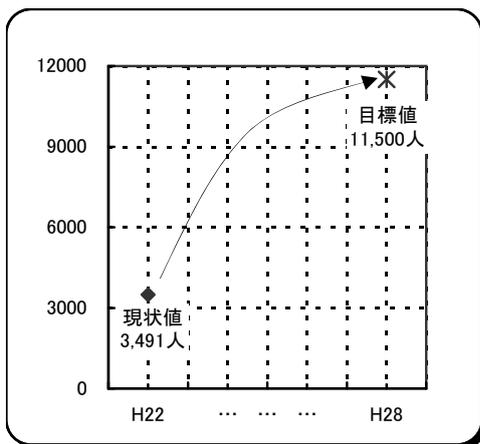
- ・平成22年度の市民意識調査結果（23.0%）です。
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：943人

《目標値の説明》

- ・効果的な啓発に努め、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が理解することをめざします。

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ
 施策の方向3 男女の生涯を通じた健康支援

指標29 乳がん検診受診者数



《指標の説明》

- ・松江市民の乳がん検診の受診者数です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる40歳以上の女性です。
- ・「新健康まつえ21基本計画」に規定する指標です。

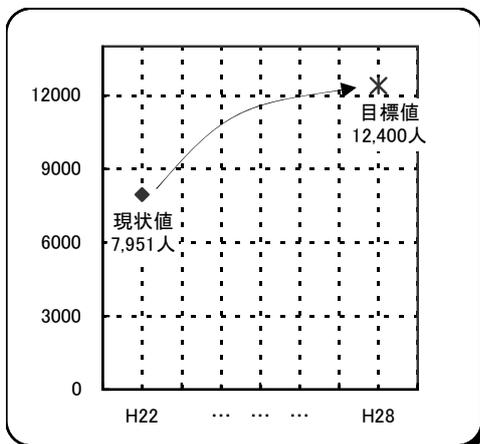
《現状値の説明》

- ・平成22年度の受診者数（3,491人）です。
- ・東出雲町は含んでいません。

《目標値の説明》

- ・平成28年度までに受診者数11,500人を達成します。

指標30 子宮がん検診受診者数



《指標の説明》

- ・松江市民の子宮がん検診の受診者数です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる20歳以上の女性です。
- ・「新健康まつえ21基本計画」に規定する指標です。

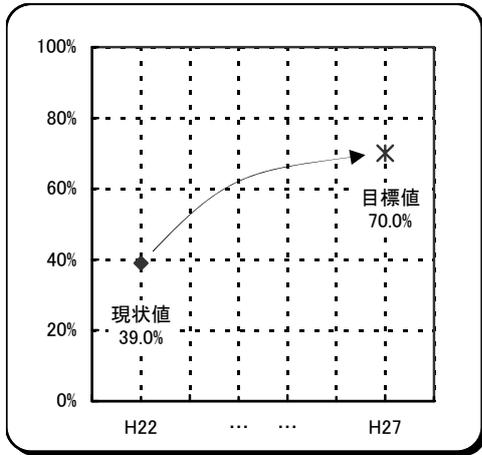
《現状値の説明》

- ・平成22年度の受診者数（7,951人）です。
- ・東出雲町は含んでいません。

《目標値の説明》

- ・平成28年度までに受診者数12,400人を達成します。

指標31 松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による松江市男女共同参画センターの認知度です。
- ・松江市男女共同参画センターについて、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

《現状値の説明》

- ・平成22年度の市民意識調査結果（39.0%）です。
- ・内訳：「概要を知っていた」6.4%
「言葉を聞いたことがあった」32.6%
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：943人

《目標値の説明》

- ・魅力的な事業の展開に努め利用者の増加を図り、平成27年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が認知することをめざします。

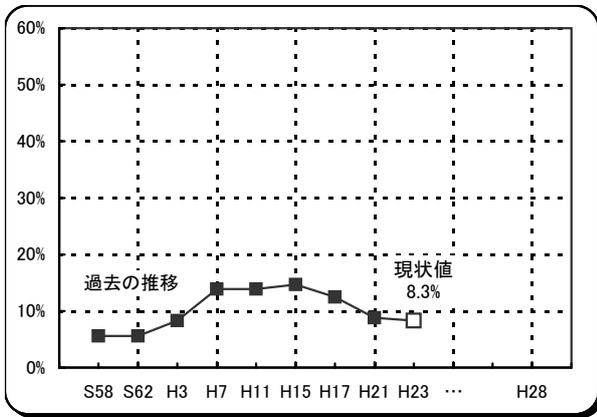
3. 継続して注視すべき数値

ここに掲げる数値は、男女共同参画の状況を示す重要な数値ですが、松江市が直接的にかかわることができない部分もあり、数値目標とすることになじまないものです。今後、男女共同参画推進条例の浸透や男女共同参画計画の後期実施計画の推進を図っていく中で、これらの数値を継続して注視していきます。

分類	項目	現状値	調査時点
I-1	松江市議会議員における女性の割合	8.3%	H23.10の状況
	行政委員会における女性委員の割合	11.1%	H23.10調査
	鳥根県内にある事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合	部長相当職 (8.7%) 課長相当職 (15.2%) 係長相当職 (24.0%)	H20鳥根県労務管理実態調査報告書より転載
II-1	各地区町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	0人 2.3%	H23の状況
	女性公民館長の数 (全35公民館)	5人	H23の状況
	自主防災組織における役員に占める女性の割合	8.0%	H20.11調査
II-2	松江市の女性労働力率	グラフで表示	H22 国勢調査
II-3	家族経営協定締結件数	13件	H22までの累積
III-2	松江市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	14.3% (校長) 14.5% (教頭)	H23の状況
	松江市PTA連合会に加入している、小・中学校における女性PTA会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	3人 36.1%	H23の状況

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 施策の方向1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

松江市議会議員の女性比率



《指標の説明》

・松江市議会議員に占める女性の割合です。

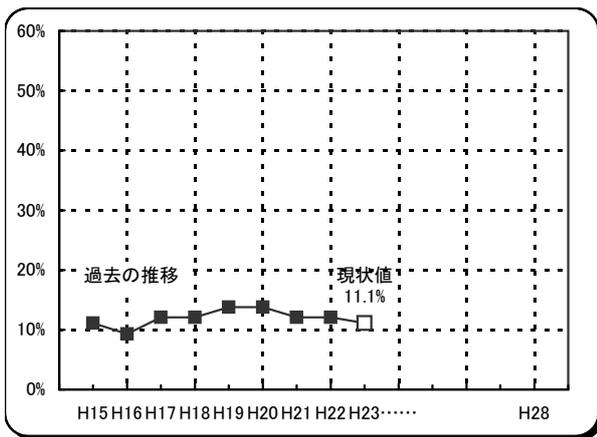
《現状値の説明》

・平成23年8月1日の東出雲町の編入合併後の女性議員（定員36人中3人）の割合（8.3%）です。
 ・次の任期満了は平成25年4月23日です。

《過去の推移》

・平成15年以前は旧松江市議会議員の状況です。
 ・平成17年・平成21年は東出雲町編入合併前の松江市議会議員の状況です。

行政委員会の女性委員比率の推移



《指標の説明》

・松江市の行政委員会委員に占める女性の割合です。

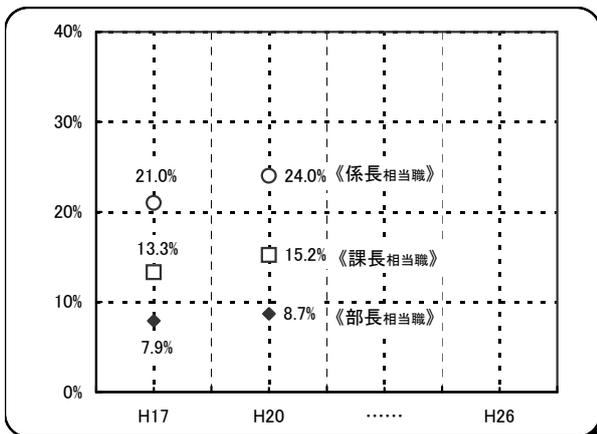
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における全行政委員会の女性委員（委員63人中7人）の割合（11.1%）です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。
 ・農業委員会の委員定数42人中、35人は選挙により選出されています。

《過去の推移》

・平成16年以前は、旧松江市の行政委員会の状況です。
 ・平成17年から平成22年は東出雲町編入合併前の松江市の行政委員会の状況です。

島根県内にある事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合



《指標の説明》

・島根県内に事業所を持つ企業で、常用労働者30人以上の事業所における役職者に占める女性の割合です。
 ・調査対象のうち、多くの事業所は松江市内に所在することが推察されます。
 ・調査は3年ごとに実施されています。

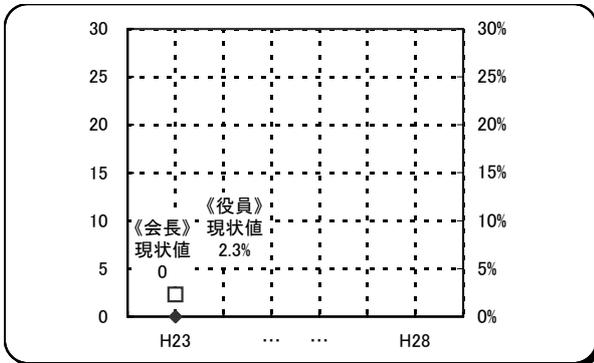
《現状値の説明》

・調査時点は平成20年9月1日で、係長に占める女性の割合（24.0%）、課長に占める女性の割合（15.2%）、部長に占める女性の割合（8.7%）です。
 ・対象回答事業所数：335事業所
 ・「平成20年度島根県労務管理実態調査報告書」により作成。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

施策の方向1 男女共同参画で進める地域づくり

各町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合



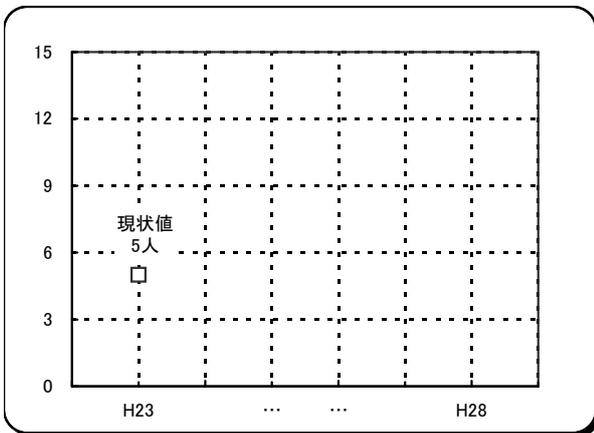
《指標の説明》

・町内会自治会連合会（28団体）の女性の会長の数及び役員（会長及び副会長）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成23年4月1日現在における各町内会自治会連合会で、女性の会長は0人、女性の副会長は2人です。
 ・平成23年4月1日現在における町内会自治会連合会の役員（会長28人、副会長60人）に占める女性の割合は、2.3%でした。

女性の公民館長の数



《指標の説明》

・35公民館の館長（35人）のうち女性の数です。

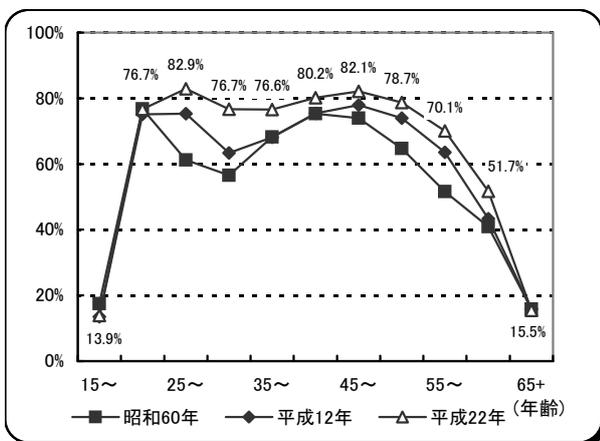
《現状値の説明》

・平成23年10月1日現在における女性の公民館長の数です。
 ・女性は、法吉公民館、白濁公民館、大庭公民館、大野公民館、御津公民館の各館長5人です。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

施策の方向2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

松江市の女性労働力率（年齢階層別の推移）



《指標の説明》

・松江市の女性の年齢階層別の労働力率です。
 ・労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者に失業者を加えた人数）の割合です。
 ・日本の女性の年齢階層別労働力率は、結婚・出産で一度退職し、子育てが一段落するとパート等の就労につくというパターンにより、20歳代後半～30歳代にかけて一時的に労働力率が小さくなる現象（M字カーブ）が特徴的だといわれています。
 ・国勢調査の結果により作成しています。

《現状値の説明》

・女性の労働力率の増加にともない、M字カーブは浅くなり、M字の底となっている年齢階層も変化しています。

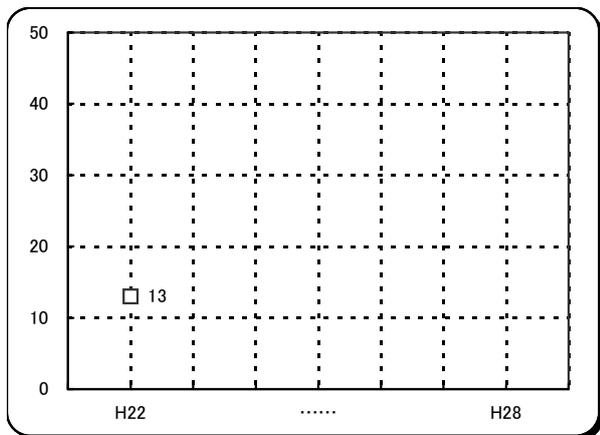
《過去の推移》

・平成22年以前は旧松江市と旧八束郡町村と東出雲町を含んでいます。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

施策の方向3 地域産業における男女共同参画の推進

家族経営協定締結者数



《指標の説明》

・松江市の農業従事者で、「家族経営協定」を締結した家族の数です。

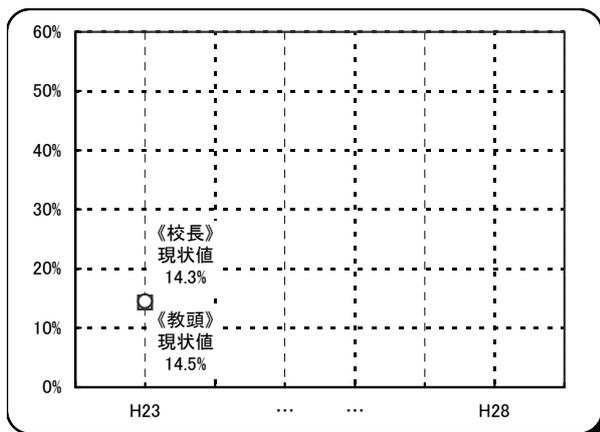
《現状値の説明》

・平成22年度における協定締結済みの家族の数（13家族）です。（東出雲町を含んでいません）

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

松江市立の小学校・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合



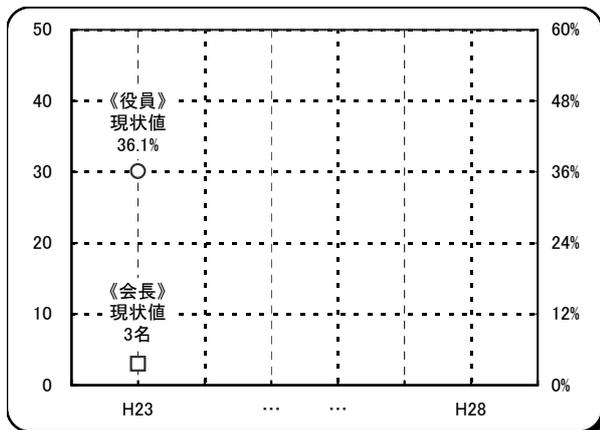
《指標の説明》

・松江市立小（34校）・中学校（16校）における校長及び教頭に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成23年8月1日現在の状況（校長14.3%、教頭14.5%）です。
 ・校長49人中7人が女性です。
 ・八束学園（小中一貫校）は兼務校長です。
 ・教頭55人中8人が女性です。
 ・教頭を2人以上置いている学校もあります。

松江市PTA連合会に加入する団体における女性のPTA会長の数と、役員に占める女性の割合



《指標の説明》

・松江市PTA連合会に加入するPTAの女性の会長の数と、役員（会長51人、副会長157人）に占める女性の割合です。
 ・松江市立小中学校の各PTA（49団体）及び島根大学教育学部附属小中学校の各PTA（2団体）の状況です。

《現状値の説明》

・平成23年10月の状況です。
 ・女性の会長は3人です。
 ・女性の役員（会長及び副会長）は75名で、役員に占める女性の割合は36.1%です。

資料編

目 次

● 策定経過	73
● 松江市男女共同参画審議会	74
● 男女共同参画に関する国内外の主な動き	75
● 男女共同参画社会基本法	78
● 鳥根県男女共同参画推進条例	82
● 松江市男女共同参画推進条例	87
● 松江市男女共同参画推進条例施行規則	91
● 男女共同参画に関するデータ集	93

◎策定経過

1 市民意識調査の実施

- (1) 実施時期 平成22年7月29日～8月20日
- (2) 調査対象 市内在住で18歳以上の男女2,500人
- (3) 回収結果 有効回収数943件（回収率37.7%）

2 パブリック・コメントの実施

- (1) 実施時期 平成24年2月9日～29日
- (2) 実施結果 2件16項目のコメントが寄せられた。
- (3) 回 答 男女共同参画審議会の意見を踏まえ、松江市ホームページで公表

3 男女共同参画審議会における審議経過

日 時	項 目	審議内容
平成23年7月26日	平成23年度 第1回審議会	後期実施計画策定について諮問 後期実施計画策定方針（案）について
12月26日	平成23年度 第2回審議会	後期実施計画（案）について
平成24年1月19日	平成23年度 第3回審議会	後期実施計画（案）について
3月9日	平成23年度 第4回審議会	パブリック・コメントの結果について 計画に関する松江市長への意見の取りまとめ
3月22日	松江市長への答申	答申書の提出

◎松江市男女共同参画審議会

松江市男女共同参画審議会委員名簿

(平成24年3月現在)

氏名	所属等	分野
△ 安立 学	松江農業後継者会（翼の会）	農林
石橋 久美	松江市PTA連合会	PTA
石原 孝子	島根県地球温暖化防止活動推進員	環境
△ 稲田 基子	松江地域介護支援専門員協会	福祉
大野 美雄	松江市町内会・自治会連合会	市民団体
△ 金坂 浩史	NPO法人まつえ・まちづくり塾	まちづくり
◎ 黒田 祐一	松江工業高等専門学校	学識経験者
竹田 尚子	NPO法人おやこ劇場松江センター	子育て
△ 野々内 さとみ	東出雲町婦人会	女性団体
原田 圭介	連合島根	仕事と家庭の両立
△ 榎野 俊徳	山陰中央新報社	報道
三島 花子	松江市観光ボランティアガイドの会	観光
山崎 泰子	まつえ男女共同参画ネットワーク	女性団体
○ 山本 眞一	島根大学名誉教授	学識経験者
山本 壽子	公募委員	公募
○ 渡部 浪子	松江市公民館長会	地域

五十音順、敬称略、男性：7名・女性：9名、女性委員比率56.25%

◎：会長 ○：副会長 △：苦情処理専門部会委員

●男女共同参画に関する国内外の主な動き

年度	世界	国、島根県	松江市
1975 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催「世界行動計画」「メキシコ宣言」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置	
1976 (S51)		・「女子教職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行	
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館（現女性教育会館）」設置	
1979 (S54)	・国連第34回総会 「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」採択		
1980 (S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981 (S56)	国連婦人の十年	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・島根県「島根県婦人行動計画」策定	
1982 (S57)			・松江市福祉部社会課で女性施策を所管
1985 (S60)		・「国籍法」「戸籍法」の改正（父母両系血統主義の採用） ・「女性差別撤廃条約」批准 ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（ナイロビ）開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・島根県「明日をひらくしまねの女性基本計画」策定 ・「しまね女性ファンド」設立	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)			・「女性問題庁内連絡会議」設置（松江市）
1989 (H元)		・学習指導要領の改訂（家庭科の男女必修）	・松江市福祉部社会福祉課で女性施策を所管
1990 (H2)	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	・松江市企画財政部企画課で女性施策を所管
1992 (H4)		・内閣官房長官が「婦人問題担当」（現男女共同参画担当大臣）となる ・「育児休業法」施行	・「女性問題懇話会」設置（松江市） ・宍道町町民生活課設置（女性職員だけで構成、女性行政を所管）（宍道町） ・女性モニター制度導入（宍道町） ・企画財政課に女性係設置（東出雲町）
1993 (H5)	・世界人権会議（ウィーン）開催「ウィーン宣言」採択（女性の権利は人権である） ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行 ・島根県「女性政策室」設置	・「松江市女性行動計画（まっえ女性プラン）」策定 ・松江市市民生活部に「女性政策室」設置 ・「宍道女性ファンド」設置 ・「宍道町女性行政推進委員会」設置 ・「宍道町女性行政推進懇話会」設置 ・「宍道町女性の生活実態と意識に関するアンケート調査」実施 ・女性プロジェクトチーム設置（東出雲町）

男女共同参画年表

年度	世界	国、島根県	松江市
1994 (H6)	・国際人口開発会議(カイロ)開催 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」提唱 ・第4回世界女性会議のためのESCAP地域準備会議(ジャカルタ)	・「男女共同参画室」設置(国) ・「男女共同参画審議会」設置(政令設置) ・「男女共同参画推進本部」設置	・第1回「まつえ女性フォーラム」開催 ・「児童生徒男女平等意識調査」実施(松江市) ・「宍道町女性行動計画(宍道女性行動プラン〜チャレンジしんじ)」策定
1995 (H7)	・第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)開催 「北京宣言」、「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」施行 ・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 ・「島根県新女性計画(しまね女性プラン21)」策定	・「男女平等に関する市民意識調査」実施(松江市) ・世界女性NGOフォーラム'95北京へ公募の市民を派遣(松江市) ・東出雲町女性行政推進本部設置
1996 (H8)		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	・松江市企画財政部に「女性青少年課」設置 ・松江市総合女性センター「プリエール」設置
1997 (H9)		・「男女共同参画審議会」設置(法律設置)	・「ひがしいずもパートナープラン」策定 ・東出雲町男女平等推進協議会設置
1998 (H10)		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について」	
1999 (H11)		・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・島根県女性総合センター「あすてらす」設置(大田市)	・「女性問題懇話会」を「男女共同参画懇話会」に名称変更(松江市)
2000 (H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ採択	・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行	・「女性問題庁内連絡会」を「男女共同参画庁内連絡会議」に改組(松江市)
2001 (H13)		・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」 ・「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」策定	・「松江市男女共同参画計画(まつえ男女共同参画プラン)」策定 ・松江市総務部に「男女共同参画推進室」設置
2002 (H14)		・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止の円滑な施行について」	・松江市総合女性センターを「松江市男女共同参画センター」に名称変更 ・「宍道町女性行政推進懇話会」を「宍道町男女共同参画推進懇話会」に改組
2003 (H15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「松江市男女共同参画推進条例」施行 ・「男女共同参画審議会」設置(松江市) ・まつえ男女共同参画ネットワーク結成
2004 (H16)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	・「児童生徒男女平等意識調査」実施(松江市) ・「チャレンジしんじアクションプラン」策定 ・「男女平等度アンケート」実施(宍道町) ・市町村合併により、新松江市スタート(3/31)
2005 (H17)	・「北京+10」(ニューヨーク、第49回国連婦人の地位委員会)、宣言採択	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)改訂版」策定 ・「島根県DV対策基本計画」策定	・担当部署の名称が、「男女共同参画室」から「男女共同参画課」に変更 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年度	世界	国、島根県	松江市
2006 (H18)		・松江市に「島根県女性相談センター」を設置	・「DV防止及び被害者自立支援実施計画」策定 ・新松江市「松江市男女共同参画計画」策定
2007 (H19)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（国） ・「改正男女雇用機会均等法」施行（国） ・「DV防止法」改正	
2008 (H20)		・「女性の参画加速プログラム」決定（国） ・「島根県DV対策基本計画」改定	・「松江市DV対策基本計画」策定
2009 (H21)			・「松江市次世代育成支援行動計画」（後期計画）策定 ・「ひがしいずもパートナープラン」後期計画策定
2010 (H22)		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定（国） ・「島根県DV対策基本計画」改定	・「男女共同参画都市」宣言
2011 (H23)		・「第2次島根県男女共同参画計画」策定	・「日本女性会議」開催

◎男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(略)

◎島根県男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日島根県条例第16号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、4名以内とする。

- 一 学識経験を有する者
- 二 公募に応じた者

- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑 則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例(平成11年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

◎松江市男女共同参画推進条例

(平成17年3月31日 松江市条例第4号)

わたくしたちのまち松江市は、恵まれた自然、独自の歴史、文化を受け継ぎながら、日本国憲法の理念に基づき、国際的取組とも連動しつつ、市民との連携のもと、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行ってきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っている。また、政策又は方針の決定過程においては、未だに男女の均等な参画が確保されていない状態である。さらには、配偶者間の暴力に代表される性別に起因して人権が侵害される多くの課題がある。一方、社会経済情勢の急速な変化、少子高齢化の一層の進展など、わたくしたちをとりまく社会が大きな転換期を迎えている。

このような状況を踏まえ、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成は、緊急かつ重要な課題である。

わたくしたち市民は、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取組と協調し、又は連携して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策については、市民及び事業者と協力して実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第12条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画施策を実施し、及び市民活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(市職員における女性職員の登用等)

第16条 市は、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるものとする。

(出資法人等の届出等)

第17条 市が出資し、又は事業を委託している団体のうち規則で定めるものは、当該団体における男女共同参画の推進状況について、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(苦情への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第19条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの被害者の支援等を行う民間の団体の活動を支援するため、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 松江市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 第9条第2項及び第18条第2項によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に、第18条第2項に規定する苦情の処理に関すること及び専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができる。

6 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑 則

(委 任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市男女共同参画推進条例（平成15年松江市条例第4号）第9条第1項の規定により策定された松江市男女共同参画計画は、新計画策定までの間、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

◎松江市男女共同参画推進条例施行規則

(平成17年3月31日 松江市規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市男女共同参画推進条例（平成17年松江市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第2条 条例第17条第1項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 市が出資している団体

- ア 松江市土地開発公社
- イ 財団法人松江市観光開発公社
- ウ 財団法人松江市教育文化振興事業団
- エ 財団法人松江体育協会
- オ 財団法人松江勤労福祉振興協会
- カ 財団法人宍道湖西岸森と自然財団

(2) 市が事業を委託している団体

- ア 社会福祉法人松江市社会福祉協議会
- イ 社会福祉法人松江福祉会
- ウ 公民館運営協議会

(出資法人等の届出)

第3条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、毎年10月1日現在の状況を、当該年の10月31日までに行うものとする。

(審議会の組織及び運営)

第4条 松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 8 審議会の庶務は、市民部男女共同参画課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(部会の組織及び運営)

第5条 条例第23条第5項の規定による部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会には、前条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成17年5月23日松江市規則第287号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日松江市規則第59号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日松江市規則第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日松江市規則第38号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日松江市規則第13号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

◎男女共同参画に関するデータ集

- 1 人口の推移に関するデータ
 - ① 日本の人口の将来推計
 - ② 日本の生産年齢人口の将来推計（中位推計）
 - ③ 松江市の人口ピラミッド
 - ④ 松江市の人口の推移（地域別）
 - ⑤ 松江市の世帯数の推移（地域別）
 - ⑥ 松江市の年齢階層別人口の推移

- 2 政策・方針決定過程におけるデータ
 - ① 松江市議会議員の女性比率の推移
 - ② 松江市の出資法人等における役員の女性比率の推移
 - ③ 鳥根県内の民間事業所における女性の役職登用率

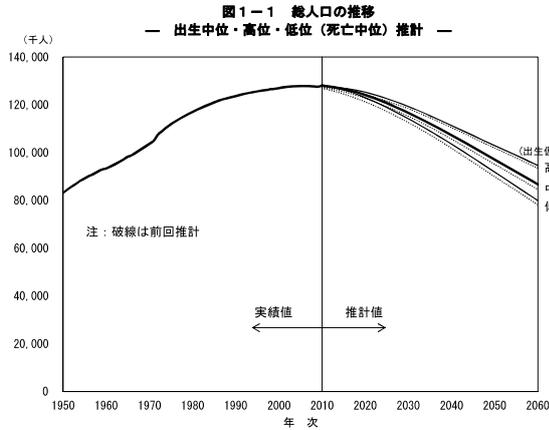
- 3 雇用の分野におけるデータ
 - ① 日本女性の潜在的労働力率
 - ② 松江市の女性の年齢階層別労働力率の推移
 - ③ 日本の労働力数の推移
 - ④ 松江市の労働力数の推移
 - ⑤ 日本の男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額=100）
 - ⑥ 日本の労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移

- 4 両立支援の環境
 - ① 松江市の子育て支援センターの利用者数の推移
 - ② 松江市のファミリーサポートセンターの利用状況の推移（支部を含む）
 - ③ 松江市立幼稚園の状況の推移
 - ④ 松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移
 - ⑤ 松江市の介護保険のサービスの定員数の推移
 - ⑥ 日本の共働き等世帯数の推移
 - ⑦ 日本の離婚件数の推移
 - ⑧ 松江市の母子世帯数・父子世帯数の推移
 - ⑨ 松江市の生活保護世帯数・保護率の推移
 - ⑩ 鳥根県における育児休業の取得状況（従業員規模別）

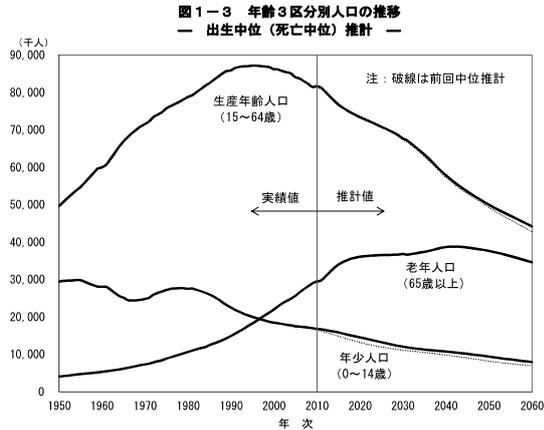
- 5 日本と世界の比較
 - ① GGI値順位
 - ② 男女の賃金格差
 - ③ 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合
 - ④ 女性労働力率と合計特殊出生率の相関の推移（OECD加盟24か国）
 - ⑤ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間の比較
 - ⑥ 子育て期の役割分担の状況

1 人口の推移に関するデータ

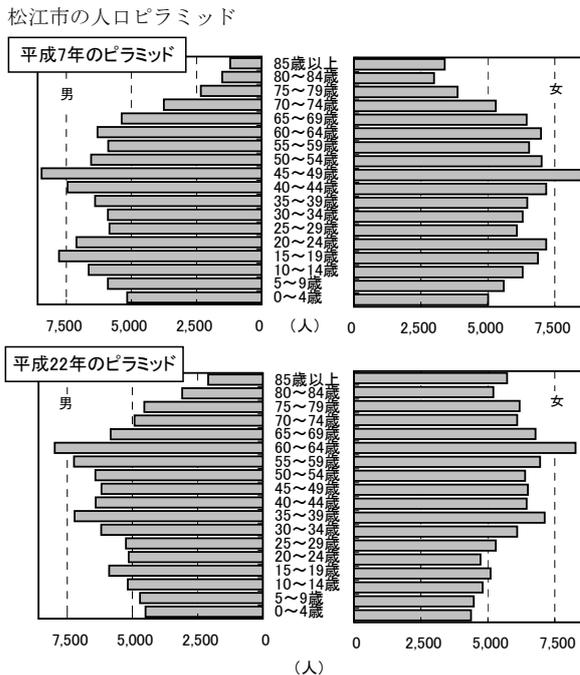
① 日本の人口の将来推計



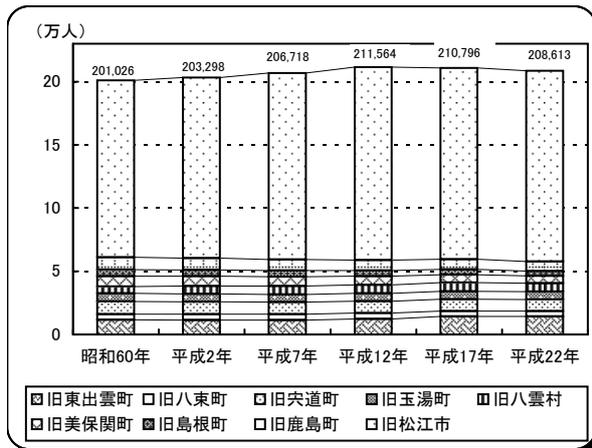
② 日本の生産年齢人口の将来推計（中位推計）



③ 松江市の人口ピラミッド

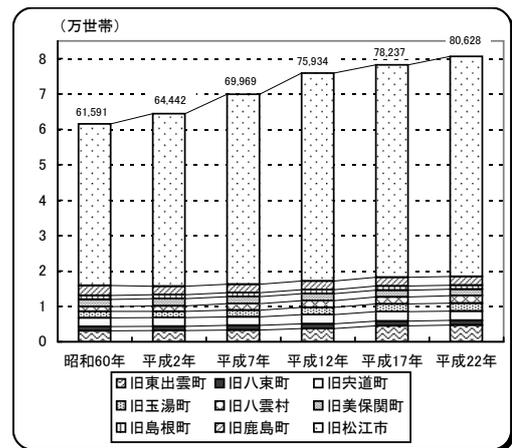


④ 松江市の人口の推移（地域別）



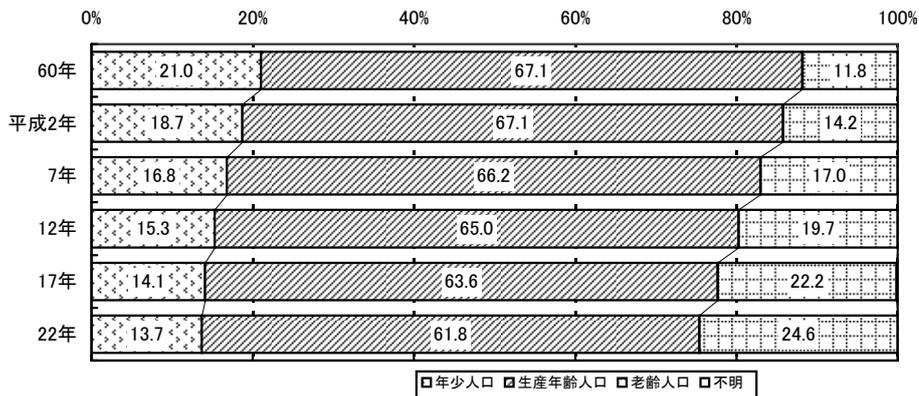
※資料：(S60～H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より

⑤ 松江市の世帯数の推移（地域別）



※資料：(S60～H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より

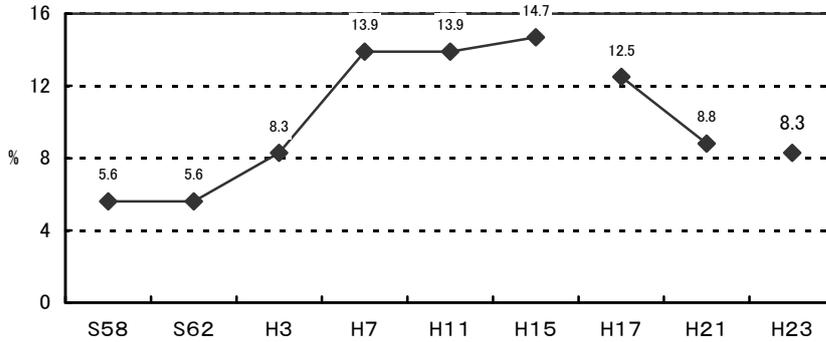
⑥ 松江市の年齢階層別人口の推移



注) 年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、老年人口：65歳以上
旧8市町村と東出雲町の計
※資料：(S60～H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より

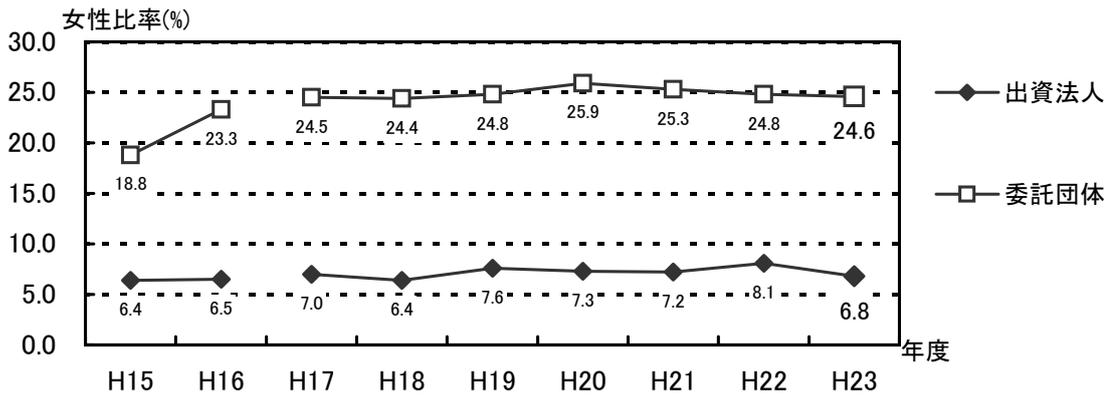
2 政策・方針決定過程におけるデータ

① 松江市議会議員の女性比率の推移



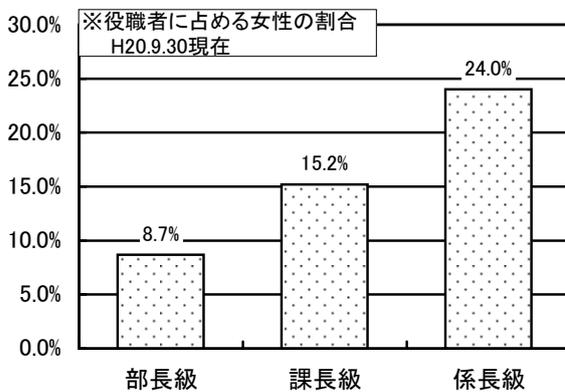
※ 松江市議会事務局集計
 (平成15年までは、旧松江市の状況)
 (平成23年は東出雲町編入合併後の状況)

② 松江市の出資法人等における役員の女性比率の推移



資料：市男女共同参画課（各年10月1日時点）
 (平成16年までは、旧松江市の状況)

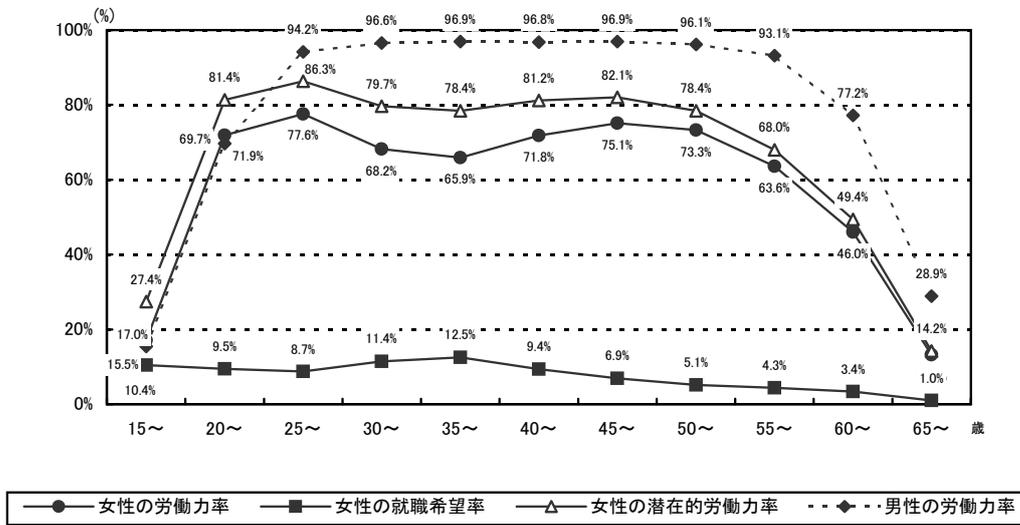
③ 島根県内の事業所における女性の役職登用率



※ 島根県「平成20年度島根県労務管理実態調査報告書」より作成
 (島根県内に事業所を持つ企業で、常用労働者30人以上の事業所における役職者に占める女性の割合)

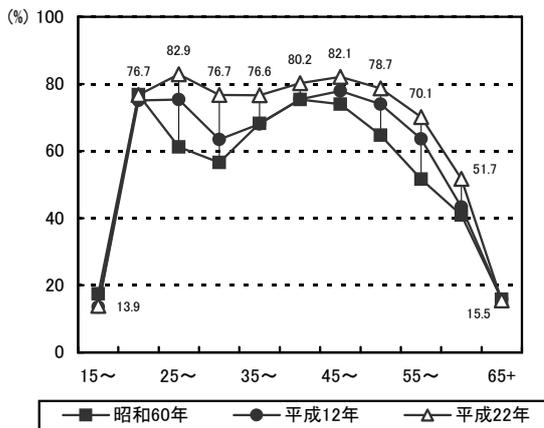
3 雇用の分野におけるデータ

① 日本女性の潜在的労働力率



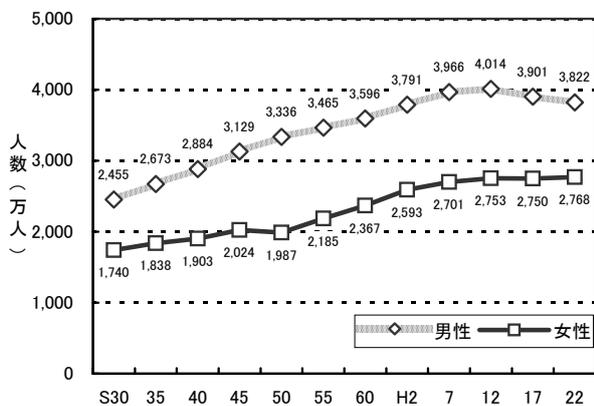
※ 総務省「労働力調査」(平成22年平均)より作成

② 松江市の女性の年齢階層別労働力率の推移



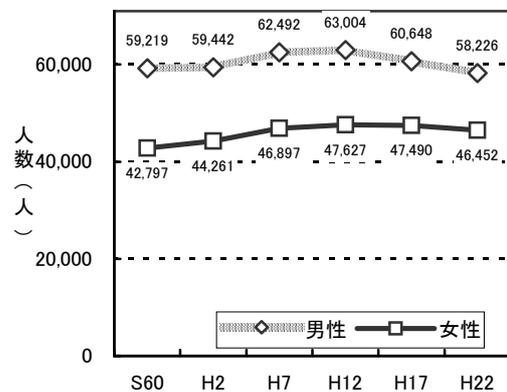
※ 国勢調査より作成 (旧8市町村と東出雲町の計)

③ 日本の労働力数の推移



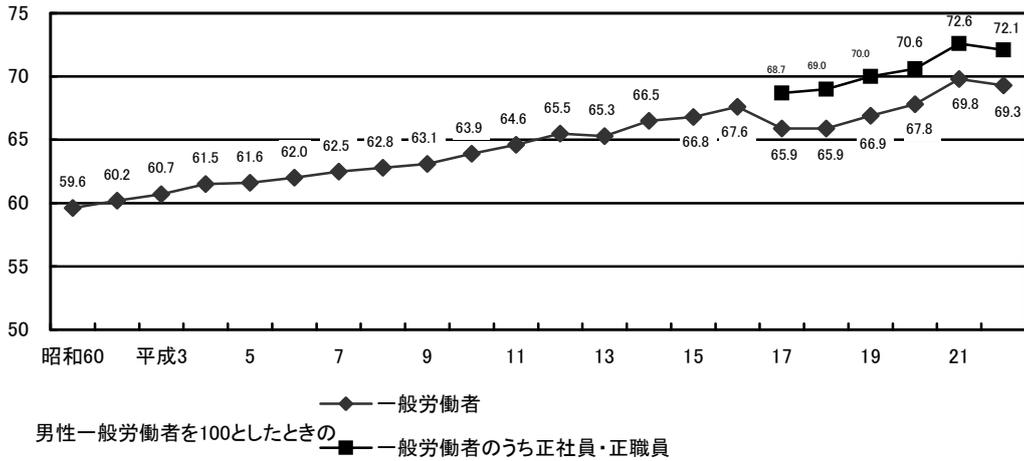
※ 総務省「労働力調査」(長期時系列データ)より作成

④ 松江市の労働力数の推移



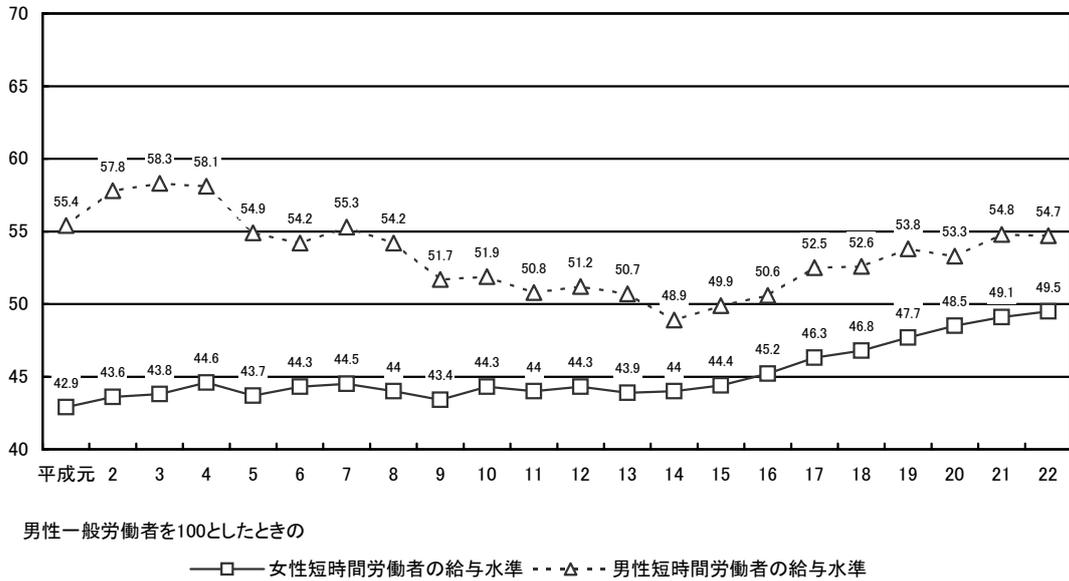
旧8市町村と東出雲町の計
(S60~H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 産業等基本集計結果

⑤ 日本の男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額＝100）



※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 ※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 ※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 ※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。
 ※男女共同参画白書（平成23年度版）より

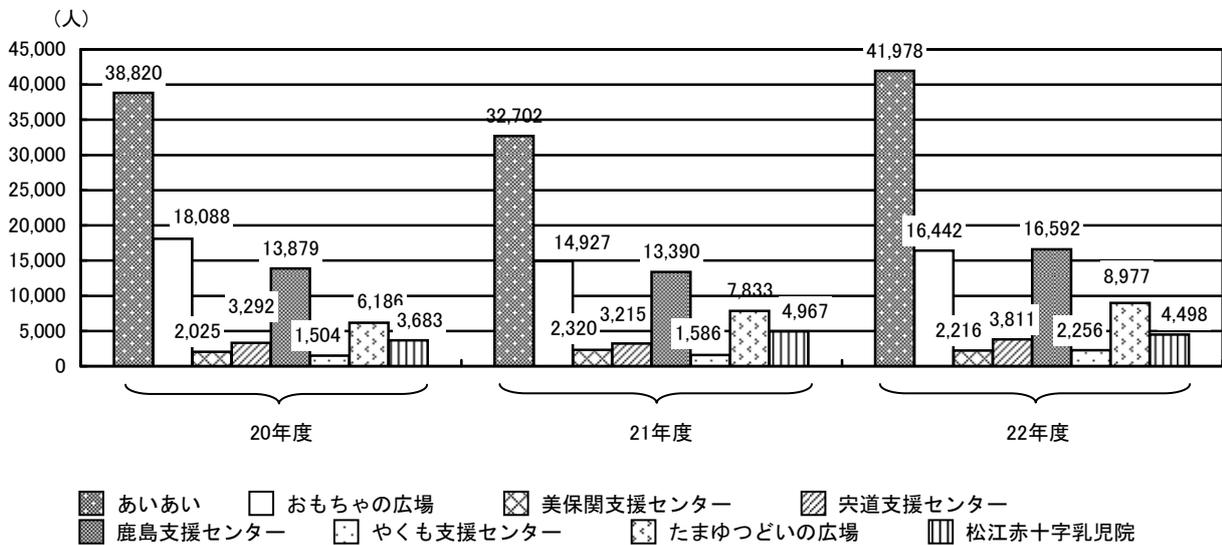
⑥ 日本の労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）



※男性一般労働者の平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの
 ※男女共同参画白書（平成23年度版）より

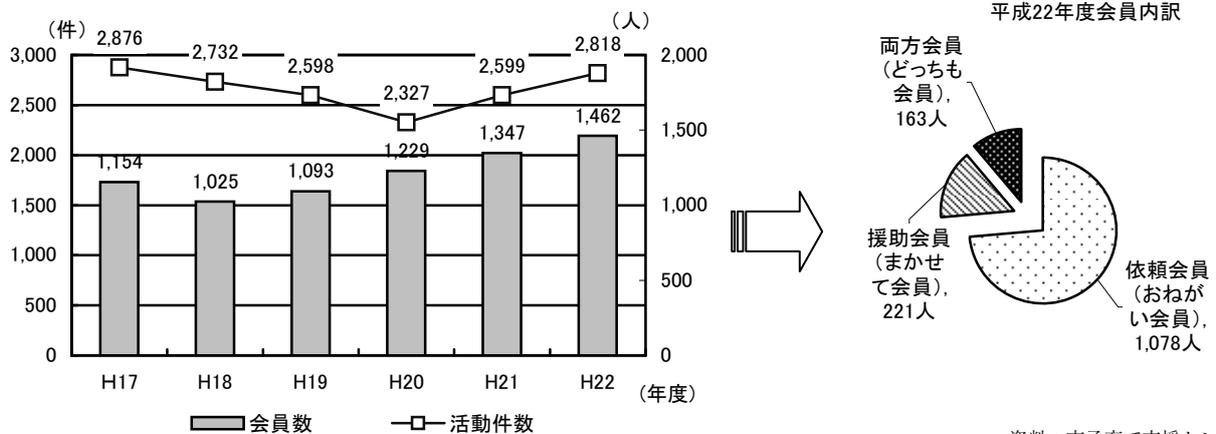
4 両立支援の環境

① 松江市の子育て支援センターの利用者数の推移



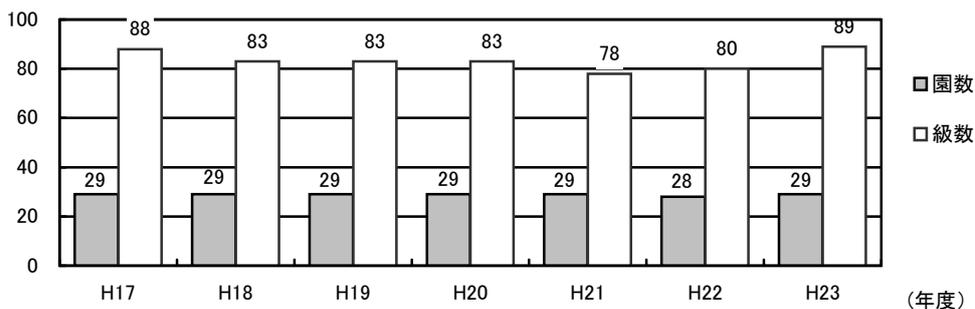
資料：市子育て支援センター

② 松江市のファミリーサポートセンターの利用状況の推移（支部を含む）



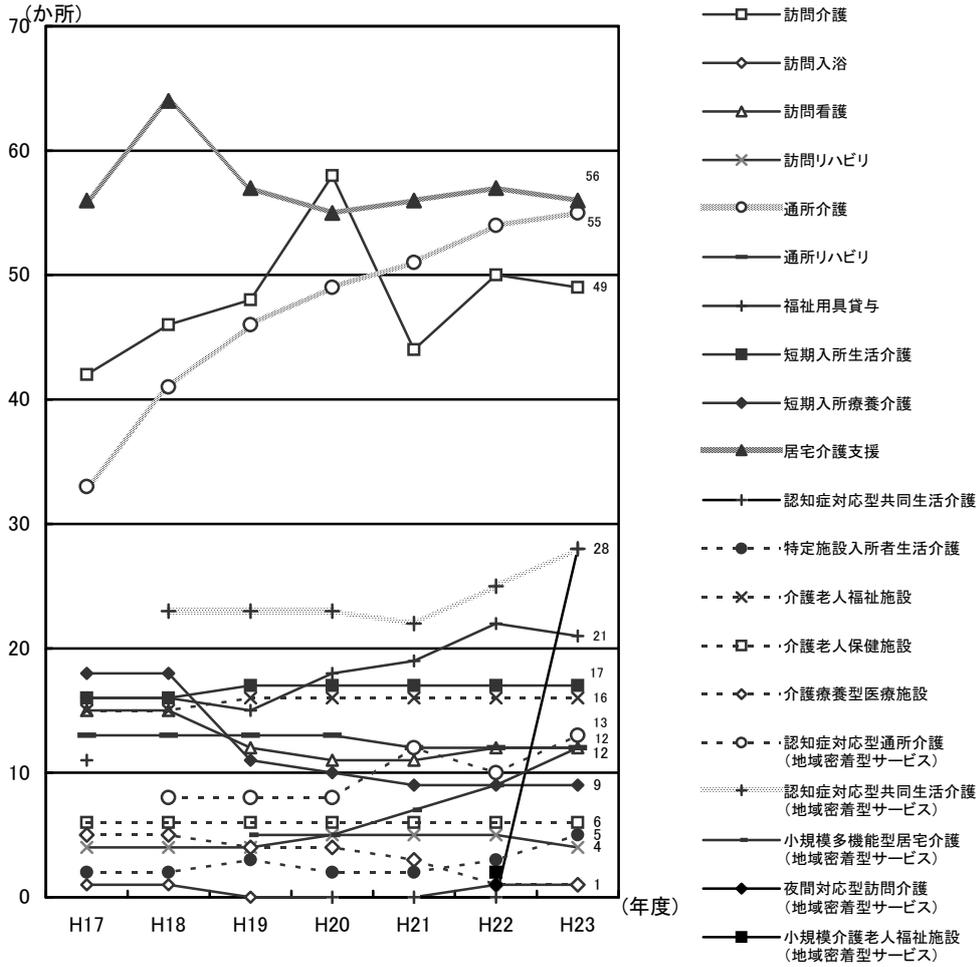
資料：市子育て支援センター

③ 松江市立幼稚園の状況の推移



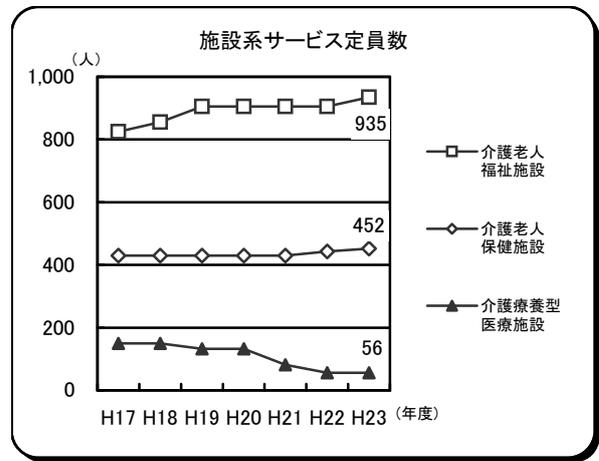
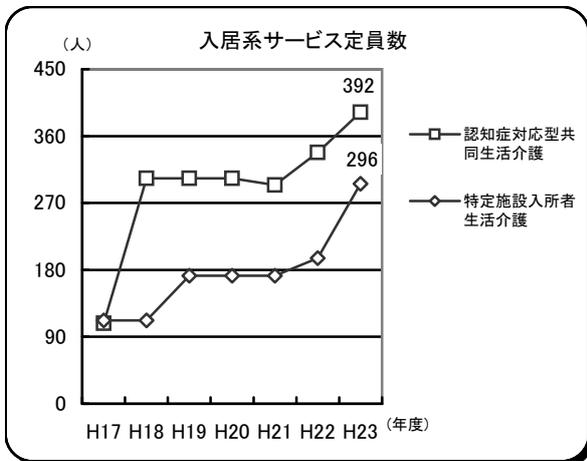
平成23年度は松江市と東出雲町の計
文部科学省「学校基本調査」

④ 松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移



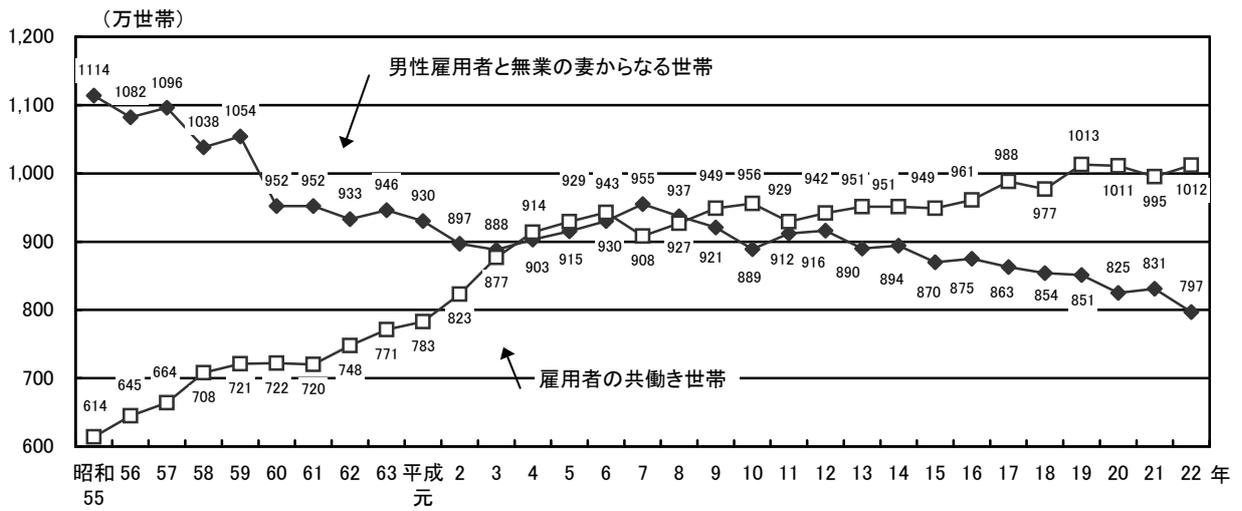
※各年4月1日現在
資料：市介護保険課

⑤ 松江市の介護保険のサービスの定員数の推移



※各年4月1日現在
資料：市介護保険課

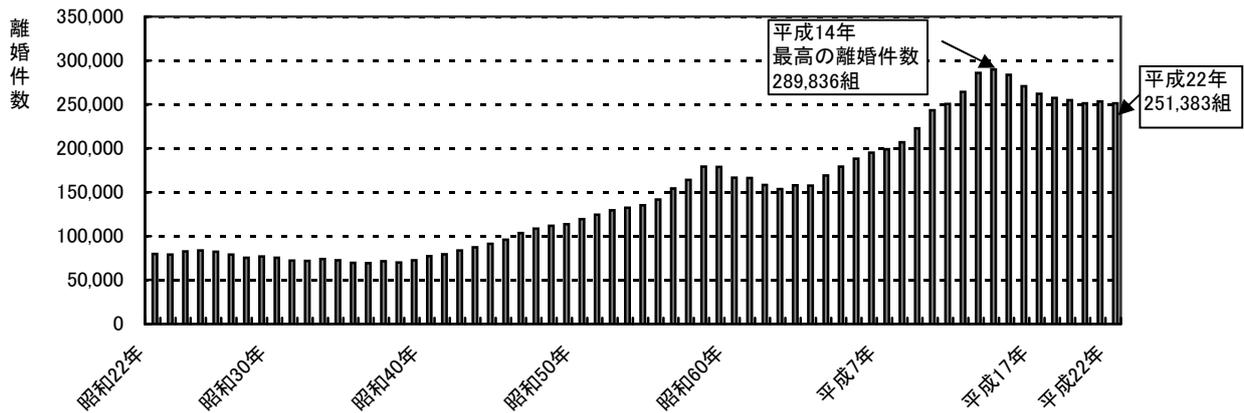
⑥ 日本の共働き等世帯数の推移



1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯

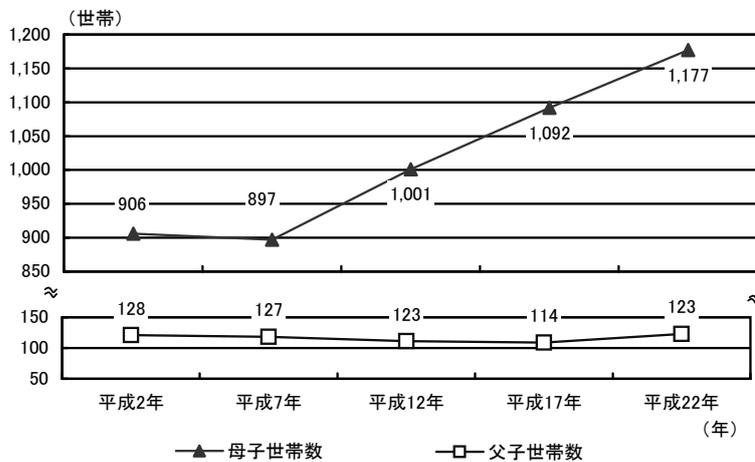
※ 資料：男女共同参画白書（平成23年版）

⑦ 日本の離婚件数の推移



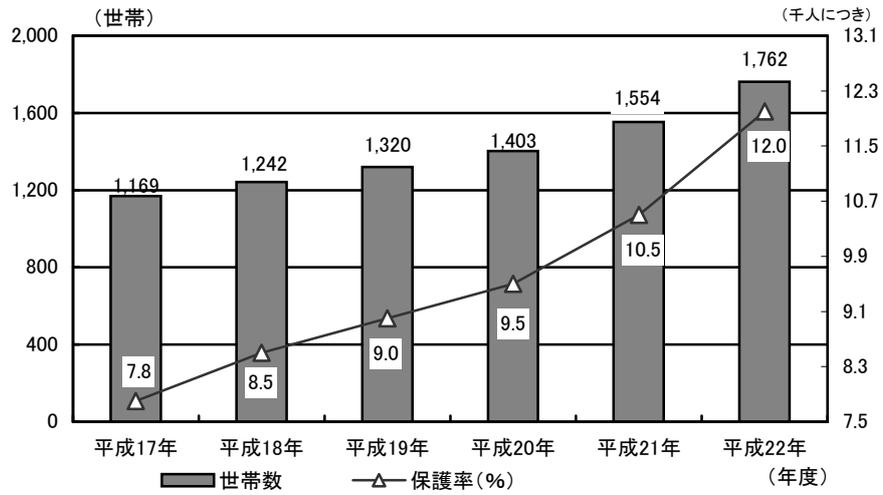
※ 厚生労働省「平成22年人口動態統計月報年計（概況）より
注：昭和47年以前は沖縄県を含まない。

⑧ 松江市の母子世帯数・父子世帯数の推移



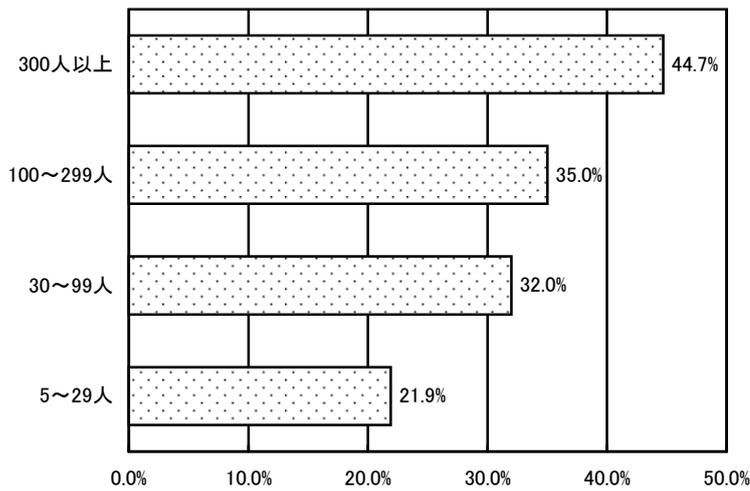
※ (H2～H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 産業等基本集計結果より
H2～H22は旧8市町村と東出雲町の計

⑨ 松江市の生活保護世帯数・保護率の推移



松江市統計書

⑩ 島根県における育児休業の取得状況 (従業員規模別)



※ 島根県「平成20年度島根県労務管理実態調査報告書」より作成

5 日本と世界の比較

① GGI 値順位

HDI値		GGI値			
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.938	1	アイスランド	0.850
2	オーストラリア	0.937	2	ノルウェー	0.840
3	ニュージーランド	0.907	3	フィンランド	0.826
4	米国	0.902	4	スウェーデン	0.802
5	アイルランド	0.895	5	ニュージーランド	0.781
6	リヒテンシュタイン	0.891	6	アイルランド	0.777
7	オランダ	0.890	7	デンマーク	0.772
8	カナダ	0.888	8	レソト	0.768
9	スウェーデン	0.885	9	フィリピン	0.765
10	ドイツ	0.885	10	スイス	0.756
11	日本	0.877	11	スペイン	0.755
12	韓国	0.874	12	南アフリカ共和国	0.754
13	スイス	0.872	13	ドイツ	0.753
14	フランス	0.872	14	ベルギー	0.751
15	イスラエル	0.871	15	英国	0.746
16	フィンランド	0.884	16	スリランカ	0.746
17	アイスランド	0.869	17	オランダ	0.744
18	ベルギー	0.867	18	ラトビア共和国	0.743
19	デンマーク	0.866	19	米国	0.741
20	スペイン	0.863	20	カナダ	0.737
21	香港	0.862	21	トリニダード・トバゴ	0.735
22	ギリシャ	0.855	22	モザンビーク	0.733
23	イタリア	0.854	23	オーストラリア	0.727
24	ルクセンブルク	0.852	24	キューバ	0.725
25	オーストリア	0.851	25	ナミビア	0.724
26	英国	0.849	26	ルクセンブルク	0.723
27	シンガポール	0.846	27	モンゴル	0.719
28	チェコ共和国	0.841	28	コスタリカ	0.719
29	スロベニア	0.828	29	アルゼンチン	0.719
30	アンドラ	0.824	30	ニカラグア	0.718
31	スロバキア	0.818	31	バルバドス	0.718
32	アラブ首長国連邦	0.815	32	ボルトガル	0.717
33	マルタ	0.815	33	ウガンダ	0.717
34	エストニア	0.812	34	モルドバ	0.716
35	キプロス共和国	0.810	35	リトアニア	0.713
36	ハンガリー	0.805	36	バハマ	0.713
37	ブルネイ	0.805	37	オーストリア	0.709
38	カタール	0.803	38	ガイアナ	0.709
39	バーレーン	0.801	39	パナマ	0.707
40	ボルトガル	0.795	40	エクアドル	0.707
41	ポーランド	0.795	41	カザフスタン	0.706
42	バルバドス	0.788	42	スロベニア	0.705
43	バハマ	0.784	43	ポーランド	0.704
44	リトアニア	0.783	44	ジャマイカ	0.704
45	チリ	0.783	45	ロシア	0.704
46	アルゼンチン	0.775	46	フランス	0.703
47	クウェート	0.771	47	エストニア	0.702
48	ラトビア共和国	0.769	48	チリ	0.701
49	モンテネグロ	0.769	49	マケドニア	0.700
50	ルーマニア	0.767	50	ブルガリア	0.698
51	クロアチア	0.767	51	キルギス共和国	0.697
52	ウルグアイ	0.765	52	イスラエル	0.696
53	リビア	0.755	53	クロアチア	0.694
54	パナマ	0.755	54	ホンジュラス	0.693
55	サウジアラビア	0.752	55	コロンビア	0.693
56	メキシコ	0.750	56	シンガポール	0.691
57	マレーシア	0.744	57	タイ	0.691
58	ブルガリア	0.743	58	ギリシャ	0.691
59	トリニダード・トバゴ	0.736	:		
60	セルビア	0.735	60	日本	0.652

HDI：人間開発指数
(Human Development Index)

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、一人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。測定可能な国数は169か国。

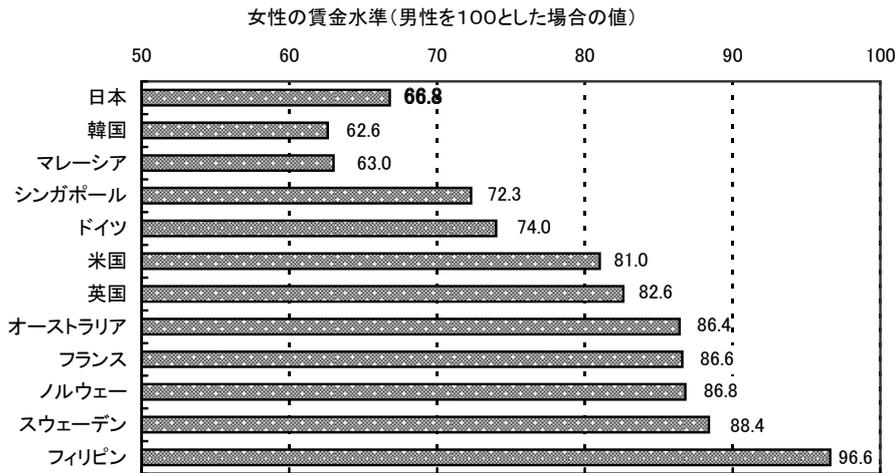
GGI：ジェンダー・ギャップ指数
(Gender Gap Index)

各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出している。測定可能な国数は134か国。

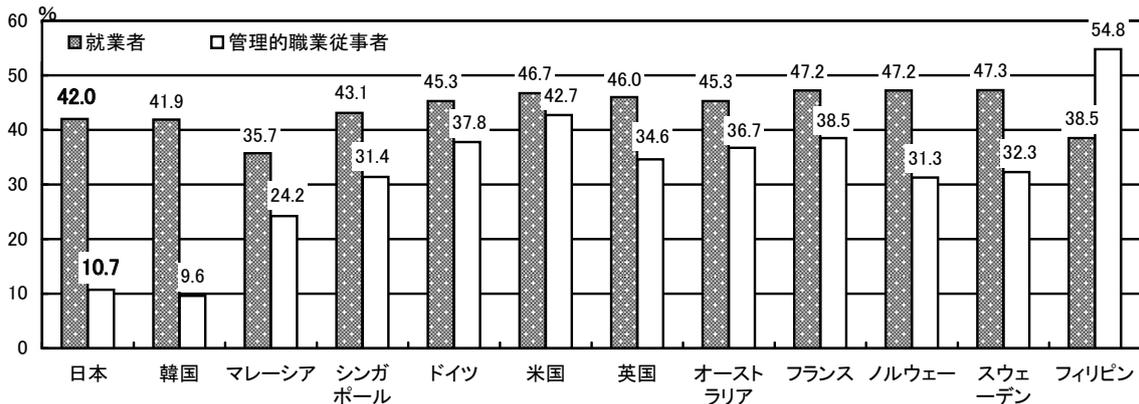
※ 資料出所：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2010」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2010」

② 男女の賃金格差



※男女共同参画白書(平成19年版)より
 マレーシアは国連データベース、米国は商務省「Statistical Abstract of the United States」、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 賃金は、常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週または月当たり比較)。労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。
 日本、英国は2003年、フィリピン、オーストラリア、フランスは2004年、マレーシアは1997年、その他の国は2005年のデータ。

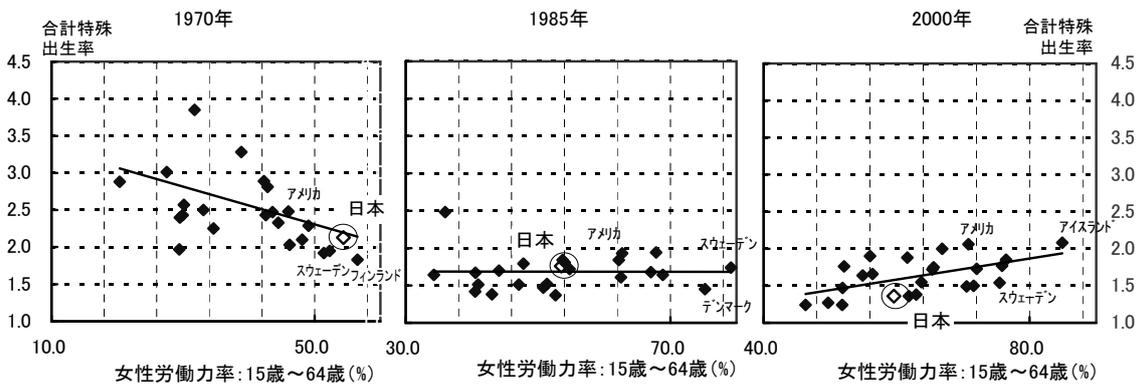
③ 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



※内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成23年1月)より
 日本は総務省「労働力調査」(平成21年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。国により測定方法は異なる。
 各国2008年のデータを使用。

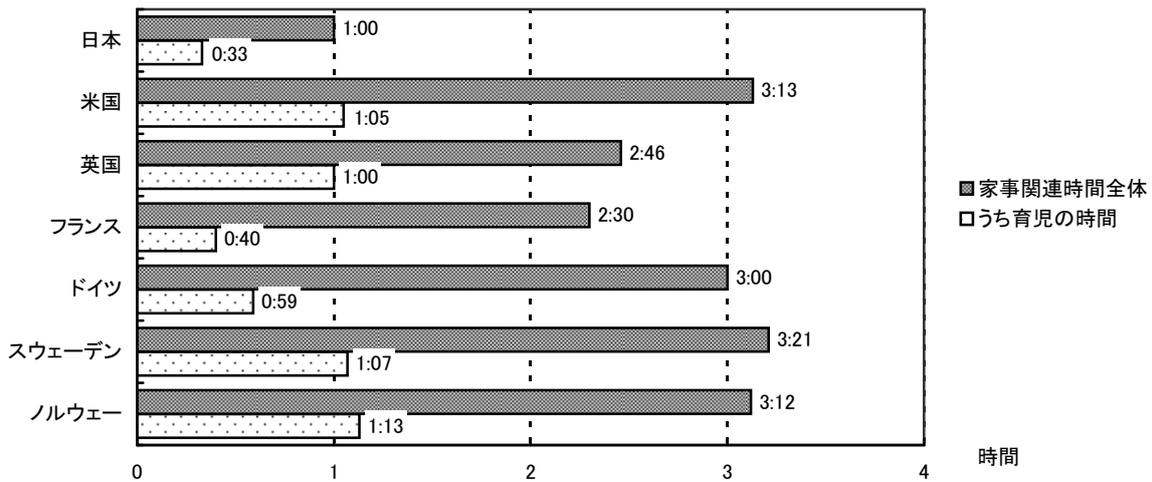
④ 女性労働力率と合計特殊出生率の相関の推移(OECD加盟24か国)

●子どもを産み育てることと仕事の両立が可能な社会環境を整えてきた国では、女性の労働力率を伸ばしながら出生率も回復しています。



※ 内閣府「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」(平成17年)より

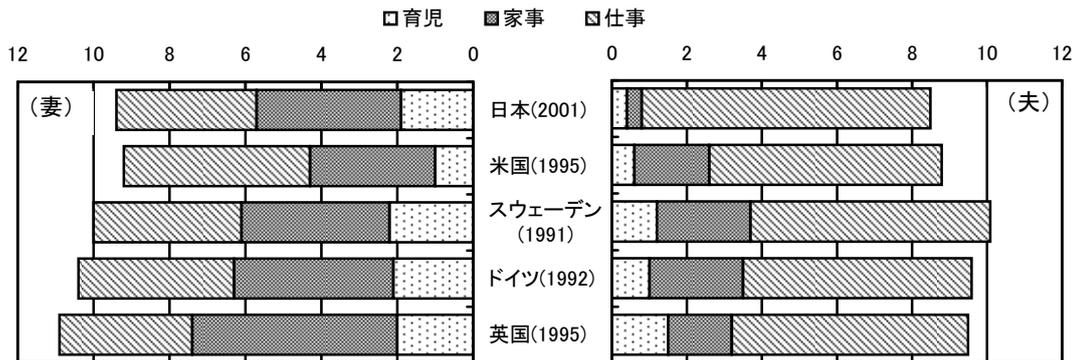
⑤ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間の比較



Eurostat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) ,Bureau of Labor Statistics of the U.S.“America Time-UseSurvey Summary” (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

※ 男女共同参画白書 (平成23年版より)

⑥ 子育て期の役割分担の状況



1. OECD「Employment outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成
2. 5歳未満(日本は6歳未満)の子供のいる夫婦の育児、家事労働及び得稼労働時間
3. 妻はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値
4. 「家事」は、日本以外については、「Employment outlook 2001」における「その他の無償労働」
5. 日本については、「社会生活基本調査」における「家事」、「介護・看護」及び「買い物」の合計

※男女共同参画白書 (平成19年版)より

松江市男女共同参画計画
《後期実施計画》

発行年月 平成24年3月
発行 松江市市民部男女共同参画課
〒690-0061 松江市白潟本町43番地
市民活動センター（ステックビル）3階
電話 0852-32-1196
FAX 0852-32-1191
E-mail danjosankaku@city.matsue.lg.jp



松江市男女共同参画計画《後期実施計画》

平成24年3月 松江市